

筑波大学博士（文学）学位請求論文

近世武士思想研究

武石 智典

二〇二二年度

武士の思想といつた時、多くの人が思い浮かべるのは「武士道」と云う名が知られること。吉と見付けた「三河物語」である。また「葉隠」や「講談」や「歌舞伎」の末の志士の存在。大久保忠教の「三河物語」も高い山鹿流軍学の山鹿素行による「山鹿語類」である。田松陰が学んだことからも高い山鹿流軍学の山鹿素行による「山鹿語類」が存在する。義を思ふの研究(1)においては、名を惜しみその身は顧みず、戦うことこそ武士道とし、一方で見れば泰平の時代において武に加治者たる士として文を求め、共通するものは元和偃武といふ戦乱が終り安定へと向かう時代の前後に成立したものであつた。それゆえに「従来」の時代を中心として武士思想が論じられてきた(3)。他の階層においては、しかなまら、この時代を「中心」として江戸時代を通じて武士はもとより、その他階層においても「なまら」の「変容」もなく受け入れられたかといへば、その階層においては、地がある。なまら、この時代を「中心」として江戸時代を通じて武士はもとより、その他階層においては、分を取り巻く社会構造は大きく異なつていた。分りや例を挙げれば、階層の移動動である。江戸幕府の草創期は、御家人や与力・同心という下位の身分であつても、金銭の売買は考えられず、許されなかつた。一方、中期以降、公に認められては、ないが、役儀の売り買いが實際に行われていた(4)。ここから分るようには、武士階層の認識のみならず、それ以外の農工商においても、士に対する位置付けは武士道や士道の創出された時代の変化に留意した上で、代々長州藩に仕えてきた吉田松陰、才能により取り立てを受けた水戸学者(藤田幽谷・会沢正志斎・藤田東湖)、武家の社会の域外に生きた思想家(浅見綱斎・広瀬淡窓・福沢諭吉)を研究対象とし、武士の自己理解の本論文では、これまでの武士思想の研究で概ね対象とされてこなかつた中期の武士の自己理解について、出資に着目し、これら研究の要素がいかに思想形成に影響を与えたか検討

を加える。そこから武士という存在の自他認識が江戸時代初期における武士道や士道と。これを前集約されるものではなく、多様な背景のもと形成された点を確認する。刀が奪われた明治時代という新時代に、その精神性がいかに継承されたか、または断絶したか連続性をみていく。吉田松陰、後期水戸学者（藤田幽谷・会沢正志斎・藤田東湖）、武家社会の域外にあった思想家（浅見綱斎・広瀬淡窓・福沢諭吉）の武士理解に研究対象とした背景について簡単に述べたい。

吉田松陰研究は、戦前と戦後で研究動向は大きな転換を経ている。しかしながら、高い関心を集め思想分野に限らず様々な視座から（5）論じられてきた。松陰の事績の顕彰は、はじめ長州藩や門下で行われ、明治時代となってこれを拡大したものである。このような点とは別に、山鹿流兵学者、尊王攘夷運動から倒幕論を主唱し、松下村塾の教育に見る多岐にわたる活躍に起因する（6）。これまでの松陰研究で、武士理解は幕府や藩を頼るに足らず在野の人材の目覚めを求め「草莽崛起（7）」や天皇のもと臣民に別を設けない「一君万民（8）」や高弟の高杉晋作が士分以外の出身者による奇兵隊（9）を結成した点を論拠とし、既存の身分によらない先覚者と解釈される。しかしながら本論の立場は、松陰自身の思想行動の根幹に非常な強い長州武士意識が終生存在したのではないかと考える。理由として下級藩士であるが、代々仕えてきた家柄である。また本人も山鹿流兵学者範の継承者として幼少から藩主に近侍する機会を得るといった特別なつながりを有していた。更に、弟子の前原一誠が起こした萩の乱に叔父の玉木文之進の塾生が多く参加した責めを負い自害した史実（10）がある。こうした点から、時の藩政府を否定し得ても、主家の毛利家、さらには寵遇を受けた毛利親を天皇の臣下とし同等と見做し得たかと言え疑義が残る。それゆえに、本論では、松陰の思想を江戸時代初期に形成された武士理解に近似する認識として取り上げる。藤田幽谷と次の水戸学者であるが、これは修史事業を中心とした前期ではなく、藤田幽谷と形成過程で朱子学、後期を對象とする。後期水戸学研究で議論（11）されるのは、学問の

ある。またその尊王攘夷論が明治維新へ与えた影響が論じられてきた。ただ、すでに指摘があるように幽谷・正志齋・東湖の諸学に対する距離はそれぞれ異なっている（12）。加えて、当時の水戸藩内外の政治状況は刻一刻と変化（13）しており、後期水戸学者という枠組みで一括りにはできない。一方、彼等には明確に共通する部分がある。それは、自ら才覚が認められ、藩士に取り立てられたことである。よく知られたように、代官の「世襲」とは一線を画すものであり、正志齋も士分となつたのは父の能力で士となつた者が、藩主や家老といふ政治的協調、または生まれながらに約束された者の能力で士となつた者が、その上で、譜代の政治的協調、または生まれながらに約束された者の能力で士となつた者が、その上で、後期水戸学の役割を果したと考える。福澤論へ多大な影響を与えた福澤論者である。この一端は、武家社会的域外に生きた思想家と位置づける見解、広瀬淡窓、代官論の中、網齋は近江の医者の家に生まれ、山崎闇斎の「中国の忠臣の略史を通覧」の観念を、網齋は「京に居を構え門弟に学問を教え暮らした。尊王論へ多大な影響を与えた」と評している（14）。淡窓は天領の豊後日田の商家に生まれた。生家の博多屋は大名貸しを行はざる富商であつた。学問は福岡藩儒で徂徠学派の亀井南冥・昭陽に師事し、折衷の立場を取つた。主宰した私塾咸宜園の功が認められ、士分を許される。福澤は、中津藩士は生来弱であるため、白石照山に多くを郷里での教学で過した（15）。福澤は、中津藩士の子として生まれ、不遇であるが、後方洪庵に洋学を創設した幕臣となる。この三者は、明治活動した時代、地域を異にするが、武家社会の仕官を断り続け、武士のあり方に深い関心を懐いた。点で異なるが、網齋自身は仕官を断り続け、終つて、その関心を商人の義にあつた。実際は、その幕末の志に継承され、後期水戸学者と類似の才覚を認められ、福澤に学ばず、正當な評価を得ることはできない。そのあつた。幕府を辞して後

出仕を断つた。ゆえに彼等の武士となつた。武士の認識を考らる。究る。士分は、外側から立つ。このように、認識する。内容は、論取り。は。士なき、時代、その精神は、か

(二)

て。以下では、本論文の中で検討する内容について、各章ごとにその概要を述べ。正成と、山鹿、吉田、陰家、理学、山鹿、武流、士論、吉田、松陰、鹿行、北朝、代活、士道、將、木、鹿、素、吉田、楠、目指す。素行、正成、鹿行、北朝、代活、士道、將、木、鹿、素、吉田、楠、学び得た。素行、正成、鹿行、北朝、代活、士道、將、木、鹿、素、吉田、楠、を實踐した。素行、正成、鹿行、北朝、代活、士道、將、木、鹿、素、吉田、楠、名を求めた。素行、正成、鹿行、北朝、代活、士道、將、木、鹿、素、吉田、楠、よう第二節で、備も、逆き、説く、の、松造、及、幕府、論、へ、の、横、の、結、合、を、目、指、し、説、く、の、身、分、の、否、定、は、な、く、一、藩、あ、げ、て、の、尊、皇、攘、夷、か、ら、志、あ、る、者、の、横、の、結、合、を、目、指、し、説、く、の、

藩に非難の重点は、期藩の身を巡り、譜代と新参での対立があったからである。ゆえに、その第三節で、後水戸学における世襲理解について、研究はこれの才を生かすことへの整合性について、位が未だ不満足な間、幽谷・正志斎・東湖の特色である。分でなく自立の才を生かすことへの整合性について、この未だ不満足な間、幽谷・正志斎・東湖の特色である。となく、任用すべきという姿勢を示す。一方、東湖に至っては、はつきりと才ある者に政治を任せざるべきという姿勢を示す。一方、東湖に至っては、はつきりと才ある者に見解は共通の別は絶対であるが、臣下の間の禄位の高下は論じるに足らないとす。

(四)

第三章は「武家社会の域外における「武士」理解」とし、武家社会の外側で生きることを選んだ(177)「浅見綱齋、広瀬淡窓、福沢諭吉について論究する。第一節は、「浅見綱齋『靖献遺言』における「処士」論」である。『靖献遺言』は、中国の忠臣の事績を編纂したものであり、その中に陶潜と劉因が処士として加えられている。この両者は、あえて仕えぬ野に在り、その節義を全うしたと評している。そこには、綱齋自身が生涯で過ごした点にも現れるように、主君に仕えるか仕えないかが問題ではなく、いかなる立場にあるか、広瀬淡窓の身分認識——士分についての考察——と題し考究するものである。第二節は、「広瀬淡窓の身分認識——士分についての考察——」と題し考究するものである。咸宜園での功が認められ、士分となるも、時の西国筋郡代塩谷正義から塾の運営に干渉を受けた。この役割は戦いには必要で、淡窓が、士分でも代替できるものたか。武士の本来的な徳割は、戦いには必要で、淡窓が、士分でも代替できるもの自は天より決められた定め命ではなく、その業の逆らうことはない。天命を知らず、畏れ

り、一臣民にとつて君とは天皇のみを意味する時代へと至つた。そのことは、武士自身のものよりどころであつた先祖の功、引き立てた主君との繋がり、断ち切るものであつた。いふならば、新たな君臣が創出される中で、武士という実在のみならず思想もまた失われた。それゆえに、明治時代以降に展開された武士論とは、実像というよりも、部分的に伝承された情報を時代の要求に基づき再構築したもので、そこに前代からの連続性は認められないのである。

注

- (1) 和辻哲郎『日本倫理思想史』(岩波書店、一九五二)、相良亨『武士道』(塙書房、一九六八)、菅野覚明『武士道の逆襲』(講談社、二〇〇四)を参照。
- (2) 相良亨『日本人の伝統的倫理観』(理想社、一九六四)を参照。
- (3) 山本眞功「武士道論争」(『日本思想論争史』ペリカン社、一九七九)、
- (4) 高柳金芳『江戸時代 御家人の生活』(雄山閣出版、一九八二)参照。
- (5) 田中彰『吉田松陰 変転する人物像』(中央公論新社、二〇〇一)参照。
- (6) 広瀬豊『吉田松陰の研究』(東京武蔵野書院、一九三〇)、奈良本辰也『吉田松陰』(岩波書店、一九五一)、海原徹『吉田松陰 身はたとひ武蔵の野辺に』(ミネルヴァ書房、二〇〇三)を参照。
- (7) 「草莽」とは、『孟子』万章下に「在国曰市井之臣、在野曰草莽之臣、皆謂庶人。」とあり、在野の有用な人物という意で、松陰が北山安世宛、野村和作宛の書簡に確認できる。
- (8) 「一君万民」とは、『詩経』小雅北山之什に「溥天之下、莫非王土。率土之濱、莫非王臣」とあり、広大な天の下はすべて王の国土であり、果てなく続く地において、王の臣下でない者はないという意で、『将及私言』で引用している。
- (9) 田中彰『高杉晋作と奇兵隊』(岩波書店、一九八五)を参照。
- (10) 松本次郎『萩の乱…前原一誠とその一党』(鷹書房、一九七二)を参照。
- (11) 尾藤正英「水戸学の特質」(『水戸学』岩波書店、一九七三)を参照。
- (12) 本山幸彦「後期水戸学の人々」(『江戸の思想家たち(下)』研究社出版、一九七九)を参照。

(13) 水戸市史編さん委員会『水戸市史』中巻5(一九九〇、水戸市)を参照。
 (14) 近藤啓吾『浅見綱齋の研究』(一九九〇、臨川書店)を参照。
 (15) 井上源吾『広瀬淡窓評伝』(一九九三、葦書房)を参照。
 (16) 小泉信三『福沢諭吉』(一九六六、岩波書店)を参照。
 (17) 綱齋以外の、淡窓は士分となり、福沢は中津藩士に生まれ幕臣となるが、三者とも武家社会または官途の中で生きるのではなく在野での活動を選んだ。

第一章 長州藩士吉田松陰の武士思想
 第一節 山鹿素行の楠木正成評と「士」論

はじめに

「凡そ士の職と云ふは、其の身を顧ふに主人を得て奉公の忠を尽し、朋輩に交はりて信を厚くし、身の独りを慎んで義を専らとするにあり。」（『山鹿語類』「士道（一）」）とは、江戸時代前期の儒学者であり、また兵学者として知られる山鹿素行（一六二二—一六八五）が「士」のあり方を直接的に表現したものである。大意は、士分では、主君に仕え忠を行ひ、同輩に信賴され、行動を慎み、義に従うべきと説くものである。これは前時代の武士の実像と乖離したものであつた。なぜならば戦乱の世では、力の弱くなつた主家に成り代わる下克上や、敵方に寝返ることには珍しいことではなく、非難を加へられるようなものではなかつた（二）。つまり、先行研究で既に指摘されてきたように、素行がこれまでと異なる新たな武士像を創出した（三）といふことである。その「士」論は、素行自身をはじめた山鹿流兵学が全国各地に伝播すると同じくして、この学問を家学とした吉田松陰に多大な影響を与へた。この留意的な転換を狙つた訳ではない点である。素行は従来から、政治に關与する文人への本質的な戦術的役割にきつては、戦いのみを主とする武人から、武士の生き様、つまりこの時代の根源的な特色を明確にする上で参考となるもの、が北朝時代以降、南朝時代として躍つた楠木正成に於いての評價である。なぜならば、正成は、当時既に士の優れと兵法者で、類いまれな忠臣と理解されていた（四）からである。さらには、素行が士の範として先例をあげ論じた『山鹿語類』士談の中でも、正成自身は素行を多々引用し、おのづからその位置づけの高さが分かる。これに「君主像として描く（五）」『太平記秘伝』が、多大な影響を与へたとされる（六）。

評さ江戸時代前期において理想の君主や忠義の士、または類い希少な兵法者等々、多様に
 認することは、正つて素明らかな止まらな、素行の可能を観、政治、士
 あるべき姿とは、何なるものか、位置を見つけた、その認識背景から見えな、君臣の観に、
 考本節では、ま、い、武家の正統論、

楠木正成評

楠木正成は、元弘の変（一三三一年）において醍醐天皇に「梅論」とも
 方に、かくして、その成績は、敵対した室町幕府側による「平記」で「あり、
 確認できる。後、この時代に伝説を「加えて注釈書の「合戦上手」の「武将として積
 江戸時代以降、これのように『評』を加えた理想の政治家と評され、高き位置の
 究成果で指摘されるように、『理尽』で「正成は、た合戦上手の武将」として、この
 く、知仁勇（？）の三徳を兼ね備えた理想の政治家と評され、高き位置の積りた、
 行の正成観に「影響を与えたとされる点に留意しつつ、いかなる点を高く位置づけ
 か次に、楠木一代の出来物は、宇都宮が来るを聞き、城を開き、軽引取り。最前
 楠木正成の一生、最も優れた才能、宇都宮公綱が少数の兵を率い、攻め寄

へて此の如く致すこと、は、良将にあり、は、成るべきことなり。
 利の面白きは、小敵は、うの合戦も、思ふべき、成るべきことなり。
 へて此の如く致すこと、は、良将にあり、は、成るべきことなり。
 （『山鹿随筆』正成の名合戦）

楠木正成の生涯、最も優れた才能、宇都宮公綱が少数の兵を率い、攻め寄
 せられた戦わずして、城を明け、進退をよく考
 ば、悔むところは、なく、却退した心を掛ける、晴らな、行動を取るよ、な、良
 ず、悔むところは、なく、却退した心を掛ける、晴らな、行動を取るよ、な、良
 出ず、悔むところは、なく、却退した心を掛ける、晴らな、行動を取るよ、な、良
 得ない。とは、なく、却退した心を掛ける、晴らな、行動を取るよ、な、良

素行は、正成をただ勇のみの武將ではなく、退くべき時に兵を引き上げること、挑んで敵の意図を読み取り、退却し争ひを譲つた逆さまに相手を加えて、その才覚を端的に「義に立たせたり」と、勇を励まし、機に従つて其の変をまうく、尤も名將と云ふべし。〔『山鹿語類』士談〕と、義勇を備え、機を見るに敏な將と評する。また、正成忠義の志唯だ大なる哉。とし、世上の嘲を顧みずして、世間の嘲笑を気に留めず、陣中で策を巡らし勝ちを決する。素行の正成理解は、合戦上手の將とするものであつた。それは人の指揮下に、勇奮う一騎当千の武者であつた。歴戦の武將たちと比較し、その優劣を論及している。法家として解積するの兵法を、帷幄の内から策を巡らし勝利を得る兵、以下に示す箇所である。義経・正成同日にして論ずべからず。義経弓流・逆櫓の論、小八葉の車の禪師が女静を愛して堀川夜討の息女を嫁断して女にお事、やかせ、女を具し、梶原景季が京都に上り道にあたり、正成はとかなど、舎兄に對し、下向迄の悪念を起さる事、一つとせし、道にあたり、正成はとかなど、舎兄に對し、三徳を具し、君に不忠の心を孫までさし、道にあたり、正成はとかなど、舎兄に對し、てこれ論ぜんや。兵法を以ていはず、義経は天然奇用にして第一とす。豈同日に、正成は困知術の知將と云ふべし。義経は治川に、たん淀芋洗へかつかうらんと信り、鶉越をさる、この家、虚を、川の大浦を、ねずちたて、あはるか、うらんと、討死に、たさる、この家、虚を、川の大浦を、に、たん淀芋洗へかつかうらんと、討死に、たさる、この家、虚を、川の大浦を、正成は困知術の知將と云ふべし。義経は治川に、たん淀芋洗へかつかうらんと、討死に、たさる、この家、虚を、川の大浦を、てこれ論ぜんや。兵法を以ていはず、義経は治川に、たん淀芋洗へかつかうらんと、討死に、たさる、この家、虚を、川の大浦を、三徳を具し、君に不忠の心を孫までさし、道にあたり、正成はとかなど、舎兄に對し、てこれ論ぜんや。兵法を以ていはず、義経は治川に、たん淀芋洗へかつかうらんと、討死に、たさる、この家、虚を、川の大浦を、

素行によれば、正成を源義経と同列に論じることにはできないとする。なぜならば、屋
 島の戦いにおける弓流しや退路を考慮しない逆櫓の論、敵方の女性に溺れるといった
 不行状。加えて、兄頼朝に対する不服従な態度からも、一つも道理に適う行為はない。
 一方で正成は、知仁勇の三徳を具え、子孫に至るまで忠義を尽くした人物である。ま
 た、その兵法を見たならば、前者は、生まれ持つての才覚により、後者は『孫子』や
 『呉子』といった兵法を学び、それを応用するのであった。つまり、素行の理解では、
 義経の兵略は後人にとって手本となるものではないと断じる。
 要するに、素行は義経の兵略を高く位置づけるが、それは生来の才によるものであ
 った。他者が学び得ることはできないとする。また、その人となりは、全く評価しな
 い。一方で、正成の場合、兵書を学び己が兵法を完成させたからこそ、後人も同じく
 習得が可能と解釈する。
 素行は、正成を後世の師表とすべき名将と位置付ける。とはいえ、『理尽抄』に見ら
 れるような優れた君主という理解を継承したのか。「或る人云ふ、然らば楠木正成・武
 田信玄など何ぞ天下を治めざるや。予云はく、兵法の上手の天下を取るといふにはあ
 らず。（『山鹿随筆』兵法）」と治者と将を別として考えていた。要するに、いくら合
 戦が上手くとも、それを以て天下を治める器量の持ち主とは言えないのであった。
 ここまで見てきたように、素行は正成を『理尽抄』に見られる理想の君主としてで
 はなく、あくまで臣下とし評価する。それゆえに、知仁勇の三徳を具え義に基づく行
 為も、それが発揮されるのは臣としての役割の中であつた。
 具体的には南朝に忠を尽くした次のような行為を指す。
 後醍醐の帝兵を挙げ玉ふの後、後光厳院まで四十余年の兵乱に、或は敵となり或
 は味方となりて、安危をうかがひ存亡をはかつて利害を弄するのみなりしに、楠
 正成父子始終ともに更に変ずる事なく、義を金石に比す、尤も義士と云ふべし。
 （『山鹿語類』士談）

後醍醐天皇が挙兵してから後光厳院天皇までの四十年余りの兵乱の間に、多くの者は、
 時には敵となり、明日には味方というように自己の安危や存亡といった利害の計算の

はみ 不変であつた。その一方、楠木正成親子は終始一貫、南朝に忠義を尽くした。この姿勢
 有素であつた。正成も自ら北朝に降参して、田舎の保身をして、利氏の難
 たに。また、この恩讐も、かなつかうだり、その代り、朝臣の曲げや一族の保身を、終生も非
 間。特段の恩讐も、かなつかうだり、その代り、朝臣の曲げや一族の保身を、終生も非
 さ。れに。また、この恩讐も、かなつかうだり、その代り、朝臣の曲げや一族の保身を、終生も非

又。兵庫にて討死、前子息の正行に、宿願を告げ、終生も非
 打。死す。命を助ければ、天に下る。孫に、宿願を告げ、終生も非
 一。且、身助ければ、天に下る。孫に、宿願を告げ、終生も非
 一族。若党、一人、死す。命を助ければ、天に下る。孫に、宿願を告げ、終生も非
 つ。若党、一人、死す。命を助ければ、天に下る。孫に、宿願を告げ、終生も非
 君。仕ふ。是れ、汝が第一の孝行也。是れ、汝が第一の孝行也。是れ、汝が第一の孝行也。

湊川の戦い、前、利、忠、義、を、失、つ、た。その、上、で、討、ち、死、に、し、た。な、ら、ば、
 天。下。の、勢、は、尊、氏、の、利、忠、義、を、失、つ、た。その、上、で、討、ち、死、に、し、た。な、ら、ば、
 命。を、助、け、た。め、に、長、年、の、利、忠、義、を、失、つ、た。その、上、で、討、ち、死、に、し、た。な、ら、ば、
 残。ら。な。い。本、正、成、の、剛、主、君、に、近、く、あ、り、方、こ、そ、が、臣、下、と、し、て、取、る、べ、き、道、と、説、く、の
 論。は、素、行、は、正、成、の、剛、主、君、に、近、く、あ、り、方、こ、そ、が、臣、下、と、し、て、取、る、べ、き、道、と、説、く、の
 であつた。素行は、正成の剛主君に近くあり、方こそが、臣下として取るべき道と説く、の
 南。朝。に、対、して、正、成、の、剛、主、君、に、近、く、あ、り、方、こ、そ、が、臣、下、と、し、て、取、る、べ、き、道、と、説、く、の
 績。を、揚、げ、し、た。正、成、の、剛、主、君、に、近、く、あ、り、方、こ、そ、が、臣、下、と、し、て、取、る、べ、き、道、と、説、く、の
 南。朝。に、対、して、正、成、の、剛、主、君、に、近、く、あ、り、方、こ、そ、が、臣、下、と、し、て、取、る、べ、き、道、と、説、く、の
 士。は、知、る、勇、の、三、徳、を、専、ら、興、し、お、ち、め、を、見、届、く、る、こ、れ、な、り、の、知、な、り、の、勇、は、腕、脛、の、強、く、
 確。な、る、な、り、の、勇、の、三、徳、を、専、ら、興、し、お、ち、め、を、見、届、く、る、こ、れ、な、り、の、知、な、り、の、勇、は、腕、脛、の、強、く、
 士。は、知、る、勇、の、三、徳、を、専、ら、興、し、お、ち、め、を、見、届、く、る、こ、れ、な、り、の、知、な、り、の、勇、は、腕、脛、の、強、く、

(『山鹿随筆』士の三徳)

(『山鹿語類』臣道)

士は知仁勇の三徳を具えるべきである。素行の解釈によれば、知とは故事を通して新し、最後を見届ける、これを意味する。仁とは絶えたものを継承させ、廃れたものを再興し、最。後。を。見。届。け。る。こ。と。を。意。味。す。る。仁。と。は。絶。え。た。も。の。を。継。承。さ。せ、廃。れ。た。も。の。を。再。興。し、士。は。知。仁。勇。の。三。徳。を。具。え。る。べ。き。で。あ。る。素。行。の。解。釈。に。よ。れ。ば、知。と。は。故。事。を。通。し。て。新。し。い。こ。と。を。知。る。こ。と。を。具。え。る。べ。き。で。あ。る。素。行。の。解。釈。に。よ。れ。ば、知。と。は。故。事。を。通。し。て。新。し。い。こ。と。を。知。る。こ。と。を。意。味。す。る。仁。と。は。絶。え。た。も。の。を。継。承。さ。せ、廃。れ。た。も。の。を。再。興。し、最。後。を。見。届。け。る。こ。と。を。意。味。す。る。勇。と。は。身。体。を。強。く。し。確。実。に。役。立。つ。よ。う。に。す。る。こ。と。を。い。う。

「君臣論」

素行の正成評価は、学問により兵法を身につけ、三徳を有した忠臣で、士の亀鑑とい。う。も。の。で。あ。つ。た。こ。と。に。よ。る。こ。う。し。た。認。識。の。背。景。に。は、素。行。が。士。と。君。臣。を。不。可。分。と。し。て。理。解。し。か。い。た。こ。と。に。よ。る。で。は、素。行。は。君。臣。の。つ。な。が。り。は。い。か。な。る。関。係。で。あ。る。べ。き。と。考。え。た。

其の徳天にのつとり其の光日にひとしきを以て、是れを君とし、四海の万民渴仰の思を成す。其の徳地にのつとり其の光月にひとしきを以て、是れを臣として、万民又此の命を伝う。これ君臣の別るるゆえなり。徳を以て論じ、命を以て見、形を以て考ふるの間、上下の分皆自然の道理より事起れるなれば、ここにおいて人々臣の分を安んじて、其の差等を不可越也。
(『山鹿語類』臣道)

そのすぐれたところを天と日、其の差等を不可越也。として民に仰慕させ、地と月の光と同じくするもの、臣とし、人々に君命を伝えるとする。これこそ君臣が分かれた事由である。身分を越えた行為は許されないとする。より生じたからこそ、その分を守らなければならないとする。

素行によれば、君臣関係とは当事者間に限られたものでない。それは天地日月の
守り、君位の望むべきところで論じて。このように深く君恩を蒙つて、非常に重く、
この係り、変化の示すような理に身をまかせた時から深く君恩を蒙つて、非常に重く、
情が加えて以下に示すような理に身をまかせた時から深く君恩を蒙つて、非常に重く、
凡そ君臣の恩、其の初を云ふ時は、我れ父母の養育に逢ひて養を豊にいたされし
事、父の君に、かえて禄を得るに、其の本に愛恵すべきゆえんに、君恩に浴す。
君臣の間は他人と他人の出入を以て、其の禄をあたえ、其の養を全からしむ。これに困つ
一時の約束一旦の思入を以て、其の禄をあたえ、其の養を全からしむ。これに困つ
て父母を養い妻子を以て、其の禄をあたえ、其の養を全からしむ。これに困つ
恩にあらずと云ふ事なし。其の禄をあたえ、其の養を全からしむ。これに困つ
階下として、父が仕主君の恩義を受け、其の禄をあたえ、其の養を全からしむ。これに困つ
の瞬間から、父が仕主君の恩義を受け、其の禄をあたえ、其の養を全からしむ。これに困つ
親愛の情が生れる。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、
下に禄を授け、父が仕主君の恩義を受け、其の禄をあたえ、其の養を全からしむ。これに困つ
し友人と交流する。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、
に端と流る。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、
励むとす。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、
重いかとす。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、
事、甚だおろかる。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、
す。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、
大君は対等である。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、
あ。成り立ち、元來、他人の営み、養育され、

君を非におとし入れて君を論せんことを以て非を以てせんと思はんは、臣たる分を忘れ其の職を失し、君を以て他人の交際を以て君の行状を多断するは、臣下の職分を甚だ逸脱する行為である。世の中におい
 主下が判するは、君の分を忘る。つて、事を起す家臣や待遇に、大抵君の行為
 是非により断するは、君の分を忘る。つて、事を起す家臣や待遇に、大抵君の行為
 の非である。これは己の分を忘る。つて、事を起す家臣や待遇に、大抵君の行為
 するものである。君の意図は、上下の位相を示す。その立場で論じる行為を許したなら
 こそ、この論は、君の意図は、上下の位相を示す。その立場で論じる行為を許したなら
 ば、この論は、君の意図は、上下の位相を示す。その立場で論じる行為を許したなら
 素更に、一度、主として認め出仕したならば、命を危惧するがゆえであつた。
 委身と云は、己が身に重く受け止めていたもので、計なし、唯だ君のため、
 成の事は、死を以て君の心にかす。凡そ君の間の約をなし、其の家臣の官に
 も、生かすは、君の心にかす。凡そ君の間の約をなし、其の家臣の官に
 是れを、君にまかすは、君の心にかす。凡そ君の間の約をなし、其の家臣の官に
 也。これに、自ら利得を慮らず、ただ主君のため、死すべき細なもとの身を任せる。
 身を委ねるとは、自らの利得を慮らず、ただ主君のため、死すべき細なもとの身を任せる。
 一度、君の係を預ける以上、それ以下の問題は、些細なものとして計算す
 べきではない。大切なる命を預ける以上、それ以下の問題は、些細なものとして計算す
 と、臣となつた臣を観るべき姿を意味する。己が一身の主なる絶対的忠義を尽くすべ
 朝に忠義を尽くすべし。臣となつた臣を観るべき姿を意味する。己が一身の主なる絶対的忠義を尽くすべ
 するに、忠義を尽くすべし。臣となつた臣を観るべき姿を意味する。己が一身の主なる絶対的忠義を尽くすべ

持ち、武門は経世を主とし、道義に基づき、政治の行く末を自らの責任とするのである。素行の理解では、政治に関心を失い詩歌や管絃といった技芸にのみ心を寄せる公家よりも、天下を案じその安定を自らの役目と覚悟する武家こそが、治政の担い手と見なすものであった。加えて、ここで明確となるのが後醍醐天皇による建武の新政を評価していない点である。その治政は、政治的な混乱をもたらしたとのみであったと論じる。一方で、天皇や公家に対して、武士による統治の方がすぐれているという認識を示す。

湯武の古を慕って武を賤しんじ文を専にせんとならば、天下を王朝に譲り政道を公家にかえして、元弘・建武のふるき跡をたぎぬるの外なし。しからば天下の乱、数レ日て待つべく、四民の困窮前車の覆るためし不レ言可レ知。

(『治平要録』卷一)

湯王や武王といった古代のすぐれた王を慕って、武を疎かにし文のみを主とするならば、天下の政治を朝廷と公家に返上し、建武の新政に戻るほかはない。そうしたならば、天下は乱れ、民は困窮することは失敗の前例からも言わなくても知るべきである。その上で、もし、政治を武家の手から公家に戻したならば、天下が騒乱に至り民が困窮するとその危険性を述べる。素行自身はけっして天皇と武士の関係を断絶したものとし、朝廷の権威自体を否定するものではない。それは「凡そ武威は王に勤め懐に敵し、暴を禁じ逆を戴さざれば、必らず武を汚す。」(『謫居随筆』)とし王を武の関係性の上位として、天皇や朝廷の権威を認めながらも武家が政治を担うべきとするのは、公家による政治の失敗という先例に基づくものであった。また、以下に見るような素行の王と云ひ伯といふ、皆人を治むるの道のみ。孔子、斉桓・晋文を論ずるも、亦王覇を別たさず。凡そ王道相續し来れば王道なり。方伯天下を制してよりは伯道なり。王道・霸道豈一岐ならんや。

(『山鹿随筆』王覇は一なり)

王自くとは意 本家説 政のにの王 のじ一 るじ王
 覇身朝こなく欲 言質の明こで道尊五覇 はにこふ王 はると素°るであ
 論の廷そくやう能な認府るでそ基はに、依れ°覇政あく°す行は王際もれ
 か認を主時勢力な識で°明れづく存るのざと覇皆、安のまで、その来分別であ
 ら識優眼とばしも素確がくなしも夏れ云ふ時古定、為政者による統治方法の違いに過ぎないとな
 もで先であよいつたは(15)。題と考し、ない°皇を中と民を治め公家の朝安
 窺はしたるこ°統治もは(15)。題と考し、ない°皇を中と民を治め公家の朝安
 え力たるこ°統治もは(15)。題と考し、ない°皇を中と民を治め公家の朝安
 る量こ°統治もは(15)。題と考し、ない°皇を中と民を治め公家の朝安
 よにとゆえに正成は士が政者となかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 にぐつに法の武違は士が政者となかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 拒れたい正成は士が政者となかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 絶たては士が政者となかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 す武は士が政者となかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 べきが政者となかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 も為たる、評の無私忠の、時代趨勢で、あり、その
 の政者となかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 者評の無私忠の、時代趨勢で、あり、その
 はとなかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 なる加えの、時代趨勢で、あり、その
 かつこえの、時代趨勢で、あり、その
 となかっ°は、時代趨勢で、あり、その
 かい評するもぐれ、治幕府、素行
 の、時代趨勢で、あり、その
 時、時代趨勢で、あり、その
 代、時代趨勢で、あり、その
 の、時代趨勢で、あり、その
 趨、時代趨勢で、あり、その
 勢、時代趨勢で、あり、その
 で、時代趨勢で、あり、その
 あり、時代趨勢で、あり、その
 、、時代趨勢で、あり、その
 素行、時代趨勢で、あり、その

正成と「士」論

行も規矩たる先人の事績を述べ論評を加えた『山鹿語類』士談の中にあって、正成の言評も引用されてきている。この導出される限定とするものは、具体的にか、然して時の為政者たる士分と限定するものは、できない。しかしながら、これをそのまゝ武士に置き換え、または臣下と限定するならば、次に示す弟子との問答に広範なものとすのがより適当ではないか。なぜならば、次に示す弟子との問答に

或人問ふて曰ふ、士の達人誰を以て期せんや。師曰はく、君にして堯・舜・禹・湯・文・武、臣にして臯陶・益稷・伊尹・呂望・周公・孔子、各々士道の相究まれる也。し

(『山鹿語類』士談)

弟子が質問する、士の達人は誰をあげることができるか。素行が答える、君主であれば古代のすぐれた王である堯・舜・禹・湯・文・武であり、臣ならば臯陶・益稷・伊尹・呂望・周公・孔子であり、彼等は士道を究めた者である。この道とは、聖人を手本とし、学ぶための書は六経を応用とする。ここで素行が明示する士とは、臣下や武士を指して論じるのではない。より広く君も含み、その鑑とするものは聖人であり、学ぶところは六経によるものと説く。加えて、士分として生まれた者は精進し達人の境地に至るべきとする。位置づけることが可能となるのか。素行は三点の条件を示している。上兵は天下国家、中にして修身正心、下されば能く士の道を究理するとき、上兵は天下国家、中にして修身正心、下にして身体修練技術ここに勤む。然れば三つとも相ととのうる人を号して士の上達の人、大丈夫(16)と云ひつべき也。(同上)

士道を究めたならば、高次なものとして天下国家の政治を担い、次に身を修めて、心を正し、卑近なものとして身体技術の鍛錬に励む。これは『礼記』大学の修身・齐家・治国・平天下を意識したものであり、この三条件が整う者を称するに士の上達人や大丈夫というのである。

点もこの三つの条件は、先にあげた士の三徳たる知仁勇とは異なるものであるが、共通
 ずしも一致する。勇と身は言えない。しかし、為政者として求められる要件と考えた場
 合にはその類似性は認められる。素行が正成を評するにあたり、三徳を兼ね備えた者とし、
 何よりも着目すべきは、また、素行が正成を評することである。三徳を兼ね備えた者とし、
 同時に大丈夫であつたと定義して、小勢に、誰をたのむとも何を
 而して千劍破の城をまたうけ、高き二町斗か百人にたぬ小城に取こも何
 まつともなき城の中、高さ二町斗か百人にたぬ小城に取こも何
 東国勢を引きうけ、日本の人衆を待ちそろへて、陳平・張良が肺肝の謀を廻らせ
 しこと、大丈夫の度量に非ずしては不可叶いとも非ずや。肝の謀を廻らせ
 千劍破に城を築き、僅か百人に満たない兵数で、誰か援軍を頼むこともできない中で、
 高くも劉邦の名軍師陳平・張良のような謀を行ったことは、大丈夫の度量でなければな
 の高祖劉邦の名軍師陳平・張良のような謀を行ったことは、大丈夫の度量でなければな
 し得ない。身分として生まれ、成すべき存在を「達人」または「大丈夫」と素
 行は稱す。この士道が達人と評するの才覚や心持を認め、素養やその
 士論において、士道が達人と評するの才覚や心持を認め、素養やその
 想と行が武像に最も近い人物である。士と相対する尊重すべきとした。王霸
 論の解から推察でき、向かうに、過渡期に武士のあり様を提示するも、
 これ、混乱から安定的な存在意義を、揮舞する場を喪失し、自ら偏つた生きた
 まは、代々の要請を顧みず、変化を拒み、文武に秀でた存在を、独自の生きた
 のである。それゆえに、正成のようにな文武に秀でた存在を、独自の生きた
 小結
 いて本節では、素行の正成評、君臣観、武家政治、「士」論の中でいかに評価するかにつ

の数みた容そ武 で知 郎 とを治 力ら 政皇に活りてそ
 達多をの認の士こあ仁党結呼究を 一を は 王 治の報基与、の素
 人く重でし地ののつ勇と論びめ担士失統覇を失い盤え後、の事行は、
 、いんあた位あよたのもと、るう 一と た手 論行政るは、れ、の績は、
 また先る。ら奪方にこ徳衰て成と身は朝段つこ公くこの規高く正成
 は人もそばうの素うを退、もを分、廷のいと家が、の家の範と評し
 大ののれ社下転行し有す素また指あ行取いは自治を全よいるの賛
 丈中では会克換がたしる行たすのそす。れ代ぎとり心ね成済的成でて
 夫かも時は上点正点、南のそす。のべたよて過王のに委ね仕向えつ
 とらなの混はに成か身朝正のべたよて過王のに委ね仕向えつ
 し知い趨乱許あ自らを、主尽評人とそぼりず、覇行を仕向えつ
 て略。勢を来たか士世すし、評くゆ士を時道き向えつ
 自と文を拒すてか士世すし、評くゆ士を時道き向えつ
 ら武武拒すてか士世すし、評くゆ士を時道き向えつ
 の勇双み。いら道の士て忠だるもの道の限と者定をにけ。弦し、な
 士を方をにえ。あ達分委義の合の道にの限と者定をにけ。弦し、な
 論併兼執、か。と規る臣戦であ達者定をにけ。弦し、な
 中持備着、か。と規る臣戦であ達者定をにけ。弦し、な
 につす素し戦し矩ととい上手た、先聖るの代同一の心家を政治に
 組正べる行な乱到為いう手た、先聖るの代同一の心家を政治に
 み成きもはがの達るう手た、先聖るの代同一の心家を政治に
 入をとの説、でと丈の解武 人をののりもの、寄せにつこいとては、
 たびくもに泰あ高夫取とどあ 一教で行の、寄せにつこいとては、
 。出もな対平れくとどあ 一教で行の、寄せにつこいとては、
 しのくしのば評位置きるとす 一教で行の、寄せにつこいとては、
 、で、て時、し置きるとす 一教で行の、寄せにつこいとては、
 後あ逆新代利た付態もす 一教で行の、寄せにつこいとては、
 人つにたにに背けたをのる 一教で行の、寄せにつこいとては、
 のた上なこよ景た。体でも 一教で行の、寄せにつこいとては、
 模。に生れつに。現も 一教で行の、寄せにつこいとては、
 範だ迎きらの裏、したか、丈、み 武。武醜の下の君通、
 たか合方を行切り時 一教で行の、寄せにつこいとては、
 ららしを示いり時 一教で行の、寄せにつこいとては、
 士こ文のしを、が物た族 一教で行の、寄せにつこいとては、
 道そのしを、が物た族 一教で行の、寄せにつこいとては、

注

- (1) 本節の『山鹿語類』、『山鹿随筆』、『謫居童問』、『謫居随筆』は、広瀬豊『山鹿素行全集』(岩波書店、一九四〇)に拠った。
- (2) 相良亨『武士の思想』(ペリカン社、一九八四)「戦国武士の道」参照。
- (3) 和辻哲郎『日本倫理思想史 下』(岩波書店、一九五二)参照。
- (4) 藤田精一『楠氏研究』(積善館、一九三八)参照。
- (5) 佐伯真一『戦場の精神史「武士道」という幻影』(日本放送協会出版、二〇〇四)若尾政希『「太平記読み」の時代』(平凡社、二〇一二)を参照。
- (6) 『太平記秘伝理尽鈔』の素行の正成観への影響については、中山広司『近世日本学の研究』(金沢工業大学出版局、一九九七)で「素行は『太平記』や『理尽鈔』などにおける楠公の事績に感動して、義や勤王についての信念を固めると共に、その事績から、実学の軌範をも感じ取っていたからであつたと思はれる。」とし、若尾政希(前掲著)で「素行は抜き書き帳を作成するほど、『理尽鈔』を精緻に読み込んでおり、『理尽鈔』の正成像を受容していたのである。」とある。しかしながら、本節で確認するように素行は正成をあくまで軍略家であり無私の忠臣として士の鑑たる大丈夫と評するゆえに、理想の君主とする『理尽鈔』とは距たりがあることは明らかである。
- (7) 「知仁勇」は、『礼記』中庸に「知仁勇三者、天下之達徳也。」とある。
- (8) 「委身」は『説苑』立本に「今子委身以待暴怒。」とあるが、『山鹿語類』臣道によれば『論語』学而の「事君能致其身」によるとする。
- (9) 素行のこうした君臣観を見る上で一例となるのが、諫言についての考えである。朱子学の争臣や『葉隠』に見られる諫言を忠義の発露とし肯定的にとらえることに対して、『山鹿語類』臣道で、「諫むるに其位あり、其時処あり、其諫むるの道あるべければ、ひたすら諫諍と計云ても、其用法を審思明弁せざらんとときは、其究理薄かるべき也。」と述べ、君主側に配慮した慎重な姿勢を説いている。
- (10) 素行の君臣観について、守本順一郎「山鹿素行における思想の歴史的性格」(『山鹿素行』所収、岩波書店、一九七〇)で、「封建的雙務的な契約」と指摘するが、本節で見たようにその実は、臣側に一度仕えたならば全てを捧げる「委身」を求めるようにより負担を強いものである。

(11) 『論語』憲問に「子曰、晋文公譎而不正、斉桓公正而不譎。」とある。
 (12) 『治平要録』学弊に「それより夏殷周三代に及びては、既に三皇五帝の上世に
 しかず、三代を三王と云い」とあることから、夏の禹王、殷の湯王、周の文王を指す。
 (13) 五伯とは春秋時代の斉の桓公、晋の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の荘王を指す。
 (14) 『孟子』梁恵王上の斉の宣王との斉の桓公や晋の文公といった覇者についての
 問答において、孟子が「仲尼之徒無道桓、文之事者、是以後世無伝焉。」と答えたこと
 に起因する。これ以来、儒者が説く王道と、対置するものとして覇道が位置づけられ
 た。
 (15) 素行の王霸論について、劉長輝『山鹿素行「聖学」とその展開』(ペリかん社、
 一九九八)参照。
 (16) 素行の士道論の「大丈夫」について、前田勉「山鹿素行における士道論の展開」
 (『日本文化論叢』十八号、二〇一〇)で、「そこで求められた武士とは、自己の主観的
 な感情を抑制して、格物致知によって「国家天下」の利害を熟慮し、死ぬべき「義」
 に死ぬことのできる勇氣と節度をもった「大丈夫」であった。」と指摘する。つまり、
 本節で論じたようにまさに楠木正成こそ、素行が求める新たな時代における士が目指
 すべき「達人」、または「大丈夫」に適合するものである。

第二節 吉田松陰の忠誠観

はじめに
 江戸時代末期に諸藩の藩士が政治運動のために、その身分を捨てる脱藩が行われた。
 これは藩や藩主との関係の臣下の立場から一方的に断ち切る行為で、当然ながら当時
 にあつては許される行いではなかった。それゆえに、家名断絶のみではなく死を賜る
 こともあつた。にもかかわらず、多くの者が藩籍を抜けた。その中には、脱藩理由
 田松陰も含まれる。しかしながら、松陰と他の者が大きく異なるのは、脱藩理由
 である。『東北遊日記』で「人必曰長州人優柔不断。是辱国家也。亡命者、雖如負国家、
 而其罪止一身。比之辱国家、得失何如歟。人必ず長州人の優柔不断を曰はん。是れ国

家を辱むるなり。亡命は、国家に負く如きと雖も、而れども其の罪は一身に止まるのみ。之を国家を辱むると比するに、得失何如ぞや。(1)とし、長州藩士として他藩の破る行為よりも、約定のために脱藩することが藩や藩主に対して忠義と考えたのである。ここから、その強い長州人意識が読み取れる。松陰の忠誠観を考える上で問題となるのが、その忠誠の対象である。長州藩士から立てるべき存在である。この点について、本郷隆盛は「京都に忠であれば幕府・諸侯に對してもおのずと忠義になるのだ」という論理を展開している。このように、天皇への忠と藩主への忠をほとんど同一の線上にとらえていることのほうが多いのである。これは松陰の場合にもまったく同様なのである。(3)とし、天皇に忠を尽くすことは、その臣下である將軍・藩主に行うのも同義であると認識したとする。一方で、海原徹は、「藩主には懸命に諫めて聞き入れられなければ、諫死するまでである」と、ほとんど無限の忠誠心を示すが、幕府に對しては、国政を担う大任の將軍には二百年來の恩義があるから、三諫も九諫も繰り返すが、尽しても尽してもどうしてもその罪を認めないときは、止むを得ない。志を同じくする諸大名と協力して朝廷にこのことを奏請し、勅旨を体して事を起こすつもりであるというように、前後のニュアンスがかなり異なる。(4)と、將軍と藩主に向ける忠誠に明確な温度差を認める。また、桐原健真は、「「転回」後の松陰は、日本固有の君主としての天皇を、「皇国の皇国たる所以」日本存在理由であると思いついて定めるに至った。そしてその立場から、現実の秩序である幕藩体制それ自体こそが天皇の存在を―そして同時に日本の独立を―阻害している」とみなすようになり、次の時代を切り拓く力強い一つを形成していったのである。(5)とし、天皇に忠節を尽す上で、幕藩体制というものは排除すべき存在と解釈するのであった。このように、松陰が天皇・朝廷に對して忠を示すのは共通するも、藩主・藩をいかに位置づけるかについては検討の余地を残す。また、これに関連して考える必要が生じるのが、「草莽崛起論」の解釈である。郭連友が指摘する「「倒幕」のイデオロギンを打ち出し、しかも「倒幕」の主体を大名など幕藩体制の中の力ではなく、いわゆる「草莽崛起」―一般民衆の蜂起に望み、「革命」の形で現体制を改革しようとし

た。(6)とす理解は、松陰自身が、幕藩体制、つまり長州藩主・長州藩の存在を否定したならば、成立する説である。言い換えるならば、最終的には忠義の究極的対象は天皇・朝廷に限定される。松陰の藩主・藩への思い入れについて殆ど関心が向けられていない。このため、研究では、松陰の藩主・藩への思い入れについて殆ど関心が向けられていない。このため、研究では、松陰の藩主・藩への思い入れについて殆ど関心が向けられていない。

尊王敬幕と忠誠

松陰は、終始一貫して幕府を否定し排除を目指したのではない。当初は幕府と諸藩との通に、よつて尊王攘夷の本末を悟り、倒幕のやり取りを以前忠誠観を見ていく。文通に、よつて尊王攘夷の本末を悟り、倒幕のやり取りを以前忠誠観を見ていく。文通に、よつて尊王攘夷の本末を悟り、倒幕のやり取りを以前忠誠観を見ていく。

（『武教全書講章』）

ず、結果、家は断絶し、その身は亡んだとしても譜代の家臣とはこのようにあるべき
 と言われる。松陰は世臣たる者は、己が身や家よりも諫言を行い主君の過ちを正すべきと
 説くのである。そこには、孝よりも忠を優先する認識がはつきりと読み取れる。また、
 忠義とはただ、君主の意に従うのではない。それが間違った行いならば、幾度も諫め
 正すべきとするのであった。つまり、臣下の主体的な働きを認めるのである。また、
 敢えて代々仕えたとき、強調した、新参と區別するのであった。また、
 松陰は、君主に過失があつたならば、不興を買ったとしても諫めるべきとする。で
 は幾度も諫言して容れられないならば、その君の元を去り新たな主を探すべきかとい
 えば、そうではない。凡そ君と父とは其の義、一なり。我が父を頑愚として家を去りて他
 に往き、君を求むるは、我が父を頑愚として家を去りて、隣家の翁を父とすること
 に斉し。忠と孝とは義を一にする。自らの主君が暗愚であるとして、隣の年輩の人を新たに父と
 仕えようとするとは、自ら主君が暗愚であるとして、隣の年輩の人を新たに父と
 するのと同じである。是非難する。父親が頑愚といつて家を去り、隣の年輩の人を
 自らの主君と見て、過ちがあつたならば、諫めるべきとする。しかし、諫言が容れられな
 いからといって、致仕し他国に主を求めるときは、道理に反するとして一切認めない
 のである。いつて、致仕し他国に主を求めるときは、道理に反するとして一切認めない
 揮さるもつた認識の背景には、真の忠孝はその実現が困難な状況になつてはじめて発
 明するものかあるは珍しからず、暗主に忠なるこそ真忠なれ。慈父に孝あるは珍しか
 らず、頑父に孝なるこそ真孝なれ。賞誉せられて忠孝なること珍しからず、責罰
 せられた君主や慈悲深い父、そして賞賛される時に忠孝に励む者は多い。しかしながら、
 優れた君主や慈悲深い父、そして賞賛される時に忠孝に励む者は多い。しかしながら、
 暗君や頑迷な父親、罰を受けた際に実践してこそ、真の忠孝であるとする。要するに、
 己が身の利得を全く考慮に入らず、ただ一途に君や父を思い尽すことを意味するので
 あつた。

(『講孟余話』離婁上)

(『講孟余話』序説)

きたこれに加え、松陰が二君に出仕すること認めないのは、譜代とはただ代々仕えてきた者が朝の今日に生れ、徒に禄を世々する者は、大小上下に限らず、皆世臣なり。然れども世臣と云ふも、徒に禄を世々する者は、大小上下に注(8)に云ふ如く、「国と休戚を同じうする者」なれば、凡そ今日に生れ世禄の沢に浴する者は、一身の憂樂を捨て、国家の休戚を以て吾が休戚となすべきこと、論を待たず。

(『講孟余話』梁惠王下)

日本に生まれ、先祖の禄を代々受け継ぐ者は、禄位の大小上下に限らず、世臣である。その中にはあるが、ただ、歴代仕えてきた臣の事を言うのではない。朱子の『孟子集注』に「国と苦樂を共にする者」とあるように、譜代の臣下は、自身の憂樂を捨て、国家の盛衰を我がことのように思うべきとする。己が利を得るを顧みず、国家に尽くしてこそとある。言い換えるならば、譜代の臣下とは国の盛衰と我が身を同じくする者、世臣とは、先祖の禄を継承するだけで不十分とし、この国家と自らを同じくする者、皇国の臣民は皇國に死生すべきの義に至りて、夫人情自國を恋ふこと斯に至る者、他なし、君あり、親あり、墳墓あり、室家あり、防長の臣民は防長に死生すべく、皇國の臣民は皇國に死生すべきの義に至りて、も何ぞ疑を容れん。苟も思ふ致さば、皇國の臣民は皇國に死生すべきの義に至りて、代より人情として自國を恋しく思ふのは、唯一無二たる主君や親がおり、先祖累代の墓と家があること、要因とする。この点に思い巡らしたならば、忠臣が二君に仕えない理由も明らかである。疑問を差む余地はないと説く。皇國の臣民は皇國に生きたり死を同じくすること、疑問を差む余地はないと説く。

(『講孟余話』尽心下)

だから認めない。詰まるところ、松陰自身、軽格とはいえず、累代の上で、皇國の臣民は皇國に一切認めない。詰まるところ、松陰自身、軽格とはいえず、累代の上で、皇國の臣民は皇國に

その観に、開するのたつた。いかな場所にも、忠誠観において生国であるかを重視する。誠観を展覧するのたつた。いかな場所にも、忠誠観において生国であるかを重視する。誠観を展覧するのたつた。いかな場所にも、忠誠観において生国であるかを重視する。

江戶幕府の地であるため、旗本をはじめ、藩は、自国を重んじ、対して、松陰は、この説は、幕府を軽んじるのみならず、天下の大義を、此輩幕府を敬重スルコトヲ知ラザルノミナラズ、然レドモ、天下ノ朝ノ大義ニ暗キモ呼、ト云フヘシ。夫、本、国、ノ、重、ス、ヘ、キ、ヲ、知、ラ、ザ、ル、ノ、ミ、ナ、ラ、ズ、然、レ、ド、モ、天、下、ノ、朝、ノ、大、義、ニ、暗、キ、モ、乃、ト、云、フ、ヘ、シ。夫、本、国、ノ、重、ス、ヘ、キ、ヲ、知、ラ、ザ、ル、ノ、ミ、ナ、ラ、ズ、然、レ、ド、モ、天、下、ノ、朝、ノ、大、義、ニ、暗、キ、モ、ケ、ハ、幕府固当率天下諸侯清天下恥辱、以テ天朝ノ宸襟ヲ慰メ奉ルヘシ。方是時、普天率土ノ人、如何デ可不尽力哉。尚何本国他国ヲ扱フニ暇アラシヤ。

(『将及私言』)

江戶幕府の地であるため、旗本をはじめ、藩は、自国を重んじ、対して、松陰は、この説は、幕府を軽んじるのみならず、天下の大義を、此輩幕府を敬重スルコトヲ知ラザルノミナラズ、然レドモ、天下ノ朝ノ大義ニ暗キモ呼、ト云フヘシ。夫、本、国、ノ、重、ス、ヘ、キ、ヲ、知、ラ、ザ、ル、ノ、ミ、ナ、ラ、ズ、然、レ、ド、モ、天、下、ノ、朝、ノ、大、義、ニ、暗、キ、モ、乃、ト、云、フ、ヘ、シ。夫、本、国、ノ、重、ス、ヘ、キ、ヲ、知、ラ、ザ、ル、ノ、ミ、ナ、ラ、ズ、然、レ、ド、モ、天、下、ノ、朝、ノ、大、義、ニ、暗、キ、モ、ケ、ハ、幕府固当率天下諸侯清天下恥辱、以テ天朝ノ宸襟ヲ慰メ奉ルヘシ。方是時、普天率土ノ人、如何デ可不尽力哉。尚何本国他国ヲ扱フニ暇アラシヤ。

倒幕論への移行

松陰の幕府に對する認識を改める契機となつたのが、宇都宮黙霖との文通であつた。この手紙の幕府に對する認識を改める契機となつたのが、宇都宮黙霖との文通であつた。

試み、藩祖、毛利元就が生き延びたならば、何と云うか。陶晴賢はその主君に叛いた。加え、軍命に背き、夷狄を引寄せ、諸侯を脅かすものではないのである。晴賢は、一國の賊である。か、説くに、違勅調印を理由として、將軍・幕府を討つべきと論じるのである。そして、説くに、あたりに、長州藩の幕府を倒すという現実的な構想に反対する者に対し、意図と、この段に、藩内でも、松陰は、藩という組織を重視して、いたことが分かる。の、松陰は、か、長州藩主より、な、優れた、汗、責、征夷諸侯、未能、有、奉焉。独、吾、公、奮、然、鼓、舞、有、司、以、奉、勅、旨、汗、發、し、征、夷、諸、侯、を、責、む、る、に、攘、夷、を、以、て、す。征、夷、諸、侯、未、だ、奉、ず、る、有、能、は、ず。独、り、吾、が、公、奮、然、と、し、て、有、司、を、鼓、舞、し、以、て、勅、を、奉、ず、る。

攘夷の勅命が下つて以来、將軍や諸侯でこれを鼓舞し、勅に従うことが出来ないでいる。ただ、長州藩主毛利敬親のみが奮起して諸役人を鼓舞し、勅に従うのであった。

『戊午幽室文稿』示諸友

實際に見えぬのは、松陰の死後、松下村塾の門弟であった高杉晋作等の活動(9)に違
が自藩の藩主を深く敬仰して、この敬親評というものは実像(10)というよりも松陰自身
によつて、「天朝幕府ノ為メニ忠ヲ致シカヲ尽スコト(『将及私言』)」という立場から、
恩義はあるも將軍・幕府は忠義を立てる存在ではなくなる。そして違勅調印によつては、
つきりと倒幕の姿勢を示すに至るのである。そして、將軍・幕府観に対しては、この
ように明確な変化があるも、藩主・藩については、一貫して忠誠の対象とするのであつ

草莽と藩主・藩

「草莽崛起論」とは、師の佐久間象山の甥で交友のあつた北山安世に安政六年に送
つた手紙に見られる。「今の幕府も諸侯も最早醉人なれば扶持の術なし。草莽崛起の人
を望む外頼みなし。(安政六年、北山安世宛)」という言葉によつて従来の研究では幕
藩体制における身分制を批判し、新たな四民平等を先取りした思想とし評価するものが
主流(12)であつた。しかしながら、松陰の忠誠観の根幹には代々の長州藩士という
自らの身分に対する矜持があつた。それゆえに、藩主・藩を否定するまでに至つたのか
と、この点については更なる検討が必要である。北山宛の手紙は草莽に期待する旨を述
べた後に次のように本藩の恩と天朝の徳とは如何にしても忘るるに方なし。草莽崛起の力
を以て近くは本藩を維持し、遠くは天朝の中興を補佐し奉れば匹夫の諒に負くが如
く、なれど、神州に大功ある人と云うべし。
これまでも受け、天恩は如何にも忘れられない。ゆえに、草莽崛起の力を活用して
。藩を維持し、天皇・朝廷の中興を輔佐するならば、大功の人であると言ふべきとす
る。この手紙を取られた時期、松陰は自身の尊王活動がより同志と頼む同藩の者や藩が慎重

判分
を加
るよ
うに
、藩
決し
て藩
敬か
ら特
別な
待遇
を受け
なけ
ていた
。だか
らこ
その
で一
時、
藩政
府に
批

小結

宮黙本、松陰は、他藩の者と約をしない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。これに、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。認めない。これに、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。つとえ、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。この幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。降の幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。との幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。わの幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。今の幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。策の幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。な移り変る。松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。勢の幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。そが移り変る。松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。喚の幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。縦の幕府は、松陰は、藩主・藩の名譽を損ない、破約の罪を問うた。その幕府が、松陰の行動を許さず、罰を受けた。

と考えるべきである。つまり、これまでの身分制を否定するのではない。長州藩や藩主毛利敬親への忠誠は終生、松陰の思想の根幹をなすものであった。松陰は、忠誠を生い立ちに基づき自然と形成されるものと位置づけた。それゆえに、いかなる理由があるうとも累代仕えてきた主家に背き、生国を捨てるような行為を容認しない。だからこそ、一時藩政府に批判を加えたものの、藩主・藩には終始、忠義立の対象とするのであった。

注

- (1) 本節の『武教全書講章』、『講孟余話』、『将及私言』、『丙辰幽室文稿』、『戊午幽室文稿』、『己未文稿』、『書簡』、『吉田松陰全集』(岩波書店、一九七三)に拠った。
- (2) 他藩の者とは、東北遊学に同行した熊本藩士の宮部鼎蔵とその時は盛岡藩を脱藩していた那珂通高である。
- (3) 本郷隆盛「幕末思想論」吉田松陰の思想を中心に——『近世思想論』所収、有斐閣、一九八一)参照。
- (4) 海原徹『吉田松陰 身はたとひ武蔵の野辺に』(ミネルヴァ書房、二〇〇三)を参照。
- (5) 桐原健真『吉田松陰の思想と行動 幕末日本における自他認識の転回』(東北大学出版会、二〇〇九)を参照。
- (6) 郭連友「日本における孟子受容と吉田松陰の「革命思想」」(『日中文化交流史叢書』3 思想)所収、大修館書店、一九九五)を参照。
- (7) 宇都宮黙霖(一八二四〜一八九七)は、安芸国生まれの浄土真宗本願寺派の僧。勤王僧として知られ、吉田松陰や頼三樹三郎と交流を持つ。慶応二年(一八六六)に還俗し、湊川神社などの神職となるも罷免され、郷里に隠棲する。
- (8) 朱子『孟子集注』梁惠王章句下に「世臣、累世勲旧之臣、与国同休戚者也。」とある。
- (9) 文久二年(一八六三)の英国公使館焼き討ち事件や文久三年(一八六四)の下関事件といった攘夷運動は、高杉晋作等の松陰門下が主導的役割を果たした。の下

(10) 毛利敬親はとりわけ暗愚であったという評価がある訳ではないが、当時、福井藩主松平春嶽、土佐藩主山内容堂、宇和島藩主伊達宗城、薩摩藩国父島津久光による四侯会議に参加する諸侯は四賢侯と称され、自藩以外でも高く位置づけられていたが、敬親はこのような評はない。

(11) 相良亨『武士道』(塙書房、一九六八)に「松陰にとって価値の頂点にたつのは日本の運命であり、時に幕府にはそむくべく、時に藩主は無視すべく、しかし日本安否は座視すべからざるものであった。」とあり、山口宗之「尊王攘夷思想と佐幕開国の思想」(『近世の思想』2)所収、雄山閣、一九七五)に「尊王攘夷の実行主体を大名以下の藩士・草莽、さらには農民一揆のエネルギーの中にまで引き下げていく」とする。また高橋文博『吉田松陰』(清水書院、一九九八)に「彼の自己は、もはや藩に属するものでも、朝廷への忠義の主体でもなく、理念的な皇国の臣民として純粋化しつつある。」とある。

(12) 安政六年の岡部富太郎宛の手紙に「是等之話は諸友に云てはだめな事、夫よりはいつそ絶交するが増といふ事なり」とあり、同年の入江杉蔵宛の手紙に「周布・前田輩に向て言たは幾重も吾が不明。」とある。

(13) 甲寅は、松陰が下田踏海事件を起こした嘉永七年(一八五四)を指す。

(14) 唐利国「吉田松陰における「忠誠」」(『現代社会文化研究』30、二〇〇四)に、「松陰はもとも草莽の力を利用して幕藩秩序を維持するつもりだったのである」とあるが、本節で見えてきたように、その目的は組織的な尊王攘夷から、その所属枠組みを越え士分の者が個々で尊王攘夷の実現を促すものであった。

第三節 吉田松陰の死生における「秀実」と「不朽」について

はじめに「身はたとひ武蔵の野辺に朽ちぬとも留めおかまし大和魂」と「呼びだしの声まつほかに今の世に待つべきことのなかりけるかな」の両句はともに吉田松陰の遺著『留魂録』(1)に載る辞世の句である。これは、松陰の死生観(2)を端的に表現したもので、身体は滅ぶともその精神は残り続けると述べる。また一方は、これまでの生に充

松陰の死観に見る李卓吾の影響
 松陰の「甘死」を見るに、安政六年の野村和作もまた岩倉の中
 手紙の文で、その尊王攘夷の激化の一途を辿り、結果、藩にまで罪が及ぶの危
 惧にあつた藩政に、門弟とも確も距離のあつた時期にこの手紙は記されたのである。これら
 和作兄弟以外に、出づれば、吾も抗弁す。故に象山死
 踏まえて死へは、出づれば、吾も抗弁す。故に象山死
 義卿は、一死を甘んじ居、象山中々眼が象山より誉たも是なり。
 會幕廷へ、是を甘んじ居、象山中々眼が象山より誉たも是なり。
 分と、一死を甘んじ居、象山中々眼が象山より誉たも是なり。
 の評あり。象山の氣根、象山中々眼が象山より誉たも是なり。
 象山を學ばず候。要策本死罪なし（罪心にありて実跡なければなり）。強て死を求
 る。山は苦死を遣て。他日十五年の、一國か一道を騒がして後は十分の死罪が出来
 松陰は自ら甘死を遣て。他日十五年の、一國か一道を騒がして後は十分の死罪が出来
 人にて、恥じない。兄弟の金、重之輔と西洋の師中々象山より誉たも是なり。
 つて、幕府に、兄弟の金、重之輔と西洋の師中々象山より誉たも是なり。
 て、幕府に、兄弟の金、重之輔と西洋の師中々象山より誉たも是なり。
 らは、己が分とにあたり、見る。象山中々眼が象山より誉たも是なり。
 弁したる。ゆえに、甘んじ居、象山中々眼が象山より誉たも是なり。
 勝つて、死を求む。要策本死罪なし（罪心にありて実跡なければなり）。強て死を求
 なかた。死を求む。要策本死罪なし（罪心にありて実跡なければなり）。強て死を求
 強いて、死を求む。要策本死罪なし（罪心にありて実跡なければなり）。強て死を求
 違ひなく、罪を求む。要策本死罪なし（罪心にありて実跡なければなり）。強て死を求
 死を。松陰は、死を求む。要策本死罪なし（罪心にありて実跡なければなり）。強て死を求
 の。松陰は、死を求む。要策本死罪なし（罪心にありて実跡なければなり）。強て死を求
 断

これは李卓吾の死生観を意識し述べるものであつた。

甘如飴也。(其の朋友を得ずして死するよりは、則ち牢獄の死、戰場の死、戰場の死、戰場の死、固より甘き

こと飴のごときなり。一とある。更に、この一節は、松陰が感銘を受けた先人の言行

を書き留めた『鴻鵠志』にも採録されておき、李卓吾の影響が明確に読み取れる。つ

まり、同じく獄中にある和作に宛て、知友を得ず死ぬの比べたならば、刑死や戰場

の死は甘んじて受けるに足る死に様と教示するものであつた。そして、自ら将来、

このように甘死を見せる故、知己にも続くことを暗に求める意を含んでゐる。

このように松陰にとつて甘死とは、死を甘受する意味を示すだけではない。己が死

するの如く、死に様の一つとして理解(7)するものであつた。それでは、苦死も同じ

く李卓吾の影響のもと認識したかといへば、その点は異なる。なぜならば、『焚書』に

はこの語が一語も出さず、また『続藏書』に一箇所見受けられる(8)も自ら進んで死を

求めるとした意ではない。では、どのような思想から接受したものかといへば、『莊子』

達生篇に次のようにある。では、どのような思想から接受したものかといへば、『莊子』

孔子觀於吕梁。県水三十仞、流沫四十里、鼃鼃魚鼈之所不能游也。見一丈夫游之。

以爲有苦而欲死也。以爲らく苦ありて死せんと欲するなり。

孔子が吕梁を游ぶを見る。以爲らく苦ありて死せんと欲するなり。

を苦しむとして死のうとし、松陰は『莊子』に見える現況が苦しむ死と意義を同じくす

るものである。ゆえに、松陰は『莊子』に見える現況が苦しむ死と意義を同じくす

を苦しむとして死のうとし、松陰は『莊子』に見える現況が苦しむ死と意義を同じくす

を苦しむとして死のうとし、松陰は『莊子』に見える現況が苦しむ死と意義を同じくす

を苦しむとして死のうとし、松陰は『莊子』に見える現況が苦しむ死と意義を同じくす

を苦しむとして死のうとし、松陰は『莊子』に見える現況が苦しむ死と意義を同じくす

(『莊子』達生篇)

(安政六年、野村和作宛)

を伴に行い獄中で亡くなつた金子重輔と重ね合わせている。そして、その死生の悟りに至つたの喜びも、これは大事であるため、荘子の論を講究した上で、今一度講究し遺憾なきようすべきと説くのであつた。

つまり、この和作宛ての手紙からも明確となるように、松陰は死生の悟りにおいて、『莊子』のはたらきを一定程度認めていたことが明らかとなつた。とするならば、苦死を現実の苦難から自ら進んで死に就くと述べるにあたり、『莊子』達生篇に見られる字句を用いたのではないかと見込めるのである。

「こまで、松陰が自ら得手とする甘死と出来ぬとする苦死について見てきた。甘死は、ただ死を甘んじて受けるといつた意義に留まらず、刑死や獄死は最上ではないも大丈夫が死ぬにふさわしい場とする考えを含むものであつた。これは李卓吾『焚書』の思想を継承したものである。一方の苦死は、『莊子』の字句を用い説明した可能性を有し、意味として、現況を苦として死に急ぐことであつた。

「死の一字」の發明において李卓吾が如何なる影響を与えたのか。『李氏焚書抄』から確認してみる。卷一「答李見羅先生」の眉批に以下のようにある。

夕死朝聞、即下真好名者。余頃始認定此間消息。温陵先生之恩也。

夕死朝聞は、即ち下の真に名を好む者なり。余頃ろ始めて此の間の消息を認定す。温陵先生の恩なり。（『李氏焚書抄』卷一「答李見羅先生」眉批）

「論語」里仁の「朝に道を聞かば、夕に死すも可なり。」は、つまり真に名を好む者である。今節となり、この関係の端緒を理解した。李卓吾の恩恵によるものとす。

「こた、松陰は、死生の覚悟（9）と名を求めることについて『焚書』により説明に至つたと説くのであつた。

「意味する。里仁「道」について、新注の解釈（10）では、事物当然の理を知ること役割を悟ることであり、これを松陰の状況に当てはめたならば、己が生を費やし為すべきを割る。執して、その実現こそ名を好む者とした。言うなれば、『焚書』を通じて、これと固執して、死の在り方から、死生如何でなく自らの役割の實現に重きを置くものと変容して、死の在り方から、死生如何でなく自らの役割の實現に重きを置くものと現況に身を委ね、すべきことを対して積極的の死を訴求した境地に至つた

て、く保、持、こ
い、。、後、し、こ
る、千、宛、の、規、範、と、な、る、指、す、の、は、あ、る、そ、の、身、が、朽、ち、ら、る、と、も、後、の、時、代、の、人、々、に、対、し、て、影、響、力、を
。、代、宛、の、規、範、と、な、る、指、す、の、は、あ、る、そ、の、身、が、朽、ち、ら、る、と、も、後、の、時、代、の、人、々、に、対、し、て、影、響、力、を
。、代、宛、の、規、範、と、な、る、指、す、の、は、あ、る、そ、の、身、が、朽、ち、ら、る、と、も、後、の、時、代、の、人、々、に、対、し、て、影、響、力、を

楠公兄弟、不徒、楠公之生、初未嘗死也。自是其後、忠孝節義之人、無不觀楠公而
興起焉、則楠公之後、復生楠公者、固不可計數也。何獨七而已哉。是れより其の
楠公兄弟、不徒、楠公之生、初未嘗死也。自是其後、忠孝節義之人、無不觀楠公而
興起焉、則楠公之後、復生楠公者、固不可計數也。何獨七而已哉。是れより其の

楠正成、後季兄弟は、七度ののみならず、正成の事績に心を動かさないものである。湊川の合
戦以後、承ぬる人は七回、身が亡ぶといえるものでないといふ。松陰がこの正成を評して、その
遺志を継ぐ者、死なぬ人は七回、身が亡ぶといえるものでないといふ。松陰がこの正成を評して、その
よ、に、死、な、ぬ、人、は、七、回、身、が、亡、ぶ、と、い、え、る、も、の、で、な、い、と、い、ふ、松、陰、が、こ、の、正、成、を、評、し、て、

水戸伯仲。幸吉、越前橋本左内、京師頼三樹八郎諸人、皆当世之名士、年齒皆壯、
吾嘗仰慕之。今皆死為不朽之人。吾豈獨可後于諸人哉。漢朱雲、宋施全、明楊繼盛、
水戸伯仲。幸吉、越前橋本左内、京師頼三樹八郎諸人、皆当世之名士、年齒皆壯、
吾嘗仰慕之。今皆死為不朽之人。吾豈獨可後于諸人哉。漢朱雲、宋施全、明楊繼盛、

水戸の鵜飼幸吉、越前の橋本左内、京師の頼三樹八郎の諸人、皆當世の名士に
知れた人物あり、越前の橋本左内、京師の頼三樹八郎の諸人、皆當世の名士に
知られた人物あり、越前の橋本左内、京師の頼三樹八郎の諸人、皆當世の名士に
知れた人物あり、越前の橋本左内、京師の頼三樹八郎の諸人、皆當世の名士に

と太過き死
言公ぎる生の
う望ないか悟
べき恩義が
であるに重
と説感じ要
く。周で開
つまり王義
、伯夷も周
夷は道義を
に殉じたら
ば、百年生
きたそ、そ
の身は短命
とこに示さ
れる、一時
の生より大
義に殉じら
ぬことを身
が滅ぶとも
生気を保持
する

影が地はがす体義
響ら松と心つ傷べき理
を以陰同のまりつき生を
見下がじ死のつかか欠有
取に劉く不あるで、かき
る示と朽と。は、因よし
こと品孝一。綱と、のい
が川子方、齋、道、も
可弥田とで、論、理、も
能郎墓置節、の、心、は
であ宛表づ義、を、死、な
る。の、につも、を、の、ら
手紙に確認する。箇所は見受けて説く一節から、その
の草蟲水蟲の如く半年の命のもあり、是以て短とせず。松柏の如く數百年の命
の如きあり、是以て長とせず。天地の悠久、是に比せば松柏も一時蠅なり。只伯夷など
感じて西山に餓死せずば、百迄死せずとも短命と云ふべし。若し當時太公望の恩に
感の者あり、是以て長とせず。天地の悠久、是に比せば松柏も一時蠅なり。只伯夷など

（『靖獻遺言講義』）
（安政六年、品川弥次郎宛）

述ち
べまる
たも
中、天
の劉地
次、因
の同
一死じ
文生く
で觀時
の代
接を
超
越
し
存
在
し
続
け
る
の
が
す
る
無
逸
。こ
と
吉
田
稔
麿
の
心
死
に
つ
い
て

松陰
あ陰
はに
心関
一死
方とし
、身死
其の
。し
世の
、人
の死
なり
を以
て大
死は
せな
し。蓋
して
心死
ぬす
。而
して
鄙夫
の流
は古
生死
而心
係万
世者
其大
鄙夫
之流
。行
尸之
也。世
人死
而不
死者
、身
古生
為大
事。而
不可
知也
。心
之身

小 結

と本
す節
秀で
一実
と、
松陰
の死
生觀
に
つ
い
て
遺
著
「留
魂錄
」に
見
る
自
ら
の
生
に
充
足
を
得
た
と
述
ぶ
。大
の死
一実
と、
松陰
の死
生觀
に
つ
い
て
遺
著
「留
魂錄
」に
見
る
自
ら
の
生
に
充
足
を
得
た
と
述
ぶ
。大
の死
一実
と、
松陰
の死
生觀
に
つ
い
て
遺
著
「留
魂錄
」に
見
る
自
ら
の
生
に
充
足
を
得
た
と
述
ぶ
。

加えて、『焚書』にあらも分かる。この甘死といふのは、死を甘んじて受け入れる意に
 よるものである。一方の苦死は、『莊子』に「死を求むるに如く、
 抛るもつ可なり。身動きがとれず、尊王攘夷の志を遂げ、死を
 思ふようになり、長州藩が他藩に取られ、尊王攘夷の志を遂げ、
 が移り変わる中で、他藩に取られ、尊王攘夷の志を遂げ、死を
 惧る（¹⁹）のであった。松陰の姿勢は、李卓吾に見え、そして、自らの死を好み
 も、忘れた。一本の義を理した境地へ至つたのは、李卓吾により、『論語』里仁に
 聞きたるの死か、生か死するに由らざる。言ふべきこと、それとの尊王攘夷を進め
 中、力尽すも、へと変容する。この生を顧みるに、四季を経たがゆ
 えに、江戸に送られ、小伝馬町の獄に入れた。この生を顧みるに、四季を経たがゆ
 に、また一方、松陰は李卓吾『焚書』に「触れる以前より、道義に殉じた者は、身
 は朽ちるとも、その志は、後々まで生き続け、人々を感化すると考えた。その上、身
 自らもこの死なぬこと、死の間際まで切望し、幕府により刑に処され、
 と定まり、願ふところ、朽ちぬこと、死の間際まで切望し、幕府により刑に処され、
 より、武名を重んじた点や、生前の優れた行為により、名譽を後世に残すことを
 希求すると言つた風潮の上で、立す。優れた行為により、名譽を後世に残すことを
 身と離れた言説として、でなく、実質を伴うものとして、切に我が身を保つた。そ
 は、節義を全うして、身を亡ぼすなら、心は永久に死なず、逆に我が身を保つた。そ
 道義に背くなら、心は死ぬと論じる点から、明瞭である。『靖献遺言』の論及は、
 いも、元儒の劉一孝子田君墓表に「並びにこれを論じた。『靖献遺言』の論及は、
 生観を継承したものであつた。『靖献遺言』の論及は、生観を継承した。『靖献遺言』
 識と陰の死生観にも、生きた秀実の言葉に表される自己の探つてきた足り、生とす
 固め、身は朽ちたのは、東北遊学や下田踏海など、自ら行つた探つてきた足り、生とす
 の思ひ、生きた秀実の言葉に表される自己の探つてきた足り、生とす

あつて、自然と死と向き合う必要が生じていたからである。それゆえに、自らのあつて死に就いて思巡し、懊悩する中で、李卓吾をはじめ、莊子や劉因、浅見綱斎の思想を受け受し、その半生を充足したとする秀実と身体は滅ぶも志行は不朽といった死生の悟りへと達したのであつた。

注

(1) 『講孟余話』、『鴻鵠志』、『辛亥歳雜抄』、『丙辰幽室文稿』、『李氏焚書抄』、『己未文稿』、『留魂録』は、『吉田松陰全集』(岩波書店、一九七三)に拠つた。『莊子』は、『莊子集釈』(中華書局、一九六一)、『焚書』は、『焚書・続焚書』(中華書局、一九七五)、『靖献遺言』、『靖献遺言講義』は、『浅見綱斎集』(国書刊行会、一九八九)に拠つた。

(2) 吉田松陰の死生観について、桐原健真「死而不朽―吉田松陰における死と生―」(『季刊日本思想史』第七十三号、二〇〇八)では、「その有限なる生を至誠に基づき充実させることによつて、みずからの安心立命をうち立てた。結局のところ彼自身は魂自体の永遠性に死後の安心を求めることはできなかったのである。」とし、生の充足によつて不朽を説明する。また、島田英明「テロルの倫理 吉田松陰」(『歴史と永遠』江戸後期の思想水脈』所収、岩波書店、二〇一八)に、「政治的・軍事的英雄に憧れ、その名を後世にまで留めたいと夢見ていたこと、死してなおその生き様によつて後世を感発し続け、そのことにより「不朽」を得るといふ『永遠性』のヴィジョンを抱いていたこと」とあり、自らの生き様が後人を奮起させ、それにより永遠性を獲得するとした。一方、張阿金「吉田松陰の死生観―李卓吾の死生観との比較―」(『中国哲学』三十五、二〇〇七)で、「松陰にとつての人生の価値とは、その時間の長さではなく、尊王攘夷のために生き、死ぬということであつた」として死生は尊王攘夷の実現こそすべてと解釈する。

(3) 李卓吾の影響を指摘したものとしては、広瀬豊『吉田松陰の研究』(武蔵野書院、一九四三)、溝口雄三『李卓吾 正統を歩む異端』(集英社、一九八五)を参照。

(4) 前掲、桐原「死而不朽―吉田松陰における死と生―」に、「彼がこの死生観の転回を果たす四ヶ月ほどさかのぼつた投獄直後のことであることを考えると、この転回

の原因をたんに『焚書』にのみ求めることは必ずしも適切ではないだろう。」とある。
 (5) 安政六年に野村和作に宛てた手紙に「一人なりと死で見せたら朋友故旧生残た
 もの共、少しは力を致して呉ふかと云迄なり。」とある。
 (6) 嘉永七年(一八五四)の下田踏海に失敗し、その咎で幕府より罰せられたこと
 を指す。この際に、松陰の師である佐久間象山も連座し、国元の松代に蟄居となる。
 (7) 前掲、溝口『李卓吾 正統を歩む異端』では「死すべきとあらば甘んじて死す、
 それを甘死というのでしよう。」とする。
 (8) 『続藏書』巻十七に採録する李夢陽「奉送大司馬劉公帰東山草堂歌」に「上書苦
 死只欲帰」とある。
 (9) 李卓吾の「朝聞道夕死可矣」について、松川健二『宋明の論語』(汲古書院、二
 〇〇〇)で陽明学派の解釈を述べた上で「生死に拘泥せず、これを超える方向のもの
 として解すべきところ」とする。
 (10) 『論語集注』里仁に「道者、事物當然之理。苟得聞之、則生順死安、無復遺恨
 矣。」とある。
 (11) 『焚書』巻三雜著「贊劉諧」に「有一道学、高履大履、長袖闊帶、綱常之冠、
 人倫之衣、拾紙墨之一二、窃唇吻之三四、自謂真仲尼之徒焉。時遇劉諧。劉諧者、聰
 明士。見而哂曰、是未知我仲尼兄也。其人勃然作色而起曰、天不生仲尼、万古如長夜。
 子何人者、敢呼仲尼而兄之。劉諧曰、怪得羲皇以上聖人、尽日燃紙燭而行也。其人默然
 自止。然安知其言之至哉。李生聞而善曰、斯言也、簡而当。約而有余、可以破疑網而
 昭中天矣。其言如此、其人可知也。蓋雖出於一時調笑之語、然其至者百世不能易。」と
 ある。
 (12) 侯嬴・田光・貫高の三者は、時代を異にするも知己を得て節義に殉じた人物。
 (13) 江戸時代後期の「不朽」について、前掲、島田『歴史と永遠 江戸後期の思想
 水脈』で「朽ちゆく我が身を超えて、何物かをこの世に留めおきたい。多くの知識人
 がそう思った。ある者は古三代の真実を覆う迷妄を払うことに、ある者は文辞を介し
 た永遠の位相に、またある者は龍を屠り得る秘技に夢を託した。新事業の開拓に賭け
 た者もいたし、歴史叙述を通して英雄と齒列せんとした者もいた。政治的実践に、賭け
 かでも後世を感涙させるような敗死に、あわい期待を寄せる者たちもいた。」と説明す

(14) 『妙法蓮華經』觀世音菩薩普門品二十五に「或遭王難苦、臨刑欲壽終、念彼觀音力、刀尋段段壞。或囚禁枷鎖、手足被杻械、念彼觀音力、積然得解脫。」とある。
 (15) 楠正成・正季兄弟が、湊川の戦いに敗れ自刃するに際し、正季が「七生マデ只同ジ人間ニ生レテ、朝敵ヲ滅サバヤトコソ存候へ」と述べた『太平記』卷十六に拠る。
 (16) 『礼記』礼運に、「所以講信修睦而固人之肌膚之会、筋骸之束也。」とある。
 (17) 『三国志』陳思王植伝に「禽息鳥視、終於白首、此徒圜牢之養物、非臣之所志也。」とある。
 (18) 『莊子』外篇に「夫哀莫大於心死、而人死亦次之。」とある。
 (19) 安政六年の「与高杉晋作」に「長門ノ士一人も死ぬるモノナキハ誠ニ、君公様ノ大恥辱ト奉レ存候（原文ママ）」とある。

荻生徂徠の孟子解釈

子識『が未完であることや、『護園十筆』のなかで孟子を批判的に論じている部分があり、
どちらかといえ、あまり重視していかつたと解釈されてきた(3)。しかしながら、
批判的倒といふのでなく、その事績を評する、少なくとも儒学の発展の一方で評価し
役割を認め、易姓革命の位置づけをここで確認する。問題とし、その一方で評価し
たか。孟子を「難する箇所を見つけていく。是其所以為僅後世儒家者流之祖。而不能為古
ま、孟子を「難する箇所を見つけていく。是其所以為僅後世儒家者流之祖。而不能為古

聖賢之徒也。不主行之者也。是其所為僅後世儒家者流之祖。而不能為古
故孟子之言也。不主行之者也。是其所為僅後世儒家者流之祖。而不能為古
僅に後世の儒家者流の祖たる所以なり。而して古聖賢の徒たる能はざるなり。是れ其の

徂徠はここで孟子の言行不一致、その言説に対して行為が追いつかないことを批判す
る。そのとき時代の聖人の教えを實踐する者と、口舌の徒たる儒者との間の隔絶を
見出すのであった。聖人の徒に非ざるなり。降為儒家者流。是豈非罪之魁。

故孟子者、雄弁の儒なり。聖人の徒に非ざるなり。降為儒家者流。是豈非罪之魁。
故に孟子は雄弁の儒なり。聖人の徒に非ざるなり。降為儒家者流。是豈非罪之魁。
孟子は罪とは、まさに罪の魁に非ざらんや。(『護園十筆』三筆)

孟子の論は、その非難であつた。置いて、実践、実社会での有用性について軽視するも
の点として、その非難であつた。置いて、実践、実社会での有用性について軽視するも
能言、孟子は、問而不能對恥。是其病根。(蓋し孟子、能言を以て、自ら負ふ。問
ひ有りて、その能はざるを以て恥と為す。是れ其の病根なり。)(『孟子識』とあり、問
孟子自身がその弁舌の才に對して自負が強く、問われて答えられないのを恥と考へた

の更には、原因とする。その
 中には、然らば孟子が生きた時代はまさには、さまたげな思想が生まれた時期であつた。その
 中を争ふ。於乎。先王之道降而為儒家者流。(大氏、孟子の時、百家、聖人。孟子奮然
 與之爭也。於是乎。先王之道降而為儒家者流。大氏、孟子の時、百家、聖人。孟子奮然
 極めて聖人を譏る。(同上)と明確に指摘して争ふなり。是に於いてか、先王の道、降りて儒
 家者流と為る。(同上)と明確に指摘して争ふなり。是に於いてか、先王の道、降りて儒
 より言説を主とする儒家者流へと成つた。その解するところであつた。聖人の教えが実行を伴わない儒家者
 こまに得意の弁舌を振るう行為が、はからずも聖人の論じるところは、聖人を擁護す
 るために得意の弁舌を振るう行為が、はからずも聖人の論じるところは、聖人を擁護す
 へと陥ることになつた。その評した。はからずも聖人の論じるところは、聖人を擁護す
 し、かしの孟軻、荀況、董仲舒、韓愈、歐陽修、程頤、朱熹、是れ八君子者、關邪説以
 衛聖人之道。其徳之淺深純駁、雖未足槩以先王之道、然摧陷廓清之功、亦聖門之
 禦侮也。子思、孟軻、荀況、董仲舒、韓愈、歐陽修、程頤、朱熹、是れ八君子者、關邪説を
 關き以て聖人の道を衛る。其の徳の淺深純駁は、未だ以て先王の道を槩すに足ら
 ずと雖も、然して摧陷廓清の功は、亦た聖人の教えを守つたと認めてゐる。
 徂徠は孟子の功を他の七人の儒者と同じく邪説から聖人の教えを守つたと認めてゐる。
 加えて「孟子之言者聖人也。與後儒殊焉。(孟子の言は聖人なり。後儒と殊なり。)」(『護
 園十筆』七筆)とし、言行の不一致を責めるが、その説くところの内容は道に適うも
 ので、後儒とは異なるものとした。孟子評の本質を表わしているのが次に見る部分であ
 る。一見、矛盾があるような徂徠の孟子評の本質を表わしているのが次に見る部分であ
 大抵孟子一書主勸時君。故其言專務張孔子、以與百家争。而未至於行道。故
 礼楽率在所略。假使孟子得止于如此。則豈廢礼楽哉。宋儒以來喜孟子者、唯執孟子
 礼楽率在所略。假使孟子得止于如此。則豈廢礼楽哉。宋儒以來喜孟子者、唯執孟子
 弁論之言、以為孟子本旨、得止于如此。則豈廢礼楽哉。宋儒以來喜孟子者、唯執孟子
 家不善讀書之過也。

大抵孟子の一書は時君に勧むるを主とす。故に其の言は専ら務めて孔子を張し、
 以て百家と争う。而して未だ道を行ふに至らず。故に礼樂を率ね略する所に在り。
 假使、孟子をして君を得て道を行はば、則ち豈に礼樂を廢せんや。宋儒以來孟子
 を喜ぶは、唯だ孟子の弁論の言を執り、以て孟子の本旨、此くの如くに止まると
 為すのみ。故に皆礼樂之道と謂ふを知らず。此れ孟子の過ちに非ざるなり。諸
 家、善く書を讀まざるの過ちなり。
 こゝで、孟子の思想を正しく汲み取らない後世の儒者の責任を咎めるのである。決し
 て孟子自身は礼樂といふものを輕んじた訳ではなかつた。しかしながら、時勢に合わ
 せてこれを略したものであつた。にもかかわらず、その本意を讀み違へるのは、受け手
 の過失と断じらる。孟子を孔子に次ぐ聖とまでは評さず、他の儒学の發展に力を尽く
 すに功績のあつた儒者と同じほゞは、その事績を認め、他の儒学の發展に力をついて
 は、宋儒がこの点のみを高く評価するから、逆に問題とし指摘するのであつた。
 いふなれば、後の儒者が能く評義を見出し、實行を重んじない姿勢の論難の延長
 で、弁の立つ孟子自身に批判が向けられるものであつた。徂徠は次のように述べて
 いる。『孟子』の中で議論がある「易姓革命」についで、徂徠は次のように述べて
 孟子勸齊梁君王。其既引湯武。則固其所也。何容疑乎。而後儒疑之者、不知道之
 過也。夫道者、聖人所建也。聖人所以建道之心、則在仁。湯武聖人也。湯武放伐、
 應天順民、仁也。孟子、齊梁の君王に勧む。其れ既に湯武を引く。則ち固より其の所なり。何ぞ疑
 ひを容れんや。而して後儒の之を疑ふは、道を知らざるの過なり。夫れ道は、聖
 人の建つる所なり。聖人、道を建つる所以の心は、則ち仁に在り。湯武は聖人な
 り。湯武の放伐し、天に應へ民に順ふは、仁なり。
 徂徠は、「易姓革命」への批判は道というものを理解しないが故に生じるものとす。
 聖人が武力によつて徳なき君主を討伐したことは、天が求めたことであり、これに民
 も従うもので、その内容の是非を論じる前から否定するのではない。そこには、議論の余地
 点から、その内容の是非を論じる前から否定するのではない。そこには、議論の余地

を 残すものであつた。その雄弁さに批判の向けるが、全くその功積を否定するといふを、重んじた。問は孟との難いところを、思難く、孟子の差をみださなかつた。儒者として、易姓革命に、ついでに、問は孟との難いところを、思難く、孟子の差をみださなかつた。儒者として、易姓革命に、ついでに、

太宰春台の孟子批判

太宰春台の多くある。高弟の中で、その経世の学を繼承したと高名のもなかつた。それが、荀卿の「言非十二子。孟子違道悖理也。其言、悉中軻病。中有刺孟篇。刺孟

昔者、荀卿立言非十二子。孟子違道悖理也。其言、悉中軻病。中有刺孟篇。刺孟昔者、荀卿立言非十二子。孟子違道悖理也。其言、悉中軻病。中有刺孟篇。刺孟昔者、荀卿立言非十二子。孟子違道悖理也。其言、悉中軻病。中有刺孟篇。刺孟

春台は、孟子の言行は、荀子や王充の批判するものあり、聖人の道に背反するのみならず、師祖徠が高く評するその言説すらも論難の過失とす。子の譏る所に止まるものなり。〔則軻之過失、不止二子之所譏也。〕（則ち軻の過失、二子の譏る所に止まるものなり。〔則軻之過失、不止二子之所譏也。〕）（同上）とし、その過失は、『荀子』や『論衡』であげられる点に止まる。具体的には、雄弁さの問題と指摘するのが、「務為可悦之言、如為齊王言好貨好色。已。牽強持論。如与告子論性。是已。夫斯二者。軻之患也。」（悦ぶべきの言を為すを）（同上）である。ゆえに、孟子が齊王が好むようなことを言い阿ったり、告子の論争に

藤田徠湖の孟子観
手評について確認してきた。程度の差こそはあるも、その思想や事

要経るたるしそも臣
と世も、。春ての非下
あの後批台も必常がるなり古之行自に時詰のはり軻儒
れ立での判の、要の君がれりよ事之古春とす教し先、者
ば場あ儒の孟そが時の主若ば。り、賢後其人がて。が。のら与難
非かつ者重子れ迫のをき則彼賢世或君、子易い。の家百、て取
常らたの点評はら行討にちれ人無可、姓るよ者年降孔。
の見。説はは批れいですつをの子譏。焉。視有命も、守儒儒徒年
手た。そ。守管師の時あるて視こはてを能。視有命も、守儒儒徒年
段強れは『孟子的巡徠のり孔理な、さら、事湯道、こ
を取疑義』あるのらば許な、さら、事湯道、こ
こがのり孔理な、さら、事湯道、こ
と根中国孟解をい君と臣と弟くあ、放ちけ者は、
一にで家の評基と説やの弟くあ、放ちけ者は、
権あ利の盤とく弟くあ、放ちけ者は、
「つや利相違をながらもたに。おいた。の守るべき、を
とた覇益をながらもたに。おいた。の守るべき、を
容まいもら者のも。おいた。の守るべき、を
認たうたのさの思。おいた。の守るべき、を
す、もら者のも。おいた。の守るべき、を
放がな思。おいた。の守るべき、を
のに重いと絶にその
あしさい。おいた。の守るべき、を
つれう絶にその
たはな批論の
、い判論の
時この起し問を
勢と起し問を
を対す求、め
必、め

いで聖
次て論人
之行自に時詰のはり軻儒
事之古春とす教し先、者
賢後其人がて。が。のら与難
世或君、子易い。の家百、て取
無可、姓るよ者年降孔。
譏。焉。視有命も、守儒儒徒年
視有命も、守儒儒徒年
而於をの春旧生の者為、
行天いか軽かで談流、と。生
権下に視す益国為、
。者に位するれに。資す補ふ無後世に
至、必置るれに。資す補ふ無後世に
若湯為衆人てい貫かた。確認する。加え。の。常道、
放人てい貫かた。確認する。加え。の。常道、
架所た貫かた。確認する。加え。の。常道、
武不た貫かた。確認する。加え。の。常道、
王之者也。確認する。加え。の。常道、
伐也。確認する。加え。の。常道、
紂彼認する。加え。の。常道、
周為之也。常道、
之也。常道、
誅。常道、
二叔道、
皆聖人
おこ

績に對す評価は低く、雄弁さにより他の思想と争論したことは聖人の教えを儒家者流は

か評したか見ていく。至於威烈慎觀之間、而衰弱極矣。弑父弑君者、所在有之。

孔子既没、周室益微。又紛然雜出乎其間。富是時、孟軻獨學聖人之道、述先王之德。

諸子百家異端邪說、又紛然雜出乎其間。富是時、孟軻獨學聖人之道、述先王之德。

其宏才雄弁、亦固足以風靡一世。所謂孔子之俟於後來者、軻而不任、則孰復能之。

遺余力。誠宜奉孔子之遺意、明春秋之大義。苟可以扶彝倫尊周室者、汲々為之不

孔子既に没し、周室益す微なり。威烈慎觀の間に至りて、衰弱極まれり。父を弑

し君を弑する者は、所在に之れ有り。孟軻、諸子百家、異端邪説は、又、紛然として其

の間に出す。是の時になりたり、孟軻、独り聖人の道を学び、先王の徳を述ぶ。

其の宏才雄弁も亦固より以て一世を風靡するに足る。所謂、孔子の後來を俟つ

者は、軻をして任ぜざれば、春秋の孰れか復たこれを能くせん。軻たる者は、誠に

宜しく孔子の遺意を奉じ、春秋の大義を明らかにすべし。苟しくも以て彝倫を扶

け周室を尊ぶべき者は、孟子は、復々孔子の後継である。論じるところ、その行

の衰微し、つるならば、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

はかながら、實際に於て、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

しなく、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

東湖の衰微し、つるならば、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

すべきは、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

東湖の衰微し、つるならば、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

すべきは、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

東湖の衰微し、つるならば、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

すべきは、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

東湖の衰微し、つるならば、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

すべきは、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

東湖の衰微し、つるならば、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

すべきは、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

東湖の衰微し、つるならば、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

すべきは、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

東湖の衰微し、つるならば、孟子は復々孔子の後継である。論じるところ、その行

孟子は王道を説きながら、その目指すところは斉王や魏王をして頽廢する周王室に
 成り代わり天下の王とするものであった。これは周の世に生まれその粟により養われ、
 文王、武王のあり方を理想とする者でありながら、これに報いることが少ないのでは
 ないかと疑問を呈するものであった。孟子が理想の治世を周の文王や武王に求める孔子の
 教えがここでも強く論じているのは、孟子が理想の治世を周の文王や武王に求める孔子の
 代えを学びながら、周王室の復権に力を尽さず、臣下たる諸侯の国をこれに取って
 東湖も春台と同様に、孔子の思想的な断絶を次に示す一節で唱えている。軻
 平、田氏魏氏嘗て桓文者（10）也。子孫強僭、篡其国而有之。実名数之所不容。軻
 為仁為義、果何物。使桓文而在、則鳴罪討之。將不旋踵。軻豈暇於賤霸術乎哉。其
 由是言之、軻之王道、非孔子所与也。亦明矣。蓋孔子之遺意、軻優知之。而軻不繼
 也。今、田氏魏氏嘗て桓文に事ふる者なり。子孫強僭にして、其の国を篡ひて之を有
 す。實に名教の容れざる所なり。軻平生仁義を貴び霸術を賤しむ。而して一語の
 名分に及ぶ無し。廼ち反つて隠然として周室の鼎を田魏強僭の国に移さんと欲す。
 其の仁たる義たるは果たして何物ぞ。もし桓文在れば、則ち罪を鳴らして之を討
 たん。將に踵を旋らさざらんとす。軻豈に霸術を賤しむに暇あらんや。是に由り
 て之を言はば、軻の王道は、孔子の与する所にあらざるなり。亦た明らかなり。
 蓋し孔子の遺意は、軻優れて之を知る。而して軻継がざるなり。亦た明らかなり。
 今、王と称す田氏や魏氏というのは、元來は斉の桓公や晋の文公に仕えた者であり、

子孫が力を得て王位を僭称し、國を奪つたものである。このよ
 うな臣下が君位を篡奪するは、言説を取らざるに、覇道を行おうとするの
 正統な孔子の意を知りながら、天下をこれに承し、かつた
 いうと、孔子の後継として、孟子は孔子の意を知りながら、
 孟子の本來の、それを行つた後継として、孟子は孔子の意
 を知らず、孔子の思想に、東湖は君臣秩序の對視である
 立場から、この代わらうと、孟子の思想的な差異について
 は、論及するも、君臣の對視である。孔子の思想的な差異
 については、風土の東湖は君臣の對視である。孔子の思想的
 な差異については、風土の東湖は君臣の對視である。孔子の
 思想的な差異については、風土の東湖は君臣の對視である。

周秦以降、姓を易へ命を革むるは、指屈するに勝へず。人臣、
 其の君を視ること、猶ほ奴僕、婢妾の其の主、朝向ひて夕に
 背き、恬として恥を知らざるがごとし。其の風土、然るなり。
 軻、其の邦に生じて、其の俗に習ひ、社稷を重しと為し、
 君を輕しと為す。生民の塗炭に苦しむを坐視するに忍びず。
 乃ち慨然として其の王道を興起し、以て阜々の治を致さんと
 欲す。西土に在りて之を言はば、則ち其の志、道を興起し、
 以て阜々の治を致さんと欲す。西土に在りて之を言はば、
 則ち其の志、蓋し深く咎むるに足らず。致さんと欲す。西土
 に在りて之を言はば、則ち其の志、日本とは異なり、王朝
 交替は盛んに行われてきた。このよ
 うな風土ゆえに、孟子がそ
 の習俗の基に生まれ、民の苦しみを見るに堪えず、王道を
 興そうとするのは、中国であ
 るならば、深く咎められるもの
 ではないとするのが次に
 述べられる。日本に置き換
 えたならば、それは全く許
 されるものではないとする
 のが次に述べられる。日本
 に置き換えたならば、それは
 全く許されるものではないと
 するのが次に述べられる。

有伊尹之志、則可以放其君。有殷紂之暴、則其臣視以為一夫者、言之於易姓革命

しの再　とかも　到すら行中
 た地興東もつ臣孟底るば為国
 。位す湖こた下子、。、もにべ所類を臣道の苟て伊之人憑舟之
 こをべはの。がを容孟宇可おかな無立、鏡禍し以尹所宜人於邦
 の奪き孟一そ君君認子佐能いりしつ分、。、之ての不剪曰陸、則
 こつと子因れ主臣での八でてず。罪豈を一志与除、。、則
 とたすをではの秩き説幡あは。天今無ま悪に、夫あ也。国行或
 へよる孔あまた位のも推託。定　誅、道の。盈に古為ば天是、於家、於也
 論う。子った、を觀の論事しの宜の人臣し舟一す、誅乎君水。苟
 難なしのた、を纂点でし件か条し説、を、を姓者則之奸臣者(1)言
 を齊か後(1)王篡かはたのし件くを宜以敢陸の、ち所僧分(1)之
 加やし継(2)朝奪かはたのし件加推してへに域之以宜竄定(1)之
 え魏、と。交すらなな道なをふすく君て盪に、て加死矣、。、之
 るとこ位　替る批とばをらた　べき、除為器、ふをの。無復臣為昔者奸僧道鏡、則身遭大戮、貫盈、不
 。いれ置　あとす断、例、す　所則すすを、へを故放、つ、矣、。未之有也。罪惡、日盈、不
 東つをづ　るをるじそとこなら　り臣し、覩水則命を、むし道の。決不軻之。天貫、盈、不
 湖たせけ　他正東るれしをば　。を。未だ。行身革はむし道の。決不軻之。天貫、盈、不
 自国ずる。国当湖のはてを　。吾以是だ。之時に明る神者、の遭言の暴有、則以嗣臣、為必覲逆、其禍豈
 身をに。に化でああ下げ世臣　、てに之時に明る神者、の遭言の暴有、則以嗣臣、為必覲逆、其禍豈
 も以、だ　比しああ下げ世臣　、てに之時に明る神者、の遭言の暴有、則以嗣臣、為必覲逆、其禍豈
 まで諸か　べ得れつを、一下　、てに之時に明る神者、の遭言の暴有、則以嗣臣、為必覲逆、其禍豈
 た王侯ら　万るばた。主はのそ　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 、朝、こ　世、一易そ、　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 孟子替れ、　系姓、　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 のをも周　に革い　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 言さ臣王　自命か　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 行せ下室　のをる　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 不よの輔　優認理　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 一う身輔　位め由　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 致とで佐　性をあ　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 を目あし　見のる　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 責論り、　出でに　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 めんなそ　すはし　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 、でがの　はとな　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 孔いら権　はとな　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 孟る君威　はとな　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈
 のと主を　はとな　、の、な僧。憑み名、れ州矣。臣、為必覲逆、其禍豈

窺う行為は断じて許されない行為と論じるのであった。東湖の孟子と解する孟子の継承と見える。また言行の相反、孟子の断絶といふに、聖人とする孟子の批判の対象とさす。東湖自身も孟子の断絶を承継する。君位を篡奪する者に与する。仕えるべき君主に尽くさず、それどころか臣下の分を越え、君位を奪う者にとする。仕えるべき君主に尽くさず、それどころか臣下の分を越え、限らざる、藤田幽谷の「正名論」に由来する。この点で東湖の視座から見た場合、孔子の教えを承

注

(1) 東湖が『孟子』のいかなる版本に拠ったかは不明である。しかし、元禄四年に大串元善によつて編纂された『彰考館圖書目録』(一九一八、彰考館文庫)によれば、彰考館には、『四書集注』淳熙年代刊行、『四書大全』永樂十三年刊行の蔵書が確認できる。(2) 尾藤正英「水戸学の特質」(『水戸学』所収、岩波書店、一九七三)「水戸藩の学者の間に徂徠学が導入されたのは、宝暦年間(一七五一―一七六三)のころから、長久保赤水・谷田部東壑、立原翠軒らによつてであつて」とある。(3) 荻生徂徠の『孟子』を巡つての評価は、今中寛司が、「荻生徂徠『孟子識』について」(『文化史学』六号、一九五二)で、「古典として永い傳統を持つ『孟子』を二次古典に引き下げた本文批判」とし、野口武彦は、「戦国乱世の孤客―江戸古学派における『孟子』の解釈の分裂」(『文学』四十五卷二号、一九七七)で「荻生徂徠の『孟子識』は、注釈書ではなく、わずかな片断たる読書ノートである。しかも、その範囲は、『孟子識』のみに限られていない。そのこと自体、徂徠が儒学古典のなかで『孟子』に与えた地位の低さをしめしている。そのこと自体、徂徠が儒学古典のなかで『孟子』に与えないという研究が主流であつた。(4) 「孟軻論」は菊池謙次郎編『新定東湖全集』(国書刊行会、一九九八)、『孟子識』は『尚書学孝経識孟子識』(早稲田大学図書館所蔵、山城屋佐兵衛、一八五三)、「孟子論」は頼惟勤校注『徂徠学派』(岩波書店、一九七二)、『護園十筆』は、西田太郎編『荻生徂徠全集』(みすず書房、一九七六)に拠つた。

(5) 『孟子』離婁下に「孟子曰、君子之澤五世而斬、小人之澤五世而斬。予未得為孔子徒也。予私淑諸人也。」とある。

(6) 『孟子』公孫丑上に「曰、不同道。非其君不事、非其民不使。治則進、亂則退、伯夷也。何事非君、何使非民。治亦進、亂亦進、伊尹也。可以仕則仕、可以止則止、可以久則久、可以速則速、孔子也。皆古聖人也、吾未能有行焉。乃所願、則學孔子也。」とある。

(7) 『論語』憲問に「子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也。如其仁。如其仁。」とある。

(8) 『論語』憲問に「子曰、管仲相桓公、霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜。微管仲、吾其被髮左衽矣。」とある。

(9) 『論語』八佾に「子曰、管仲之器小哉。」とある。

(10) 田氏の祖の陳完は齊の桓公、魏氏の祖の魏犇は晋の文公にそれぞれ仕えるも、その子孫に至り、国を篡奪し王位に就くことを指す。

(11) 『莊子』天運に「夫水行莫如用舟、而陸行莫如用車。以舟之可行於水也而求推之於陸、則沒世不行尋常。古今非水陸與。周魯非舟車與。今斬行周於魯、是猶推舟於陸也。勞而無功、身必有殃。」とある。

(12) 野口武彦が「湯武放伐のアポリアー近世後期儒学の『孟子』論争―(『王道と革命の間』日本思想と孟子問題)所収、筑摩書房、一九八六)で「『孟子』に原理論的に潜在していた「君臣の義」の問題性が、いつか他人事ではありえなくなるという事態であつた」と指摘するようになり、東湖以前から、易姓革命の是非、「君臣の義」を巡る議論が盛んに行われていた。

第二節 会沢正志斎の「趙盾論」について

はじめに「趙盾弑其君(趙盾其の君を弑す)(1)」は、『春秋』宣公二年に見られる晋の靈公が臣下の趙穿に弑された一事を史官の董狐が記したものであり、これは権力に屈せず筆を曲げな

った好例として取り上げられる。では、趙盾に自身が擁立した君主を弑逆する意図があつたかについて、『左氏伝』では、孔子の言として「越竟乃免へ竟を越へば乃ち免れん」とし、そこに叛意を認めなかつた。しかしながら、直接、手を下した訳ではないにも関わらず、弑逆を行ったと筆誅を加えられた趙盾の評価は、『春秋』三伝でも見解を異にし、これまで様々な議論がされてきた。八六七『に刊行された『稽古雜録』の中に「趙盾論」の一文が見られる。これは、先に述べた『春秋』宣公二年の趙盾弑逆について論じたものである。趙盾の是非をここで取り上げた意図はどこにあるかという点もある。正志齋が「趙盾論」の中で、この一節を巡っては、『春秋』三伝の解釈よりも歐陽修の理解がより本質に迫るものと評価していたことである。趙盾が晋の六卿という家柄の出身、弑逆の際正卿と立場の独自の解釈の背景には、趙盾自身が靈公を擁立したという史実が影響を与えたと推察できる。というたこと、後期水戸学では、君臣の分が何より重んじられ、また全くと同じとは言えないもの、正志齋自身も君主擁立の経験(2)を有していた。加えて、当時の水戸藩では譜代と輕格の出自による対立が進む中であつた。こうした経書解釈の背景に留意しつ、積を重んじ、自説を展開したのか、三伝のいかなる点について承知せず、歐陽修の「春秋」の特色、君臣の位置づけ、これらを検証したい。その上で、正志齋における『春秋』三伝及び歐陽修の「春秋論」における趙盾評価

『春秋』三伝及び歐陽修の「春秋論」における趙盾評価

『春秋』は五経の一つで、『孟子』滕文公下「臣弑其君者有之、子弑其父者有之。孔子懼作春秋。(臣其の君を弑する者之有り、子其の父を弑する者之有り)とあり、孔子によって著わされた『穀梁伝』である。この三伝は同じ事

案に対して、その論点を異にしており、本節で対象とする趙盾評も見解を異にしてい

る。まず次に『左氏伝』宣公二年の評価を見ていく。

孔子曰、董狐、古之良史也。書法不隱。趙宣子、古之良大夫也。為法受惡。

惜也。越竟乃免。董狐は、古の良史なり。法を書して隠さず。趙宣子は、古の良大夫な

り。孔子曰く、董狐は、古の良史なり。法を書して隠さず。趙宣子は、古の良大夫な

り。法の為に悪を受く。惜しいかな。竟を越ゆれば乃ち免れん。趙宣子は、古の良大夫な

趙盾を古き時代の良き為政者とし、法のために罪を受けたとする。更に、もし国境を

越えていたならば、晋の靈公の弑逆の責を問われることもなかったと惜しむ。つまり、

『左氏伝』の記述は、同情的に論じられており、優れた大臣ではあったが、はからず

も法によつて悪名を後世に残すことになったとする。国を出れば罰せられなかつた

とするのは、杜預注によれば「越竟則君臣之義絶以不討賊。竟を越ゆれば則ち君臣の義

絶ゆるを以て賊を討たず。」とあり、身が国外にあってならば直接手を下した一族の

趙穿を討伐しない点を追及されなかつたというのである。ならば直接手を下した一族の

らも、この『左氏伝』の非難は、趙盾が晋の正卿という臣下として最高位にありなが

「左氏伝」の道の義によるか、とあげると、先行研究で指摘されているように法によつて免れることもない。趙盾の責を問うのが次にみる「穀梁伝」宣公二年の箇所である。より「狐曰、子為正卿。入諫不聽、出亡不遠。君弑。反不討賊。則志同。志同則書重。」

史狐曰、子為正卿。入諫不聽、出亡不遠。君弑。反不討賊。則志同。志同則書重。
非子而誰。故書之。曰、晋趙盾弑其君夷臯者、過在下也。
史狐曰く、子正卿為り。入りて諫むるも聴かれず、出でて亡がるるも遠からず。
君弑せらる。反りて賊を討たざれば、則ち志同じ。志同じなれば、則ち重きを書す。
下に在るなり。誰ぞ。故に之を書す。曰く、晋の趙盾其の君夷臯を弑するは、過ち

「穀梁伝」では、趙盾が王朝にあつては、その諫言は入れられず、亡命するも遠くまで戻つても賊を討たなかつたのは志を同じくするものである。弑逆を行つた事者ではないにせよ、思いを同じくするならば、より責の重い者の名を記すというのである。こゝでの『春秋』三伝における趙盾評に對して、異を唱へるのが、歐陽修の「春秋論」である。その中で、直接手を下してないことを強調し、結果罪を許すものであると論難する。その中で「春秋」三伝における趙盾評に對して、異を唱へるものが、歐陽修の「春秋論」

三子説、春秋書趙盾以不討賊、故加之大惡。既而以盾非實弑、則又復見於經、以明之無罪。是輒加之乎。則其後頑然未嘗討賊、既不改過以自贖。何為遽赦使同討賊之情。可責而宜加之乎。則其後頑然未嘗討賊、既不改過以自贖。何為遽赦使同無罪之人。其於趙盾皆不可。此春秋之意也。既不以盾之大惡為加。既不以盾之罪無赦。則其後頑然未嘗討賊、既不改過以自贖。何為遽赦使同加。既不以盾之罪無赦。則其後頑然未嘗討賊、既不改過以自贖。何為遽赦使同盾の罪無赦。則其後頑然未嘗討賊、既不改過以自贖。何為遽赦使同を討たず、責むべからず。其宜しき責め、則ち盾の罪無赦。則ち其後頑然未嘗討賊、既不改過以自贖。何為遽赦使同

の人に同じからしめん。其の進退に於けるは皆 不可なれば、此れ春秋の意に非ざるなり。『春秋』三伝では、弑逆を行った賊を討たない点から罪がないことを暗に示すものであつた。そして実際には趙盾が手を下していない点から罪がないことを暗に示すものであつた。自らの過ちを改めず、これを償わないにも関わらず、その責をなしとするのは『春秋』の意図に背くものである。

九月乙丑晋の趙盾其の君夷臯を弑す。孔子所書是矣。趙盾弑其君也。問者曰、然則夷臯孰弑之。曰、孔子所書是矣。趙盾弑其君也。問ふ者曰く、然らば則ち夷臯は孰か之を弑する。曰く、孔子の書す所是なり。趙盾の君を弑するなり。

誰が晋の靈公を弑逆したのかという問いに対して、孔子が書するところ、『春秋』の経文にあるとする。つまり、趙盾がその君主を弑逆したのだ、と歐陽修は論じるのである。

歐陽修はこのように『春秋』三伝の様々な要因を以てその責を限定する解釈を是とし、そのゆえに『春秋』の経文にそのまま理解したならば、弑逆を行ったのは趙盾になるとするのであつた。

『春秋』三伝と歐陽修の「春秋論」の相違は、『春秋』の経文に対しての解釈である。『左氏伝』は国境を越えるか否かを争点とし孔子の言に依拠して、結果、去り得なかつた故に悪名を受けるのを惜しむとした。『公羊伝』では、趙穿を討伐しなかつたことを罪としてあげた。『穀梁伝』では、弑逆を行った者を討たないのは志を同じくするためと責めるものであつた。その一方、歐陽修はこれらの見解に對し納得せず、孔子が著わしたとされる『春秋』の経文に基づきただ趙盾の臣下としての責を問うのである。

正志齋「趙盾論」

正志齋の「趙盾論」の成立時期について詳細は不明であるも、これを載せる『稽古雜錄』が慶応三年（一八六七）に刊行されている。また、この年までに『論語』や『易經』といった経書に注解を（5）既に著わしており、その延長上に『春秋』での争点、

趙盾について論じたものと推測できる。説かんとするところは、『春秋』三伝の評価に
 異義を唱えるものであった。趙盾弑靈公、而三子皆謂、盾非実弑也。歐陽永叔著論、弁三子之謬詳矣。
 趙盾、靈公を弑す、而して三子皆謂ふ、盾実に弑するに非ざるなりと。歐陽永叔、
 『春秋論』を著して、三子の謬を弁ずること詳らかなり。梁伝『春秋』の經文で趙盾が弑逆を行ったと記されているのに『左氏伝』、『公羊伝』、『穀
 梁伝』では、その実、經文と異なること非難しており、歐陽修の『春秋論』がこうした
 誤りを指摘しているとする。『春秋論』を正しいとするのは、『春秋』の經文に基づき趙盾こそ
 が弑逆を行ったのだと責めるためである。『春秋』三伝の評では直接手を下して趙盾を
 誤り強調された靈公を弑した趙穿に巻き込まれたかのような印象を与えかねないの
 点を強調された靈公を弑した趙穿に巻き込まれたかと言え、正志齋はその
 誤りとすなわける。『春秋』三伝の趙盾評の誤りがなぜ生じたのかと言え、
 要このように『春秋』三伝の趙盾評の誤りがなぜ生じたのかと言え、
 蓋盾才智有余、其於国事尽力周旋、能得衆心。衆皆以為賢。既以為賢、則雖有不
 善者、而不可見其爲不善。世俗之見、固也。盾能以智遁其跡。未嘗不善者。而自俗不
 爲之也。功足以掩罪。故雖弑逆之事、而盾能以智遁其跡。未嘗不善者。而自俗不
 蓋し盾才智余有り、其の国事に於いて尽力周旋し、能く衆心を得。衆皆以て
 賢と爲す。既以て賢と爲す、則ち其の不善者を見ず。世俗の見るに、其の功を以ては、
 爲すを見ず。世俗の見るに、其の功を以ては、罪を掩うに足らざる者
 無く弑逆の事と雖も、盾は能く巧を見るに、其の功を以ては、罪を掩うに足らざる者
 故に賢の事に雖も、盾は能く巧を見るに、其の功を以ては、罪を掩うに足らざる者
 趙盾は才に優れ、国事に尽力し、人心を得た。それ故に、人々は彼を見よと評
 せず、その悪名を逃れたに過ぎないとする。臆測するのを行つた。故に、人々は彼を見よと評
 ませぬ。その悪名を逃れたに過ぎないとする。臆測するのを行つた。故に、人々は彼を見よと評
 ませぬ。その悪名を逃れたに過ぎないとする。臆測するのを行つた。故に、人々は彼を見よと評

正志齋はあくまで靈公の弑逆の責は趙盾にあるとして疑わないのである。そして民心を得た善行もまた、その罪と比べたなら、これを償うに十分ではないとする。縦其有功、而其所以得衆者、与田常鬻私恩得齊（5）、何以異也。不特功不掩其罪、而其罪足以掩其功。

縦ひ其れ功有るも、而れども其の衆を得る所以の者は、田常私恩を鬻ぎ齊を得ると、何を以てか異らん。特だ功は其の罪を掩はざるのみならず、而も其の罪は、以て其の功を掩ふに足る。（同上）

趙盾の功績は、田常が民に私恩を与えたことで民心を得て結果、齊の国を得たのと変わらないとするのである。その功を認めないどころか、他国篡奪のために行われた善行と変わらない不純なものとするのであつた。これは、底意に弑逆の思いと言わぬまでも、自らを幾度も排除しようとした靈公が弑されたのを幸いとしたりしたのではないか、

と正志齋は読み取るのであつた。言うなれば、直接手を下したのは一族の趙穿であるにせよ、その考えに賛同したのと同然と見なすのであつた。そのように、『左氏伝』における孔子が国境を越えなかつたのを惜しんだというのは、次に見るように後人の仮託に過ぎないと

孔子為春秋、大悪之名、不可智巧而免。所以能使乱賊知懼也。今若論之曰、越乃免、則大悪之名、可苟而免、非特不能懼乱賊、而適足以啓智巧四避之門。決非孔子春秋を為り、大悪の名、智巧を以て免かるべからず。能く乱賊をして懼れを知らしむる所以なり。今若し之を論じて竟を越ゆれば乃ち免かると曰へば、則ち大悪の名、苟しくも免がるべきも、特だに乱賊を懼れしむること能はざるのみならず、而も適だ智巧を以て四避の門を啓くに足る。決して夫子の語に非ざる（同上）

『春秋』を作つた意図は、いかんにかに狡知に長け、生を盗もうとも、後世に悪行の責を問ふ一方、境を越えたならば悪名を免れるとすのは、孔子の本意に背くものである。

とす。正志齋は明確に、趙盾に弒逆の責任を求めればこそ、『左氏伝』のその罪を
軽減せ得る。晋の史官の董狐がこの場で否定するのであった。趙穿を討伐しないことを責めることについて正
志齋は次のような解釈を加えている。

且盾身為正卿專國政。而誅一族人之穿、若拉掌中物。何憚而不討之。以義言之、
其重既如此。以勢論之、其易亦如彼。而して一族人の穿を誅するは、掌中
且つ盾、身は正卿為りて國政を專にす。而して易きことも亦彼の如し。(同上)
の物を拉ぐが若し。何ぞ憚りて之を討たざる。義を以て之を言へば、其の重きこ
の既に此くの如し。勢を以て之を論ずれば、其の易きことも亦彼の如し。(同上)
趙盾の身分は正卿であり、國政を專断する立場にある。にもかかわらず、一向に趙穿
を討しはようとしない。義を重んじるのであれば、速やかに討つべきであるのに実行
しないのは不義の人である。趙盾を評価しないのである。その要因は、晋の世継ぎ
争いにおいては、君主の遺命によらず右顧左眄した姿にある。その要因は、晋の世継ぎ
初襄公卒、以靈公属之盾。而盾背之之欲廢適立庶。義屈於夫人之言、遂復背先
蔑而立靈公。反覆如此。盾之為人亦可知耳。遂に復た先蔑に背きて靈公を立つ。
初め襄公の卒するに、靈公を以て之を盾に属す。而して盾之に背きて之に適を廢
し庶を立てんと欲す。義、夫人の言に屈し、遂に復た先蔑に背きて靈公を立つ。
反覆するに如し。盾の人と為りも亦知るべきのみ。(同上)

晋の襄公が亡くなるに当たり、嗣子を趙盾に託した。当初、これに反して幼年の嫡流
でなく庶子を立てることにしたり、嗣子を趙盾に託した。当初、これに反して幼年の嫡流
赴いた先蔑を裏切り、結局、靈公を即位させるのであった。この一例からもその人と
なりは窺い知れる。論じるのであった。この一例からもその人と
正志齋が問題視するのは、正嫡がありながら隣国に人質として年長の庶子を立
てようとしたこと、更には君主の遺命や閣議で決まったものを簡単に翻す点であった。
このことから、賢や良大夫とされる評と実態がいかにか乖離した人柄であったか指摘す
るのである。ゆえに、趙盾評価が、『春秋』三伝や欧陽修「春秋論」より厳しいのは、

つその事績を認めず、霊公の弑逆の責を厳しく咎めたの類似したものと見なすからであ
 った。君臣と成立背景
 もの霊公弑逆の件に『春秋』三傳は霊公自身の普段の不行状にある程の一端を求め
 うな論じたりは、斉を篡奪した常のようにならぬ、これら得たのも、權を望むと
 そ人となりて、田常のようにならぬ、これら得たのも、權を望むと
 な思秘めたりて、田常のようにならぬ、これら得たのも、權を望むと
 臣関徳もまた緊張した関係となり、結局、君主が弑されるに至ったと示すように、君
 報徳以怨、生鬻於隣国、一挙而八難（6）作矣。且夫難之所由作、皆不在靈公之幼、
 而在於其立庶。則當時事情亦可見矣。如此而盾猶欲立庶。其意將何求。此豈非欲
 挾擁主之勳。以逞威權乎。盾終始於靈公者如此。是以君臣相猜、履霜堅氷（7）、遂
 至於弑逆。怨みを以て、威權を逞まし、相猜ひ、履霜堅氷にして、非ずや。遂に弑逆
 徳を報るに、怨みを以て、威權を逞まし、相猜ひ、履霜堅氷にして、非ずや。遂に弑逆
 の由りて、所、皆靈公の幼、在らざるを、一挙にして、難作る。且つ夫の事
 情も亦見るべし。此の勳を挟み、以て威權を逞まし、相猜ひ、履霜堅氷にして、非ずや。遂に弑逆
 む。此れに、此の勳を挟み、以て威權を逞まし、相猜ひ、履霜堅氷にして、非ずや。遂に弑逆
 公に終る。始す。此の勳を挟み、以て威權を逞まし、相猜ひ、履霜堅氷にして、非ずや。遂に弑逆
 襄公亡き後の世、ぎを巡っての混乱は、後継の君主が幼いから生じたものではない。嫡
 子が原因がある、す。れよ、主導者に責任を問うた。増え、なげき、た。う。な。と。し。た。行。為。
 に、か。い。え。ば。、。君。に。對。し。て。終。一。貫。と。至。つ。た。の。勢。を。取。ら。な。か。つ。た。と。ゆ。
 た。の。主。君。に。對。し。て。終。一。貫。と。至。つ。た。の。勢。を。取。ら。な。か。つ。た。と。ゆ。
 は。の。主。君。に。對。し。て。終。一。貫。と。至。つ。た。の。勢。を。取。ら。な。か。つ。た。と。ゆ。
 に。の。主。君。に。對。し。て。終。一。貫。と。至。つ。た。の。勢。を。取。ら。な。か。つ。た。と。ゆ。
 こ。の。主。君。に。對。し。て。終。一。貫。と。至。つ。た。の。勢。を。取。ら。な。か。つ。た。と。ゆ。
 じ。こ。の。主。君。に。對。し。て。終。一。貫。と。至。つ。た。の。勢。を。取。ら。な。か。つ。た。と。ゆ。
 ず。こ。の。主。君。に。對。し。て。終。一。貫。と。至。つ。た。の。勢。を。取。ら。な。か。つ。た。と。ゆ。

趙盾を評するにあたり、野心を秘めた世臣が、守るべき嫡子と庶子の分を乱し、挙げ
 句に自ら擁立したり、その諡号から、野主を弑したことが、他ならぬ跡を重んじたことなく、ただ臣下
 の正志が、その師の幽谷が、君臣の分を極め、重んじたことなく、庶承したものと
 考へられる。その師の幽谷が、君臣の分を極め、重んじたことなく、庶承したものと
 は、正志が、その師の幽谷が、君臣の分を極め、重んじたことなく、庶承したものと
 え、水戸藩の世継ぎ問題と藩主の後継を巡り、徳川昭推の代を巡るも、徳川宗家から養子を迎
 いた。将軍の家から養子を迎えることは、藩の財政が厳しかったとき、重きを置くがゆえに、東
 藩祖頼房以来の血筋に特段の拘りを見せなかつた。一方、血脈に重きを置くがゆえに、東
 一派は、反対に血筋に特段の拘りを見せなかつた。一方、血脈に重きを置くがゆえに、東
 将軍家からの養子を迎えることを拒否し、運動に与したものであつた。重きを置くがゆえに、東
 より結局、この水戸藩継嗣は、譜代と新参との対立は固く、公弑逆問題を深めていたこと
 志斎の「趙盾論」の中で、嫡子と庶子と、当の藩内状況が解に公弑逆問題を深めていたこと
 権勢を誇る世臣を責める点から、庶子と、当の藩内状況が解に公弑逆問題を深めていたこと
 となる。つまり、趙盾を巡る問題は、『春秋』に記された過去の事例ではなく、正志斎
 自身が直面したものであつた。問題は、『春秋』に記された過去の事例ではなく、正志斎
 をこのように背景があればこそ、「趙盾論」の末尾に『春秋』をいかに読むべきである
 か。以下、春秋者、能明大義而莫眩於小慧。庶幾可以免於世俗之見也。
 春秋の「見を免るべきなり」を明らかにして、小慧に眩むこと莫れ。庶幾はこひねがはく以て世
 俗の「見を免るべきなり」を明らかにして、小慧に眩むこと莫れ。庶幾はこひねがはく以て世
 『春秋』の「見を免るべきなり」を明らかにして、小慧に眩むこと莫れ。庶幾はこひねがはく以て世
 としてある。誤った見識を改めるの趙盾は、暗幕府の求めに、別なく、庶子と庶子の養
 子と、誤った見識を改めるの趙盾は、暗幕府の求めに、別なく、庶子と庶子の養

恩で参斎しかずと責窺子と秋ののら下盾小から志よ
 恵あの自たわに正すはいを何こ首でずし論正志齋から齋う
 をる者身。ら、志る、知立ら三これ謀あもたの秋を志齋こ身一
 選。よもこず臣齋。臣れて変伝らのとた官は。三こが、趙
 ぶしりまの、下のでとうら高従責。にあ三こが、趙
 もかもたよ尊に趙でありしとない評のるれつまの解見秋「
 のし立一方なべる評のな。、と価解。にそ積春対そ一のはき宣
 で実藩以の評き点の特が加そすの国対。の、をの程。二
 あ態以の価君難色らえれる、に秋し、の、をの程。二
 っは来当の臣詰と己が、らでをし、の、をの程。二
 。財累者背、詰と己が、らでをし、の、をの程。二
 だ政代で景嫡すしに公人奪すは者陽修むをきと論じ、その上で、より
 か難仕あに庶るはの、序の、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 らにえつた、次の、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 こよてた、次の、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 、幕たと期乱あ、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 現府譜が水し、た積、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 藩か代影戸、そ、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 主ら、響藩主、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 の養、と、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 弟子藩与、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 であ迎頼た、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 嫡るの、血脈、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 流こ脈、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 近、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 い得維つ対、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 齊ら持、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 昭れ、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 をる目、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 推経指、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 す濟す、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 身、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆
 となき新志とかせ、の君係が、て張、し、も立の功、を弑逆

しては、目前の小利に眩み、何より重んずべき大義を蔑ろにする門閥の藩士の姿が趙盾に重なればこそ、他に見られぬ厳しい見解を示し、その罪を鳴らすのであった。趙本節では、「趙盾論」の特色とその形成を確認してきた。正志斎は『春秋』宣公二年の趙盾について、これまでの解釈と異なり、人となりは篡奪を狙う権臣という理解であった。そして、利己的な振る舞いが、結果として君臣不和となり、弑逆に至ったとする。このような認識の背景として、水戸藩の後継問題により顕在化した累代の藩士と新参の者の対立があることを明かにした。

注

(1) 「趙盾論」は、名越時正編『会沢正志斎文稿』(国書刊行会、二〇〇二)、『春秋左氏伝』、『春秋公羊伝』、『春秋穀梁伝』は、『十三経注疏』(芸文印書館、一九九七)、

「春秋論」は、『歐陽修全集』(中華書局、二〇〇一)に拠った。

(2) 水戸藩八代藩主徳川斉修の後継を巡り、藩内の榊原照昌等の門閥派は徳川家斉の庶子の清水恒之丞を迎えようとするも、正志斎をはじめとする軽格を中心とした有志は藩主の弟の斉昭を推し運動した。『水戸藩党争始末』(無名氏、一八九三)に「且又此時烈公を立てることに熱心尽力せしは、小禄の中士に多く名門世家にて大禄を食める人々は至って冷淡なりしか如し、是後年烈公が人材を登庸するに当て、多く新進少年を採り、名門世家を喜ばず、終に門閥非門閥の争端を啓きし一原因」とある。

(3) 日原利国『春秋公羊伝の研究』(創文社、一九七六)に「『左伝』の法理論と『公羊伝』の道義論の観点の相違から、少なからぬ懸隔を生じはしたが、「賊を討たざる」がゆえに筆誅を加えられたとする点、両書に共通の解釈」とある。

(4) 清水正建『水戸文籍考』(須原屋書店、一九二二)によれば、正志斎は、『読論日札』を弘化四年(一八四四)に、『読易日札』を文久二年(一八六二)に著わしている。

(5) 『史記』田敬仲世家に「於是田常復修釐子之政、以大斗出貸、以小斗收。」とある。

(6) 『史記』高帝紀上「項羽數侵奪漢甬道、漢軍乏食、与酈食其謀撓楚權。食其欲立六国後以樹党。漢王刻印、将遣食其立之。以問張良、良發八難。」とある。

(7) 『易経』坤卦に「初六、履霜、堅冰至。」とあり、また『文言伝』坤卦に「積善之家、必有余慶。積不善之家、必有余殃。臣弑其君、子弑其父、非一朝一夕之故、其所由来者漸矣。」とある。

(8) 『春秋左氏伝』宣公二年に「晋靈公不君、厚斂以彫牆、從台上彈人、而觀其辟丸也。宰夫胹熊蹯不熟、殺之、寘諸畚、使婦人載以過朝。」とあり、また「宣子驟諫。公患之。使鉏麇賊之。晨往、寢門闢矣。盛服將朝。尚早。坐而假寐、麇退、歎而言曰、公不忘恭敬、民之主也。賊民之主、不忠。棄君之命、不信。有一於此、不如死也。觸槐而死。」とある。

第三節 後期水戸学者の「世襲」

はじめに

「世襲」とは、先祖代々の職位を引き継ぐこと(1)である。江戸時代において「士」に限らず農工商においても家職の継承が基本であった。そうではあるものの、一部、例外として階層の移動が行われる場合もあった。具体的には、幕府や藩に対して金銭や能力により貢献することで、その功に報いるという観点から、苗字帯刀を許し、加えて武士として取り立てる(2)。このような事例は幕府や藩を問わず行われてきたが、あくまで少数で、武家社会を構成する多くの者は世襲によるものであった。江戸時代を通じて御家騒動と呼ばれる藩における権力争いは多々あり、その要因の一つに譜代と新参という出自による対立があった(3)。江戸時代末期における水戸藩の天狗党と諸生党の権力争い(4)も、尊王と佐幕という思想の相違のみに集約されるものではない。『大日本史』編纂を担った彰考館の学者たちの藩政の主導権を巡っての争闘という一面を有するものであった。

時の出自起因する藩内の葛藤について瀬谷義彦は「幽谷の、身分制によって固定された門閥世家、重職の藩士らに対する不信感は、その後も一貫して消えることはなかった(5)。」と指摘し、以降のその門下においても「封建身分制の矛盾を指摘し、それが

む、後、門言徳の次男として生まれ。幼い頃から、学問を好み詩才の高さが評価さ
 れ、八に彰考館総裁となり、寛政三年（一七九一）に歩行士列になり下級ながら士
 となつた。このように己の能力が評され武士という身分を手に入れるということは、
 世襲が当然の時代において稀少な存在であった。
 幽谷は君主と臣下の関係について「正名論（9）」の中で「君臣之名、上下之分、正且
 蔽、猶天地之不可易也。（君臣の名、上下の分、正しく且つ蔽なるは、なほ天地の易ふ
 べからざるがごときなり。）」とし、この関係は不変として絶対的と位置づける。他方
 で、臣の序列、下位の者は、役職や禄高が高い者を君主に次いで、尊重すべきと説く
 のではない。文化四年（一八〇七）に水戸藩主徳川治紀に提出した政策堤言書の「丁卯
 封事」で、「今の勢にては中山・山野辺・鈴木三氏の大名分は格別其已下は段々に譜代
 の家来も無之万一節は千石取も御切米取も同前の姿に御座候。」（「丁卯封事」とし、
 大名格を有する御附家老の中山氏、代々の家柄である山野辺氏、鈴木氏は別扱
 いとして、もし、藩に一大事が起きた時に、千石の高禄の者も、御切米取りの下位の
 士も同様の働きが求められると主張する。つまり、譜代と新参、禄位の高下という臣
 下の序列に関わらず、藩に忠義を尽くす点では同じ藩士であると述べている。その上
 で、現況の水戸藩士の状況を以下のよう理解している。
 今自大臣至胥吏、皆不敢專力其職。職事有失、則曰是非我罪也。我有所稟之也。
 委任不明、黜陟莫施。故委瑣齷齪之人、反得久其任、累歲積月、増禄進位。奇偉
 倜儻之士、常苦於掣肘。故委瑣齷齪之人、反得久其任、累歲積月、増禄進位。奇偉
 今、大臣より胥吏に至るまで、皆、敢て其の職に専ら力めず。職事失あらば、則
 ち、是れ我が罪にあらざるなりと曰ふ。我之を稟くる所あるなり。委任明らかなら
 ず、黜陟を施すなし。故に委瑣齷齪の人は、反て久しく其の任を得、歳を累ね月を
 積み、禄を増し位進む。奇偉倜儻の士は、常に掣肘に苦しむ。（「丁巳封事」）
 この寛政九年（一七九七）の「丁巳封事」では、現在の状況として、「大臣」から「胥吏」
 に至るまで、その職分に尽力せず、過失があつても自らの責任としない。その役も固
 定され異動がないため、特段秀でた才もない小人物が、長く役職にあり、歳月を経て、

し禄を
 組み幽ん
 といずる、
 こにる、
 れな。た
 はるこの
 世と強よ
 襲批調う
 二十年判
 乃を意も
 至味の序
 四すであ
 十年もつ
 五のた。
 野又あり
 關は百、
 か年より
 勤め明確
 たり論及
 するのが
 碌々とし
 一員に備
 あり人の

幽谷に孫は
 継がたと
 せえ百年勤
 加はめたと
 すなると
 か、しとて
 論、大きな
 仕知。な
 行が足ら
 ない、目
 立者に世襲
 功績を認め
 、その禄位を
 子

（『勸農或問』）

幽谷は優れた人材が世襲の恒に門地資蔭、則猶有可諉。尊官厚禄、未易致。人
 夫當今之制、大夫之子、恒に大夫為り。士の子、恒に士為り。尊官は禄厚し。
 而之。今在子方之上者、皆以門地資蔭、則猶有可諉。尊官厚禄、未易致。人
 数下哉。今在子方之上者、皆以門地資蔭、則猶有可諉。尊官厚禄、未易致。人
 夫當今之制、大夫之子、恒に大夫為り。士の子、恒に士為り。尊官は禄厚し。
 未だ遽かに致易からず。人之恒に大夫為り。士の子、恒に士為り。尊官は禄厚し。

問の本質を見出し、學び得たことを實際の爲の場ではない。幽谷自身は、この絶對化を、
 期せぬに、君秩の絶對化、
 され、累代の藩士の特長は、
 家で、柄は、低くとも進出を
 排斥といふ。極端な方法は、
 なく、教育の改革により、
 將來的改善を期す。穩健

正志齋に於ける「世襲」

幽谷の門弟で、藩内外の尊王運動に多大な影響を与えた『新論』を著した分正志齋の唱えるところを、確認する。正志齋は、身分から言えれば、生れながら藩内の政治を左右するよ
 うな立場にはなかつた。こゝそ、武士でも、その地位は、父の代から同じく、藩内の政治を左右するよ
 かつた。ゆえに、出自こそ、武士でも、その地位は、父の代から同じく、藩内の政治を左右するよ

厚禄の子弟は、梁肉に飽き逸樂に習ひ、世襲を次のように理解している。
 政事になり、戦陣に用ふべからざるのみならず、治平にも古今に暗く、人情に通ぜず、
 略）を治め、且つ教ふる事能はず。尊爵厚禄を寝取にして、国家の蠹害となるのみ（後
 （『泮林好音』）

世襲によつて高位高禄を受け継ぐ藩士は、日々贅沢な生活を送り、心身共に脆弱であ
 る。ために「戦陣」にも「治平」にも役に立たない。言うなれば、武士として果たす
 べき役目を十分にやることができないとするのである。それゆゑに、正志齋は単なる国
 家の害である断ずるのである。匹夫より起て宰相にもなる事なれども、封制の違
 に、正志齋は世襲について中央集権の郡県と地方分権の封建で異なるとし、
 大夫皆世禄にて、賢才を下より挙げても自らの能力如何でどのような高い位にも就け
 られ、たとえ出自が低い身分からでも自らの能力如何でどのような高い位にも就け

取り立てる。一方で、封建の制では、士はみな世襲であり、それ以外の階層から優秀な人材を
評される郡県制を是としておき、移行を求め、その藩並に藩主を否定すること、中央を朝廷によ
置く幕府に課する。これはさき、集権によるものは、親の職位を継承することを害を
繋ぐためである。だから、その才不才によらず、郡県の世に人材を自由に出
ない現況を踏まえて、「封建の世は士大夫皆世禄に候間、郡県の世に人材を自由に出
封建制では、厚禄の子弟を教育致し候事専務に御坐候。」(同上)と提言したことがある。
う高位高官の子弟を教育する人材養成にあり、その加えて、それ自身は政治を担
の学問を身に付けて教育する人材養成にあり、その加えて、それ自身は政治を担
の心掛る。士たる者、若く意欲ある者、政治に携わることが約束された者では、(同上)
とす。士たる者、若く意欲ある者、政治に携わることが約束された者では、(同上)
修めるべき学が異なる。この点から、政治に携わることが約束された者では、(同上)
用いるより、代々の譜代を教育により、役に立つ人材へと育成すること、(同上)
ものであり、代々の譜代を教育により、役に立つ人材へと育成すること、(同上)
正志齋は人を用いるに、あたり、家柄と才について以下のよう論じている。
ズ。世禄ノ人ヲ用ルモ、下ヨリ賢ヲ用ルモ、何レモ一得一失アリ。其子弟ヲ教立テ、
国家ノ用ヲ為シム。舜ノ胄子ニ教ヘ(10)、周ノ国子ニ教フル(11)、是レナリ。
教ヘテコレヲ用フル故、大臣ヲシテ用ヒザルニ怨マシメズト云フナリ。又下ニ賢
才アレバ、挙用フ。舜ノ敷奏明試(12)、周ノ賢能ヲ賓興スル(13)、是レナリ。
若シ君徳明カナラザレバ、世禄モ賢モ挙ルモ、其弊ハ同シキナリ。富貴ノ子ハ、
奢侈樂ニ習ヒ、私門ヲ營ミ、権勢ヲ張リ、其愛民ノ政モ、己カ欲セサルコト
ハ、百方妨害シテ、仁政ヲ行フコト得ズ。世禄ノ善シトスルハ、一偏ノ
論ナリ。徳ト位トハ車ノ兩輪ノ如シ。偏廢スベカラズ。これ戒めるものであつた。封建
制度は、世襲の臣下を任用するの偏つて自然の流れて、これを戒めるものであつた。封建

育てることこそ重要とする。ただ、世臣といふ者は奢侈に耽り派閥を結んで権勢を誇るものであつたので、譜代のみを善とするのではなく、才ある者と併せて任用すべきと説くのもあつた。正志齋は累代の家柄の者を特段高く位置づけておらず、師の幽谷と同じく、つまり、実際に物の役に立たないと評するものであつた。しかしながら、封建制度に基づく社会で、家を基づき職位を付すべきとは、長短あれ、一方に偏るべきではないとすから、才覚のみを基に子孫に伝えることは、才能、どちらか一方に偏るべきではないとすから、あつた。また、これに加えて、自と才能、どちらか一方に偏るべきではないとすから、

この世襲理解の背景には、以下に見る天より授けられた位と職の關係があつた。君ニ生レ大夫・士ニハ、天職ヲ治ルニ非ザレハ、君徳臣徳ト云ベカラズ。自然ノ各智愚賢不肖アルハ、其位ニ相当シテ人自ナリ。天徳ナリ。己ガ智愚賢不肖ニ随テ相応相応ノ手伝ヒヲスルハ、臣道ナリ。ハ君徳ナリ。天徳ナリ。己ガ智愚賢不肖ニ随テ相応相応ノ手伝ヒヲスルハ、臣道ナリ。

（「人臣去就説」）

出地位に、天に依り、職分を尽きた自然の位であるとし、君主、家老、士といつたそれぞれ助けた徳がとす。個人の才覚を見て、適した役を任せるのが君で、己が才により手出者同才不才はとす。けり。天の徳がとす。個人の才覚を見て、適した役を任せるのが君で、己が才により手出者同才不才はとす。けり。天の徳がとす。個人

であつた。そのため彼は直截には家柄より才能を優先すべきとまでは論じなかつたの

東湖に於ける「世襲」

者藤田東湖は先に論じた幽谷の継嗣であり、改革を進め、上に出仕する者とは、藩を代表する者

東湖の息であり、彼は父への敬愛を以て、世襲の恩恵を受く者、

それの誹謗も継承するに非ざる。今、不文、武の示す功績の例え、一、世襲の恩恵を受く者、

ひたすら異ならざる。今、不文、武の示す功績の例え、一、世襲の恩恵を受く者、

は秀でぬ。その子孫に与ふるものは、功績の例え、一、世襲の恩恵を受く者、

その上、世襲の強弱も勤怠も悪きや、武備の励み、其子

やがて家をつぎぬるに、諸士も守るも、唯一人なみに備りたるのみ、其子

社会が安定するに、子孫に伝えること、高低や精勤の有無を問はず、学問や武芸に励み、其子

を継ぐ、当分の水戸藩では、「今上立ッノ人ハ善ヲ聞ケドモ喜バズ、悪ヲ聞トモ怒ラ

ズ、又引立ちモセズ、沮ミモセズ、存分言ベキコトモ扣ルヤモ喜バズ、悪ヲ聞トモ怒ラ

下ニテモ心ヲハカリシガタク、存分言ベキコトモ扣ルヤモ喜バズ、悪ヲ聞トモ怒ラ

ザルヤウニナリユクナリシガタク、存分言ベキコトモ扣ルヤモ喜バズ、悪ヲ聞トモ怒ラ

敢えて賞罰を行わず、ただ下位の者から蔑まれ、今の上には、材能に掛ける身分が低い者

(同上)

とす少擢政
 するなし治
 、「。いたを事位扱
 まこ。な行あ卑政、
 たこまらうりく事東
 門かたば者てけに湖
 闕ら例、はもれあは
 に東え代、其ばづ輕
 対湖、々権人常か格
 すの不藩威を退道者
 対心中を携りるを自
 抗意行携りるを自
 識読つわ、事も権に
 をみたとて侈易大威
 持取しきた耽。の振
 っるなても家柄易に
 いた、、容者といん
 こら易にいう勝たに
 であそ勝う傾向が思
 するの職をと取にり
 。己が才にりよ立場
 が取にりよ立場を
 得た新参

す生のし立
 まるじ者か藩
 のるのしのか
 の弊話、頃何くし
 であ害し時、はに
 かつと合代、をを
 たいしいを藩も議
 へに経政弁は其侮
 、よるに携ざ例古
 執りに携ざ例古
 政政つわる。絶寄
 者は、にへ合人か
 領決この輕なの上
 のらよ職事と列り
 情るな慣者にも
 はよ習にははも
 とうにははも
 りつれ意、た、見
 万と今を具申す
 事理。家老る機
 解。東湖をは、
 し得は、じこめと
 ない、こす
 いて、こす
 いると指
 指摘

にににもぐるり古
 しにににもぐるり古
 何ぞ生諸に毎。は
 事、る人請に今寄
 年れ是答城よ寄
 をを年寄をへ代り
 議寄ばをへ代り
 へ古必才る理り
 例ず徳事番頭は
 も大なも以頭は
 絶寄きなてに其
 へ合人か人至位
 て頭もりをる卑
 なの政し服迄く多
 事にと大し坐てく
 と列り夫むし人
 なし行のるて侮
 り若ふ子程各ら番
 ぬ年事は常才見
 。寄に成に徳を
 さは行大あるべ
 ば番其と故事な
 政の位卑寄計も
 執るにふと奉り
 者列しい行ぬ、
 日してへる其頭
 城はる如卑寄重
 に下頭侮らに雖
 情に頭ら家にだ
 う列るに雖だ
 と坐、だどれ
 とう

と者よは
 す、こう、
 少こな言
 。なに事う
 にくみなべ
 とるかき
 も閉れ事
 家塞主を
 柄状義言
 に況のう
 よに現の
 り加状も
 選えの控
 ば、背え
 れ本景、
 た来とそ
 の藩て才
 は行襲存
 なく末よ
 、をる発
 有決め分
 能なる安
 者がうの
 議論政み
 に治判見
 加断はの
 え限であ
 られてら
 いたたの
 たたの

(『常陸帯』)

この認識をよりかはつきりと示すのが次の箇所である。

さゝて新擢では、小宮山次郎、青野助、戸田銀次郎、武井彦九郎、小宮山、河津恒蔵、立原甚太郎、川徳五郎、金子成又、右衛門喜八郎、頼田兵衛、木庄蔵、其外深沢甚五兵衛、石杉多子、金孫二郎、御代、二右衛門、及比等給ふ人みかぞへ、大人夫猶多、に、大に、は、類記、唯人、才、用、給、へ、る、あ、ら、ま、し、を、述、る、な、り、。

(同上)

この許されたことを、昭々として明記する。その排斥したことも、東湖自然の譜、対した。敢て強いて競争心を示す。その存在を次に見る。

今、夫、苟、不、為、惡、則、可、以、保、其、租、入、孰、賜、之、。、農、夫、之、無、狀、也、。、麩、夫、豎、蠶、戶、有、司、之、鄙、吝、也、。、嗚、呼、。、其、租、入、孰、賜、之、。、農、米、孰、給、之、。、若、其、不、為、惡、者、。、樵、夫、豎、蠶、戶、。、

巨室世家、則食而怠其事、僅以其不為惡比於蠶、樵牧之民。不亦可憫乎。今、夫、れ、国、中、の、士、大、夫、は、。、太、平、の、沢、に、沐、浴、し、。、儼、然、と、し、て、親、藩、の、靡、下、と、稱、し、。、飽、食、衣、し、て、。、佚、楽、に、是、れ、耽、る、。、其、の、常、言、に、曰、く、。、苟、し、く、も、惡、を、為、さ、ざ、ら、ば、。、則、ち、飽、以、て、禄、秩、を、保、つ、べ、し、。、甚、し、き、は、則、ち、曰、く、。、租、入、甚、だ、減、ず、。、何、ぞ、農、夫、の、無、狀、な、る、や、。、麩、米、秕、惡、な、り、。、其、の、惡、を、為、さ、ざ、る、者、の、ご、と、き、は、。、樵、夫、豎、蠶、戶、の、賜、ひ、。、然、と、す、る、所、

といふ方針は一致していた。そうでありながらも、世襲を封建制度との繋がりの上で捉え、そこから、世臣と新参の共存を目指す幽谷・東湖親子では同じ後期水戸学者であり、より固定された門閥政治の打破を目指す幽谷・東湖親子では同じ後期水戸学者であり、ながらも、その認識には大きな距たりがあったのである。後期水戸学における世襲について考察を進める上で大きな意味合いを持つのが徳川齊昭(15)の存在である。まず、次期水戸藩主の座を巡り、將軍家から養子(16)を迎えようとする譜代、藩主の弟である齊昭を推す幽谷門下を中心にする軽格の身分に、よる対立構造が生じることになった。結果、齊昭自身は藩主となると、これまで藩政は門閥の者達に占められていたにも関わらず、自らを推挽した東湖等の一派を参画し得る地位へと抜擢したのであった。つまり次期藩主を巡る争いにおいて勝利し、藩政治に関わることが可能となり、幽谷・東湖の目論見は半ば達成したのであった。藩では齊昭本人は世襲をいかに理解していたのか。「先君先祖の余慶にて、面々禄位を保ち居候処、年を経、世を歴るに従ひ、本を忘れ恩を忘れ候は、愚かなる事ならずや。」(「告志篇」)とし、先祖のお陰で今の職位があるものであり、代を重ねて、先祖の恩を忘れるのは愚かだとして、ここに「威公(初代藩主徳川頼房)の血脈」を自負するその認識が窺える。そして、彼を推挽した後期水戸学者との間の距たりも見取れるのであった。

このような理解ゆえに次のように述べる。

大臣の子弟は其父兄の故を以人も疎略に不致、無理をいひても其儘通し置候故、我まゝのみ増長し、小臣を見下し候類もありときく。大臣の子弟は行々政務にも預り、国の柱石ともなるべき身なれば、別して学問等をも励み、下情にも通達する様に教ふべきに、左はなくて、幼年より貴きを挾む様に悪しく癖を付候は、(同上)

門閥の子弟は、父兄の職位のため、大切に扱われ、無理が叶う環境にある。ゆえに、わがままに育ち、軽格を見下すことも、領民の生活にも通じるような人材にすべきと説く。あればこそ、特段の教育を施し、領民の生活にも通じるような人材にすべきと説く。

(1) 世襲は『後漢書』質帝紀に「四年春二月丙子、初聽中官得以養子為後、世襲封爵。」
 (2) 池以深谷克己『江戶時代の身分願望』(吉川弘文館、二〇〇六)を参照。

注
 (1) 世襲は『後漢書』質帝紀に「四年春二月丙子、初聽中官得以養子為後、世襲封爵。」
 (2) 池以深谷克己『江戶時代の身分願望』(吉川弘文館、二〇〇六)を参照。

取れるのであつた。加えて、彼等の一派が運動により、藩主となつた。昭は、これ
 問、子等、役立、つた。東湖へお育て成すべからず、
 た、幽谷、正志、齋、東湖、見、る、も、世襲、の、弊、害、を、加、え、て、通、底、の、理、解、者、の、多、く、は、考、え、な、く、
 問、わ、ず、才、知、の、み、に、よ、り、人、事、を、評、価、し、後、期、水、戸、で、学、者、の、多、く、は、考、え、な、く、
 得、な、か、つ、た、か、ら、(17)。結局、このころ、後、期、水、戸、で、学、者、の、多、く、は、考、え、な、く、
 登、用、さ、か、つ、た、か、ら、決、定的、な、改、善、を、目、指、す、建、言、も、あ、く、ま、で、水、戸、藩、内、に、
 止、ま、る、も、の、擢、に、對、す、た、改、善、の、限、界、を、示、す、よ、う、に、正、志、齋、自、身、が、封、建、論、も、あ、く、ま、で、水、戸、藩、内、に、
 改、革、を、提、言、し、後、期、水、戸、学、者、は、世襲、に、對、し、一、貫、た、し、な、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 改、革、の、提、言、し、後、期、水、戸、学、者、は、世襲、に、對、し、一、貫、た、し、な、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 齊、昭、の、藩、祖、の、血、統、を、承、継、す、こ、の、判、議、は、長、藩、内、の、門、閥、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 今、の、地、位、に、あ、る、譜、代、の、批、判、議、論、は、藩、内、の、門、閥、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 である。だから、この譜代、の、判、議、論、は、藩、内、の、門、閥、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 る、も、の、節、は、な、か、ら、こ、の、譜、代、の、批、判、議、論、は、藩、内、の、門、閥、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 本、節、は、な、か、ら、こ、の、譜、代、の、批、判、議、論、は、藩、内、の、門、閥、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 、本、節、は、な、か、ら、こ、の、譜、代、の、批、判、議、論、は、藩、内、の、門、閥、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 影、響、も、な、か、つ、た、こ、の、議、論、は、藩、内、の、門、閥、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、
 も、の、影、響、も、な、か、つ、た、こ、の、議、論、は、藩、内、の、門、閥、批、判、の、態、度、を、示、し、た、も、の、推、挽、的、

- (3) 福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』(校倉書房、一九九九年)を参照。
- (4) 水戸藩の政争については橋川文三「水戸学の源流と成立」(『藤田東湖』中央公論社、一九七四年)を参照。
- (5) 瀬谷義彦著「水戸学の背景」(『水戸学』岩波書店、一九七三年)を参照。
- (6) 同上。
- (7) 同上。
- (8) 立原翠軒(一七四四〜一八二三)の儒学者、水戸藩士。名は萬、号は、東里、此君堂、致仕してから翠軒。宝暦十三年(一七六三)に彰考館に入り、天明六年(一七八六)に総裁となる。門人の藤田幽谷と『大日本史』の編纂を巡り対立し、享和三年(一八〇三)に致仕する。
- (9) 本節の「正名論」、「新論」、「告志篇」、「人臣去就説」は、尾藤正英等編『水戸学』(岩波書店、一九七三年)、「丁卯封事」、「丁巳封事」、「勸農或問」、「上総裁」、「長久保赤水宛書状」、「與小宮山君」は、菊池謙次郎編著『幽谷全集』(吉田彌平、一九八五年)、『泮林好音』は、瀬谷義彦『會澤正志齋』(文教書院、一九四二年)、『読葛花』は、関儀一郎編『日本儒林叢書』(鳳出版、一九七八)、『弘道館記述義』、『常陸帯』、『壬辰封事』は、菊池謙次郎編著『新定東湖全集』(国書刊行会、一九九八年)に拠った。
- (10) 『尚書』舜典に「帝曰、夔、命汝典樂、教胄子、直而温、寬而栗、剛而無虐、簡而無傲。」とある。
- (11) 『漢書』礼楽志に「国子者、卿大夫之子弟也。」とある。
- (12) 『尚書』舜典に「敷奏以言、明試以功、車服以庸。」とある。
- (13) 『周礼』地官に「以郷三物教万民而賓興之。」とある。
- (14) 樵夫は、森林の樹木を伐採し生活をなす者で、牧豎は牛馬の世話をする者、蟹戸は漁業を営む者を指し、齧丁は塩田の従事者を意味する。
- (15) 徳川斉昭(一八〇〇〜一八六〇)は第九代水戸藩主。第七代藩主治紀の三男。名は敬三郎、号に景山、諡は烈公。文政十二年(一八二九)に藩主となり、東湖ら後期水戸学者を登用し藩政改革を行う。尊王攘夷の実行を求め運動し、一時、幕府の海防参与になるも、日米通商条約無断違勅調印を巡り、慎み、水戸での永蟄居となる。
- (16) 將軍家からの養子とは、十二代將軍徳川家斉の子、清水恒之丞を指す。

（17）『水戸市史』中巻（三）（水戸市史編さん委員会、一九六八）で「いかに斉昭が改革に意欲的であつても、中下層の多い改革派を、重職につけるわけにいかんかつたのは当然である。」とあるように、斉昭は執政には「譜代」からしか用いなかつた。

第三章 武家社会「域外」の武士論
 第一節 浅見綱齋『靖献遺言』における「処士」論

はじめに「靖献遺言」は、江戸時代中期、闇齋学派の儒学者浅見綱齋の著作である。「靖献」とは、臣下が君主に忠義を尽くす意で、『尚書』微子の「自靖、人自献于先王（自ら靖んじ、人びと自ら先王に献ず）」から取られたものである。そして、編纂意図は、跋文の「嗚呼箕子已往矣。而其所以自靖而自献于先王者、万古一心、彼此無間如此。（嗚呼箕子已往矣。而して其の自ら靖んじ自ら先王に献じる所以の者、万古一心、彼此間なきこと此くの如し。）⁽¹⁾」にあるとし、時間的隔たりこそあれ、忠節の精神は不変であることを示すのを目的とした。

『靖献遺言』は、貞享元年（一六八四）に編纂が始まり、同四年（一六八七）に終版が完成する。この講義内容が筆写したもの、『靖献遺言講義』で、寛延元年（一六八九）に終版が行われる。後代には綱齋の門人等によって注釈が加えられ、世に広まる。ここに採録されるのは、楚の屈原、蜀の諸葛亮、東晋の陶潜、唐の顔真卿、宋の文天祥、同じく謝枋得、元の劉因、明の方孝孺である。綱齋が彼らの如何なる点を評価したのかと云えらば、事に臨んで、自らの身命を惜しまず大義に殉じるのを選択した人物と位置付ける。本節で『靖献遺言』を対象として検討するのは、この八名の事績を同一に評価する。という綱齋の考えは独特で、その人選の背景については、探求の余地を見出すためである。彼等が身の出処はそれぞれ異なっており、等しく評価を下すことは不可能と言える。誰しもがその忠節を認めような敵に屈せずして死した顔真卿、文天祥、謝枋得、方孝孺、諫言を容れられず。楚の行く末を悲観し投身した屈原、先君の遺志を継承し五丈原に没した諸葛亮がいる。一方、陶潜と劉因は病没であり、各人の身の処し方は異なる。ついでに採録された。採録された八名を忠臣という評価基準で判断した場合、そこには無視できない差が生じる。採録された八名を忠臣という評価基準で判断した場合、そこには無視できない

為後人嗤笑之資耳。張子房、五世、韓の相たり、韓亡び、萬金の産を愛まず、弟死するも葬ら藉り秦に讎を報ず。博浪の謀遂げず、横陽の命延びずと雖も、然れども卒に漢に藉り秦を滅し、項を誅し、以てその憤りを、劉裕篡奪の勢、ひ成るより世に仕ふることを肯ぜず。その功名、事に業、少く概及ぶ莫し。蓋し古の君子、その天命に、後世能言の大法、在る所以、能く及ぶ莫し。蓋し古の君子、その天命に、立ちて後、子節、概、高、の、語、言、の、妙、乃、ち、得、て、言、ふ、き、も、の、有、り、そ、の、然、ら、る、が、如、き、は、則ち、紀、俊、唐、林、の、節、言、の、妙、乃、ち、得、て、言、ふ、き、も、の、有、り、そ、の、然、ら、る、が、如、勤るに非ざるなり。然るに、一たび身を得る所の者、適に後人の嗤笑の資と為るに足るのみ。○

(『靖献遺言』)

綱齋は、ここで朱子の陶潜と漢の張良を並び評する一節を引用している。その意図するところは、⁶に對して、異なる見解を示すのであつた。その上で、顧みられなかつた従来の評價であつたと、評するべきは、晋に変わらぬ忠節を貫いた点であり、次に文学的才能を見れば、まず、評價するべきは、晋に変わらぬ忠節を貫いた点であり、次に文学的才能を見るべきとする。○この東晋の遺臣としての陶潜について綱齋が自らの言で論述しているのが以下である。

然ルニ裕、赤心為レ国ニ力ヲ尽シ忠ヲ竭サズシテ、主君ノ昏弱ヲ幸トシテ、国ヲ篡号ヲ僭スルノ志アリ矣。陶潜自陶侃ガ子孫ニシテ、数世国家ノ臣属タルヲ以、是ヲ惡ミ、其篡奪之機已形ル、ヲ見テ、終ニ不ニ復仕一。裕已ニ位ヲ奪ニ及テ是ヲ召ドモ不レ至、其年号ヲ不レ用、其義ヲ全シテ以終ル。是則表裏始終晋ノ臣タル也。

(『靖献遺言講義』)

劉裕は忠義を尽くさず、君主が暗愚であることを幸いとして国を篡奪しようとする野望があつた。それが顕在化するに陶潜は、自ら東晋の累代の臣下であるがゆえに仕

えようとして、綱齋はまたその王朝の年号も使用しなかった。終生、この姿勢を保持したこ
 とを以て、綱齋は、陶潜をまごうものとなき晋の臣下と理解したのであつた。評価の中で、節義の士と
 いう一面をより重んじているに過ぎない。では、その特色はといえ、陶潜を「処士」と
 評した点である。軽重ニカ、ルコト有テ、而有レ故有レ見而不レ仕者謂ニ之処士。処
 大凡身天下ノ軽重ニカ、ルコト有テ、而有レ故有レ見而不レ仕者謂ニ之処士。処
 我身の出処進退が天下の軽重に関わり、出仕しない事由と判断する見識を有す人物
 処士とする。呼称はこのように重いのである。仕えないことによつて、現王
 朝の正統性を認めない行為は、陶潜だけではなかつた。餓死を選んだ伯夷・叔斉から
 は、靖献遺言』の中。綱齋は陶潜もまたこの系譜に連なるものとし、韓愈の「伯夷頌」
 を「靖献遺言」の中で引証する。余故曰、若伯夷者、特立独行、窮天地亘万世而不顧者
 也。雖然、二子微、乱臣賊子接迹於後世矣。伯夷の若き者は、特立独行、天地
 夫れ聖人は乃ち万世の標準なり。余故に曰く、伯夷の若き者は、特立独行、天地
 を窮め万世に亘り顧みざるものなり。然りと雖も二子微かりせば、乱臣賊子、迹
 を後世に接せん。放伐を批判し続けた。しかし、伯夷・叔斉はこれを顧みず、野
 聖人の教えは、時代を超越した規範である。しかし、伯夷・叔斉はこれを顧みず、野
 に身を置くことは、代を超越した規範である。しかし、伯夷・叔斉はこれを顧みず、野
 維持された。伯夷・叔斉理解を踏まえて、よりはつきりと彼等が君臣の間柄を保つ
 綱齋は韓愈の伯夷・叔斉理解を踏まえて、よりはつきりと彼等が君臣の間柄を保つ
 果たした役割を述べている。獨アロフト、八百ノ諸侯デアロフト、天下四海
 に果たした役割を述べている。獨アロフト、八百ノ諸侯デアロフト、天下四海
 武王デアロフト、八百ノ諸侯デアロフト、天下四海
 ノ人デアロフト、八百ノ諸侯デアロフト、天下四海
 義ガ微塵も、揺るがすことを許さない。綱齋によれば陶潜もまた彼等の系譜に連な
 伯夷・叔斉は、聖人とされる。綱齋によれば陶潜もまた彼等の系譜に連な
 対し、微塵も、揺るがすことを許さない。綱齋によれば陶潜もまた彼等の系譜に連な

人物と解釈するのであるであつた。まさに劉裕の篡奪を認めず、野に在り仕えなかつた姿
 勢を評価した。その節を評し、それが『靖献遺言』に採録する他の七名と比べていさ
 さかも劣るものではないと述べている。しかしながらこの人選について適否が論じられ
 ると予期し、以下に反論を述べている。『諸葛亮諸人トナラベ載スルモノ、固ヨリ世俗ノ
 某遺言ニテ、淵明ヲ取テ屈原・諸葛亮諸人トナラベ載スルモノ、固ヨリ世俗ノ
 鄙見ヲ一洗シテ、其人物ノ高キ如ク示ス。牽鉤リ引上テ、強テ八人ノ列ニ付ルニア
 ラルモノヲ挙テ、其人物ノ高キ如ク示ス。牽鉤リ引上テ、強テ八人ノ列ニ付ルニア
 改めようとする中で楚の屈原や蜀の諸葛亮と並び採録するのは、世の中の狭い見解を
 かに然るの帰結であるとした。ゆえに、綱齋は後世の模範たる忠臣の一人として評価する
 のは当然の理である。東晋の遺臣として終生の劉裕に仕えなかつた点や、当代の年号を
 用いず、陶潜の文章を東晋の遺臣として終生の劉裕に仕えなかつた点や、当代の年号を
 え、従来ない才覚と仕王朝への節義と易姓革命を認めず、餓死した伯夷・加え
 て、正統の文才と出仕しない節義と易姓革命を認めず、餓死した伯夷・加え
 て、正統の文才と出仕しない節義と易姓革命を認めず、餓死した伯夷・加え
 齊の思想を継承する者と位置付けた。だからこそ、『靖献遺言』の一人に選定し、称揚
 するのであつた。

中国処士劉因

劉因は、『靖献遺言』の中で陶潜と同じく「処士」と評され、黄宗羲『宋元学案（8）』
 で、元代を象徴する儒者の中で陶潜（9）と同じく「処士」と評され、黄宗羲『宋元学案（8）』
 を受けるものとして、儒者の許衡（9）と同じく「処士」と評され、黄宗羲『宋元学案（8）』
 守節の士として、儒者の許衡（9）と同じく「処士」と評され、黄宗羲『宋元学案（8）』
 綱齋が劉因を「君士」と評する。生涯を終えたゆえに漢民族以外の王朝に屈しなかつた
 様々。綱齋が劉因を「君士」と評する。生涯を終えたゆえに漢民族以外の王朝に屈しなかつた
 様々。綱齋が劉因を「君士」と評する。生涯を終えたゆえに漢民族以外の王朝に屈しなかつた

の儒者と比べ次のように論じている。

按劉因不仕元、先輩（10）既發其意。而如此行結末（11）者、尤的然可見、因以身為幽燕故地之氣類生族、而高陵逸舉、不肯汚染戎虜異屬之本心。不特傲睨濁世、涕唾祿爵而已也。薛氏所謂微意（12）者、其此也歟。因特表出之。夫以此律濁之、則許衡吳澄（13）等失大義之罪、無所逃焉。

按ずるに、劉因、元には仕へず、先輩既に其の意を發す。而して此の行ひの結末の如きは、尤も的然として、因、身は幽燕故地の氣類生族たるを以て、高陵逸舉、戎虜異屬に汚染せらるるを肯んぜざる本心を見るべし。特に濁世を傲睨し、祿爵を涕唾するのみならざるなり。薛氏の所謂微意は、其れ此なるか。因りて特に之を表出す。夫れ此れを以て之を律すれば、則ち許衡吳澄等、大義を失するの罪、逃るる所なし。（『靖獻遺言』）

綱齋が考ふるに、仕えなかつた要因は、すでに薛瑄によつて明らかになつた通りである。その上で、劉因の立場からした際に、元を正統な王朝と認めなかつたからである。この生まれ、支配下にあつたのだが、それを受け入れ、順応しようとはしなかつた。これは中華の民としての矜持を保持して、それをなすことには、他ならぬ。ゆえに、官職に就かぬ。この基盤に従うならば、漢民族が治める地に生まれながらも、元朝に出仕しなかつた。この儒者は、その罪を逃れることはできないと論難するが、元朝に出仕した。許衡の「処士」の解釈と関連付けてより明確に説明しているのが次にあげた一文である。

惣じて処士ト云コト、事ノ外重キコト也。其段、第三卷目ニ於テ具サニ言之。サテ残リ七人ハ、國ノ名ヲ書ヌハナシ。其段、第三卷目ニ於テ具サニ言之。サテ計ハ、何トモ書ヌゾ。サレバソレニ大議論ガアルゾ。此人、劉因ニテモナシ。何レモ君トシテ忠ヲ尽ニテモナシ。宋ノ人カトイヘバ、幼少ヨリ仕ヘタルコトモナシ。宋以前ヨリ、夷狄ノ地ト成テアリ。金人カトイヘバ、幼少ヨリ仕ヘタルコトモナシ。

身が滅んだ後も、その生氣は捨て天地万物の間を巡り、千年の後も変わらず凜然として存在し続ける。鳥獣と異なるなら、生きたら自らその心は死んだものと変らない。これに生き、節義に殉じたなら、よその身は朽ちる。精神は生き続けるのである。これを綱齋は自ら言葉で下よ、その明死スレ、天地一ノ義ガ疵ガツカヌホド、理ヲ尽シテ死スルナリキハ、天地有ン限リハモ、イテ生テアルト云モノゾ。

もし道理を尽くし死ぬのなら、ば、身体は滅ぶと存するに存在する大義がいささかも傷つかなければ、靖献遺言に採録される者の行為は時や場所を越え、後の世の人に影響を与える。綱齋が想定する処士の役割を見たら、仕えないことよって、言外に不当手段で成した大王朝や君主を認めない姿勢を示す権力を集めよう。具体的に以下に示す節述べている。

サレバユソレ天下ヲ覆スホドノ悪逆ノ魏ノ曹操ヤ晋ノ司馬懿ナドデモ、伯夷・叔斉ルト云ハ何モノガ坐敷イヘバ、周ノ代八百年ノ唯餓死シタル乞食ノヤウナ男マデゾ。

君主を凌ぐ権勢を誇った魏の曹操や晋の司馬懿など、伯夷や叔斉の名を聞いたなら、しばし乞食のやうな男である。嘗めるほど嫌がる。これほど嫌悪する伯夷は周の時に餓死した。曹司馬懿の代に實際に餓死した正当化を試みるは、彼等は新たな王朝を開いた。綱齋がここで野望の行を認めず、餓死した伯夷・叔斉を忌み嫌うのであ

（『靖献遺言講義』）

てえに劉分る　う一し臣在め　一　とは契れ東有こ　小　てめと
 最な加因をこ結な度く下、な処綱し中丹ゆ晋すの浅結　高ずで
 もかえを示しに付合臣い君夷つ　一　はかの燕に元。者綱　く、、
 重つ事特、留け、下やに・たとこつ地雲陶勲しは齋　評出君
 視た績定、そのまるたのむ一叔批評のたで十潜たか、が　し仕臣
 すこをのそれら、をやに方齊判しよ。あ六はるし在『　たせ秩
 べと称主君にとら、をまに連た。に　とを劉侃そに野靖　のず序
 きに揚すやよはば野取まに奉なるそ、　い割裕の、行招言　であ時乱
 は加する王っし、にっれ奉なるそ、　う讓の、代為聘『　つとれ
 君、の朝てな綱下たぬ仕る彼のそ　帰す新代々々ににで　た場る
 臣なあた臣。はこら情るとをぞ　属るにな仕至応一　。を点
 のよつめ秩序の処士み武力に立つ。こ域を力から　意に王えるじ処　越を
 のりたに忠義守義を曲げら　が正し　りもそので、いかな悪逆の王であつたとして、
 維も。義守義を曲げら　が正し　りもそので、いかな悪逆の王であつたとして、
 持、この義守義を曲げら　が正し　りもそので、いかな悪逆の王であつたとして、
 に出の背景くとげら　が正し　りもそので、いかな悪逆の王であつたとして、
 るや景くとげら　が正し　りもそので、いかな悪逆の王であつたとして、
 と在は、じづけた生涯であつた。後人に守るべき臣の　　、
 すと、じづけた生涯であつた。後人に守るべき臣の　　、
 君い綱齋自等が生涯であつた。後人に守るべき臣の　　、
 臣う齋自等が生涯であつた。後人に守るべき臣の　　、
 観身分があつた。後人に守るべき臣の　　、
 にあつた。後人に守るべき臣の　　、
 ず、特定の君主に仕　　、
 臣定の君主に仕　　、
 たる君主に仕　　、
 身と仕　　、
 し仕　　、

注

- (1) 本節では、『晦庵集』は『朱子全集』(上海古籍出版社、二〇〇二)、『靖献遺言』、『靖献遺言講義』は『浅見綱齋集』(国書刊行会、一九八九)、『拘幽操師説』、『常話雜記』、『拘幽操附録』は『山崎闇齋学派』(岩波書店、一九八〇)に拠った。
- (2) 富谷至『中国義士伝節義に殉ず』(中央公論新社、二〇一一年)を参照。
- (3) 石田和夫『宋明思想史の一断面―劉因の「渡江賦」の周辺をめぐって―』(『福岡大学人文論叢』42(3))、二〇一〇年を参照。
- (4) 『孟子』滕文公下に「聖王不作、諸侯放恣、処士横議、楊朱、墨翟之言盈天下。」とある。
- (5) 紀逵、唐林、ともに前漢の人で、高節で知られるも篡奪により生まれた新の王莽に仕えた。『漢書』王貢兩龔鮑伝に「紀逵、兩唐皆仕王莽。」とある。
- (6) 王維、儲光羲、ともに唐の人で、詩人として名高いが安禄山の乱に際し、安禄山に仕えた。王維については『旧唐書』文苑伝に「禄山陷兩都、玄宗出幸、維扈從不及為賊所得。」とある。
- (7) 陶潜のこれまでの評価について、岡村繁著『陶淵明 世俗と超越』(日本放送出版協会、一九七四年)を参照。
- (8) 『宋元学案』静修学案に「有元之学者、魯齋、静修、草廬三人耳。」とある。
- (9) 許衡(一二〇九〜一二八一)、字は仲平、諡は文正、元初の儒者。晩年、元朝に仕え、朱子学の普及に尽力した。主著に『大学直解』などがある。
- (10) 薛氏を指す。薛瑄(一三八九〜一四六四)、字は徳温、号は敬軒、明初の儒者。主著に『読書録』などがある。
- (11) 『燕歌行』に「割地更石郎、曲終哀思多。」とある。
- (12) 『読書録』巻十に「元劉靖修、不屑就其意微矣。」とある。
- (13) 呉澄(一二四九〜一三三三)、字は幼清、号は草廬、元初の儒者。その学問は、朱子学に重きを置くも陸九淵の学問も取り入れ折衷学の性格を有していた。主著に『五経纂言』などがある。
- (14) 『礼記』礼運に、「所以講信修睦而固人之肌膚之会、筋骸之束也。」とある。
- (15) 『三国志』陳思王植伝に「禽息鳥視、終於白首、此徒圈牢之養物、非臣之所志

也。」とある。
(16) 丸山真男「闇齋学と闇齋学派」(『山崎闇齋学派』所収(岩波書店、一九八〇)で、「君臣の義の核心を『拘幽操』的な臣子の一方的忠誠に求めようとする志向は「義」の情緒化を導き出さずにはやまない。」とある。
(17) 阿部隆一「崎門学派諸家の略伝と学风」(『山崎闇齋学派』所収(岩波書店、一九八〇)で、「綱齋は、禄仕はおろか大名のみならず、堂上からの招きにも終生応ぜず、処士の身を通した。我が国の大義名分に学者として堅く操り守る所があったからである。」とあり、綱齋自身もまた仕えないことで、自らの思想を体現した。

第二節 広瀬淡窓の身分認識―士分についての考察―

はじめに
広瀬淡窓が主宰した咸宜園があった日田は、江戸や大坂、京都といった大都市やその近隣ではない。天領で西国筋郡代の陣屋があるとはいえず、山里の一都市に過ぎない。このような地理的要因にも関わらず、咸宜園は当時最大規模の私塾であった。なぜ、そのような規模の教育の場として発展し得たのか。要因の一つとして挙げられるのが、当時では類例を見ない教育方針の「三奪の法」である。三奪とは、入門者の出自・年齢・修学歴の一切を問わず、初学として扱うことである。学問が深まり、次の段階へと進むには、月ごとに行われる試問で一定の成績を修める必要があった。換言すれば、塾内では個人の資質のみが評価されるのである。
当時、階層は社会の基盤であり、何よりも優先された。だからこそ、塾内とはいえ、ただその個々に持ち得た才覚や徳行のみを評するのは、他に見られない環境であった。この教育を実践した淡窓自身の出自は、西国筋郡代の御用を担う博多屋の生まれである。こうした身分移動が淡窓にとって益あるものであったかについて一考の余地がある。この「官府の難」と呼ばれる西国筋郡代塩谷正義(1)による咸宜園に対する過干渉である。講といたった塾内人事への介入であった。このような状態は役替えで塩谷がこの地を離

武備は国の要であり、太平であつてもこれを疎かにすべきではない。それゆゑに武家に
 生まれた子は、三才の幼児ですら、この程度、役に立つかは否定的立場を取る。ただ一方で、
 武家とは終始いかなる時や武士道がどの程度、敵に勝つコトハ、逆モ不能ナ
 現実の戦で武士道立ツ志アリトモ、戦士少クテハ、戦士ヲ多クスルノ術ナクテ
 一カニ武士道立ツ志アリトモ、戦士少クテハ、戦士ヲ多クスルノ術ナクテ
 。（同上）
 ハ、亂世ニハ、人ニ降参スルヨリ外ハナキナリ。（同上）とある。つまり、現実に精
 神論では、数量的な劣勢を覆すことはできないと指摘する。
 淡窓は、武士の身分の者や武士道を結ぶ多勢の前では意味を為さないと考えた。ゆ
 或、武士以外モ非ルヲ鍛えて兵を戦場ニ出シタリトモ、何ノ用ニカ立ツ可
 シ。曰、武士ニモ非ルヲ鍛えて兵を戦場ニ出シタリトモ、何ノ用ニカ立ツ可
 平数百年、今ノ天下ニ、一人モ戦場ニ出タル者ハナシ。用ニ立ツト立タサルハ、太
 弱シクモ、強骨ノ説アリ（5）。今ノ武士皆骨力壯健ナレトモ、虚心弱志ニシテ、少
 弱シクモ、強骨ノ説アリ（5）。今ノ武士皆骨力壯健ナレトモ、虚心弱志ニシテ、少
 シノコトモ思慮工夫ヲ廻スコト不能。如是ノ類、勝ケテ言尽シ難シ。（『迂言』）
 然るに、老子の考えは近似的に、行動しようとする。これは老子の教えを接したのでは
 偶然の特色と受け身で自ら行動しようとする。これは老子の教えを接したのでは
 そして、孔孟の教えに基づ
 き、儒者の淡窓は、己と武士との間に一線を画す。そして、孔孟の教えに基づ
 ても、政治を担う者は、別のもつと位置付ける。要するに、その本質は泰平の世となつ
 武備ハ国ヲ保ツノ要ニシテ、小兒トモ、亦武備ノ大切ナルコトヲ知ル。（同上）
 苟

其時ニ至ラサレハ、知リ難シ。只戰場ニ出テタル、一働セント覺悟ヲキメタル者ヲ、用ニ立ツト云ヒ、其覺悟ナキヲ用ニ不立トスル、ヨリ外ハナシ。左スレハ、武士ニ非ル者モ、戰場ニ出ツルニ事決シ、毎年講武所ニ出ル様ニナレハ、自然ト其心得ニナリ(後略)。

問答形式で合戦での武士の働きを論じている。問う者は、元来の武家でなければ、戦に出ても役に立たないゆえに、武士以外の者も毎年、訓練したならば役に立つと断じる。淡窓は武士の本分である合戦での優位性を否定すると述べる。戦いになれば、士分ゆえに社会に貢献できる役割はないのである。代替し得ると述べ、言うなれば、士分ゆえに社会に貢献できる役割はないのである。武士は、単なる身分の一つに過ぎないというものであった。特段、他の階層よりすぐれ、それゆえに治者たるとするのではない。武家の捉え方は、賢愚を論ぜず簡素を旨とし血筋を重んじる点が老子の思想に類似するとみなしていた。そして、儒者である自己とは異なる存在と明確に区別するものであった。加えて、意気や武士道といったものは、實際の合戦では無力とする。革新的なものであった。戦いも専権ではなく他の出自の者でも代替し得るとする革新的なものであった。

正命と定命

淡窓の身分理解に通底するのは、家柄が重んじられ、才能や徳行が考慮されない現実への憂慮が見られた。しかし、これを積極的に改革するといふよりも、現状を受け入れ、可能な範囲での改善を目指さず、一見、理不尽な現実を受け止める。そして、自己のよき範囲での改善を試みるのは、以下に見る天命観が背景にあった。そして、自天命ニ二あり。一、正命(7)ト云、是ハ人ノ行ニヨリ、善ヲナセハ福ヲ与ヘ、悪ヲナセハ禍ヲ与ヘ玉フ所ナリ。理ノ当然ナル故、是ヲ正命ト云フ。二、定命(8)ト云、是ハ生ヲ受クル初二定マリ。其行事ノ善悪ニヨラス。一定シテ変セサル故ニ、是ヲ定命ト云フ。正命と定命があるとする。前者は、自らの善行により福を得ることが出来

(『醒斎語録』)

対して。しかしながら、後者は、自身の行いとは関わらず、生まれた時に定まり、これに
 所定の命に就いて孔子の弟子の顔回や冉伯牛の例をあげ説明しているのが次の一箇
 である。凡ソ人ノ身今始テアルニ非ス。開闢已来、億万年相続シタル者ナリ。其先祖ノ中
 ニハ、善ヲナシタルモアリ、悪ヲナシタルモアリ。種々無量ノ作事アリ。皆子孫
 ニ至ツテ応アリ。故ニ顔子冉伯牛(9)ハ、不養生ノ行ハ為サ、レトモ、顔子天セシ
 ハ、稟賦薄キ故ナリ。伯牛悪疾ヲ得シハ、父母其種ヲ貽セシ故ナリ。故ニ孔子是ヲ
 命ナリト仰セアリ。是定命ヲ云フナリ。(同上)
 命とは、先祖の振舞いが子孫に報いるものである。これは、先天的に定まり、従う
 子の高弟である顔回や冉伯牛という才力の及ばない範圍を認め受け入れた。従う
 他な者として秀でたゆえに、淡窓は、自ら景にはこの定命觀があつた。變革させるの
 を治者とした。それゆゑに、自ら景にはこの定命觀があつた。變革させるの
 は現時的ではない。こうした考へに至る背景にはこの定命觀があつた。變革させるの
 そして当人が及ばない。こうした考へに至る背景にはこの定命觀があつた。變革させるの
 畢竟ハ君子ハ天ヲ敬スル故ニ、唯人ノ務ムヘキコトヲ自己ニ福ヲ求め、天命ハ天ニ委
 ヌルナリ。小人ハ天ヲ敬スル故ニ、分ル所ナリ。自己ニ福ヲ求め、天命ハ天ニ委
 コトナシ。是知天命ト使命を實行し、従容と福一切は天に全てを託す。よりはつ
 天命を知ると言へば、君子とは、正命を尽くし、従容と福一切は天に全てを託す。よりはつ
 きつり。言へば、君子とは、正命を尽くし、従容と福一切は天に全てを託す。よりはつ
 淡窓に「は、君子とは、正命を尽くし、従容と福一切は天に全てを託す。よりはつ
 行爲子孫に禍福を與へる定めあり、自ら振舞ひが結果として至る正命と、先祖の
 位置が使命を果したる定めあり、自ら振舞ひが結果として至る正命と、先祖の
 位づける。この天命を觀(10)ゆえに、定まらば、宿業が重くあたると認識するものに
 現在の憂い。この天命を觀(10)ゆえに、定まらば、宿業が重くあたると認識するものに
 たい。この天命を觀(10)ゆえに、定まらば、宿業が重くあたると認識するものに
 った。この天命を觀(10)ゆえに、定まらば、宿業が重くあたると認識するものに
 った。この天命を觀(10)ゆえに、定まらば、宿業が重くあたると認識するものに

うとも、それも天の差配として受け入れる天命観に基づくものであった。

注

(1) 塩谷正義(一七六九～一八三六)は江戸時代後期の旗本。旗本の栗津清喬の次男として明和六年(一七六九)に生まれ、のちに幕府勘定方の塩谷奉正の養子になる。文政四年(一八二二)に郡代に就任した。在任中は淡窓の弟である広瀬久兵衛と結び水路や新田の開発に尽力する。重なる負担に対し日向を中心とする民衆による出訴が起ると天保六年(一八三五)に江戸に召喚された。嫌疑は晴れるも、二ノ丸留守居に転じ天保九年(一八三六)に没す。

(2) 身分について言及したものに前田勉氏の「広瀬淡窓における学校と社会」(『日本文化論叢』(17)、二〇〇九)がある。その中で、「福善禍悪が現実化している咸宜園は、敬天思想の培養の場であったという意味でも、不条理が横行する身分社会と対峙していた場」と指摘する。

(3) 本節の『燈下記聞』、『夜雨寮筆記』、『迂言』、『醒斎語録』は、『淡窓全集』(日田郡教育委員会一九七〇年)に拠る。

(4) 驕慢なさま。『春秋左傳』哀公六年に「彼皆偃蹇、将棄子之命。」とある。

(5) 『老子』三章に「是以聖人之治、虚其心、实其腹、弱其志、强其骨。」とある。

(6) 淡窓の武士以外を鍛錬して有事に備えるという思想は、当時、革新的であり後の時代において長州藩の高杉晋作の奇兵隊など諸隊の結成により実現することとなる。

(7) 天より与えられた寿命。『孟子』尽心上篇に「孟子曰、莫非命也。順受其正。是故知命者、不立乎巖牆之下。尽其道而死者、正命也。桎梏死者、非正命也。」とある。

(8) 変易できない命令。『詩経』大雅に「訏謨定命、遠猶辰告。」とある。

(9) 顔淵の夭折は、『論語』先進に「顔淵死。子曰、噫、天喪予、天喪予。」とあり、冉伯牛の罹患については『論語』雍也に「伯牛有疾。子問之。自牖執其手曰、亡之。

命矣夫。斯人也而有斯疾也。斯人也而有斯疾也。」とある。命を顔淵・冉牛の事例で説明するのは、『朱子語類』孟子に「問、莫非命也。命是措氣言之否。曰、然。若在我無以致之、則命之寿夭、皆是合当如此者、如顔子之夭、伯牛之疾、是也。」とある。(10) 淡窓の天命観は、袁了凡よりも朱子に近いと考える。『陰鷲録』では「務要積徳、

務要包荒、務要和愛、務要措精神、従前種種、譬如昨日死、従後種種、譬如今日生。』とあり天命を変え得るものと捉える。一方、『朱子語類』論語では、「死生自有定命、若合死於水火、須在水火裏死。合死於刀兵、須在刀兵裏死。看如何逃不得。」とある。付記本節は、令和二年度成宜園教育研究センター研究奨励事業の助成による研究成果に基づくものである。

第三節 福沢諭吉の旧時代認識と士分意識

はじめに 福沢諭吉が、武士や武士道について深い関心を示した点はその著からも読み取れる。加えて、士分の者達を前身とする士族を特別視していた点は、これまでの研究で指摘（1）された通りである。しかし、その理解や評については一見するに複雑で真意が判然とし、忠臣が主君の為に討ち死にするのと主より預かった金を失い自死した権助の死を同列に論じる。文明の益とならない点では等しい死とする（2）。その一方で、「瘦我慢の説」では旧幕臣ながら明治新政府で頭職となつた勝海舟と榎本武揚を取り上げ、両者が士風を損じた論難する（3）。ならば、この両名は、江戸城もしくは五稜郭にて徳川家に節義を立て討ち死すべきであつたのか。福沢の論理に従えば、その死は先に批判した正成や権助の死に様と何ら変わらない。にもかかわらず、なぜ勝と榎本にはこれを求めるのか。この武士理解、ならびに「士」論は煩瑣であり、一見すると矛盾を内包しているように見える。しかしながら、その中で特色として見出せるのが明治新政府を構成する薩摩・長州両藩出身者に対する反感（4）と徳川家に対する親しみである。維新について福沢自身も述べ、また史実として一方に味方したということはなかった。また、「門閥制度は親の仇（5）」の一語に集約されるように旧時代に否定的な認識を保持していたと印象を与える。しかし、新政府をすべて肯定し、旧幕府を過去の遺物としたのかといえれば後述するように、そうではなかつたのである。

素と私は小士族の家に生まれ、その頃は封建時代の事で日本國中何れも同様、藩の制度は守旧一偏の有様で、藩士銘々の分限がちやんと定まって、上士は上士、藩下士は下士と家に生れたようにして、その間に少しも融通があられない。そこで上士族の家に親も上士族であれば、自から上流士族の者から常に軽蔑を受けない。従て小士族の家に生れた者は、自から目下に見下すと云いう風が変らない。私愚少年の時からそれ、就上士は下士を見下すと云いう風が専ら行われ、私愚少年の時からそれ、就上士は下士を見下すと云いう風が

ここで自らの幼少期を回顧する。その身分が藩内で決して高いものでなかつた。軽格の如く侮蔑なく、父の逝去に伴い、藩に戻り遊学で離れるまで過ぎた中津の地や大人格の如何ではなく、柄の高下のみが論じられるものであつた。

後に己の思いと幕臣の父の逝去に伴い、藩に戻り遊学で離れるまで過ぎた中津の地に對する才力といふものは、まさに世襲に對す憤懣に尽きるといつても過言ではない。言説を取ることより幕臣の父の逝去に伴い、藩に戻り遊学で離れるまで過ぎた中津の地でない。福澤は旧幕藩体制を全否定的に捉えたのかといえぬ。一方、二百有

余の間に泰平を維持した政治的實力がある者には虚位を与へず、虚位高き者に川は實権を許さず、天下の中央の一手に掌握して、自由自在に均せしめて根本の権をば中央の一手に掌握して、自由自在に天下を統一する所なく、自由自在に天に御識者今に感服する所あり。趣は殊なれども治法の極妙に達したるも徳の治世の特色を論じること感服する所あり。憲政と一風変わったものだが、統治方法は非常の優れ、今でも認めざるを得ない。これは憲政と一風変わったものだが、統治方法は福澤の解に、すぐれたら側面を有して、さる統治方法はいえ、概に旧悪として捨去るべきでない。

（『福翁自伝』）

練りに返し。前。に。見。て。な。お。勇。進。す。る。の。一。事。は。三。河。武。士。全。体。の。特。色。、。德。川。家。の。家。風。な。る。が。ご。と。

康。に。付。き。従。い。な。る。が。こ。こ。で。も。武。士。の。範。た。る。は。三。河。武。士（8）で。あ。る。と。述。べ。る。つ。ま。り、。家。

の。特。質。は。瘦。我。慢。主。家。の。利。益。と。な。る。な。ら。ば、。い。か。な。困。難。で。あ。ろ。う。と。事。の。成。否、。勝。ち

負。け。に。関。わ。ら。ず。挑。む。心。根。を。言。う。の。で。あ。る。に。し。て。奉。公。す。る。の。は、。特。段、。三。河。武。士。に。限

の。例。を。挙。げ。ば、。い。主。家。の。例。を。探。せ。ば。内。外。を。問。わ。ず。多。く。見。付。け。る。こ。と。が。出。来。る。同。時。代

の。例。を。引。き。受。け。ば、。大。友。家。に。仕。え。た。高。橋。紹。雲。が。い。る。岩。屋。城。の。戦。い。で、。島。津。の。大。軍。を。一

手。に。引。き。受。け。て。討。ち。死。し、。豊。臣。方。の。援。軍。が。来。る。ま。で。の。時。間。を。稼。い。だ。武。將。で。あ。る。

藩。祖。と。す。る。柳。川。藩。の。者。に。士。の。鑑。を。問。う。た。な。ら、。其。の。答。え。は。当。然。な。が。ら。福。沢。と。は。異。な

の。推。察。で。左。右。さ。れ。る。武。士。の。鑑。を。問。う。た。な。ら、。其。の。答。え。は。当。然。な。が。ら。福。沢。と。は。異。な

認。こ。れ。は。徳。川。家。に。縁。の。者。の。み。で。あ。る。詰。ま。る。と。こ。ろ、。三。河。武。士。を。理。想。の。考。え。を。示

す。と。は。福。沢。は、。や。家。に。縁。の。者。の。み。で。あ。る。詰。ま。る。と。こ。ろ、。三。河。武。士。を。理。想。の。考。え。を。示

そ。の。別。と。し。て。は、。康。に。付。き。従。い。な。る。が。こ。こ。で。も。武。士。の。範。た。る。は。三。河。武。士（8）で。あ。る。と。述。べ。る。つ。ま。り、。家

孫。を。別。と。し。て。は、。康。に。付。き。従。い。な。る。が。こ。こ。で。も。武。士。の。範。た。る。は。三。河。武。士（8）で。あ。る。と。述。べ。る。つ。ま。り、。家

し。て。は、。康。に。付。き。従。い。な。る。が。こ。こ。で。も。武。士。の。範。た。る。は。三。河。武。士（8）で。あ。る。と。述。べ。る。つ。ま。り、。家

例。を。一。言。で。表。わ。し。た。も。の。が。理。想。の。武。士。像。と。は、。三。河。武。士。を。意。味。す。る。の。で。あ。ら。な。い。精。神。で。あ。る。美。徳

を。一。言。で。表。わ。し。た。も。の。が。理。想。の。武。士。像。と。は、。三。河。武。士。を。意。味。す。る。の。で。あ。ら。な。い。精。神。で。あ。る。美。徳

実。行。す。る。前。から。そ。の。失。敗。が。歴。然。と。し。て。い。て。も、。主。家。の。用。に。な。る。の。で。あ。ら。な。い。精。神。で。あ。る。美。徳

例。を。一。言。で。表。わ。し。た。も。の。が。理。想。の。武。士。像。と。は、。三。河。武。士。を。意。味。す。る。の。で。あ。ら。な。い。精。神。で。あ。る。美。徳

例。を。一。言。で。表。わ。し。た。も。の。が。理。想。の。武。士。像。と。は、。三。河。武。士。を。意。味。す。る。の。で。あ。ら。な。い。精。神。で。あ。る。美。徳

一 士外るる相 　　にろ 識にじと 　　に尚は士
 節こののとこ互 　　資うこにしる位ゆ多で浪族
 斯せの我でこの重出しとに守士すとう依て。置えい己人と故上
 のし士実ある人き自たを補進旧族るすし抛世そづにたが、称にの
 如め流業。ま置者重味合し百既にの士ての疑は。族族こ、者族に
 くの社たき達要しうた姓に期で族い疑は。族族こ、者族に
 なるの社たき達要しうた姓に期で族い疑は。族族こ、者族に
 ね後人会は、士自劣の。係ば人のるな優。容はき旧字以者、必用を
 ばのにの士自劣の。係ば人のるな優。容はき旧字以者、必用を
 、事帰全化らつはそと、が政のい越れり続武を上、必ず用を
 之とせ権し、のた、のし農よ権で。性ざ、き士使に医した種
 に知ぎはた思存福結つも其得つ指説所族たにと事、もる族
 当るる遂人がをとしこ、ち事り。のなが、ら、士、の従来で彼等
 る可し、士流会開のし捉をらの実層はたる士人者と相謀、ぶも
 人。苟も学の中てえ特段、が他点で階層よ、りだおの幸迷る百
 亦蓋も学者の中心たい、た他点で階層よ、りだおの幸迷る百
 斯し実業の手でたい、た他点で階層よ、りだおの幸迷る百
 の実業の手にてたい、た他点で階層よ、りだおの幸迷る百
 如業の真の帰差配すべきと明確に論じたのが次の武
 くな貴重に達しをこ見る復た疑ふ可らず。人。其悉に廉恥
 なるの社たき達要しうた姓に期で族い疑は。族族こ、者族に
 ね後人会は、士自劣の。係ば人のるな優。容はき旧字以者、必用を
 ばのにの士自劣の。係ば人のるな優。容はき旧字以者、必用を
 、事帰全化らつはそと、が政のい越れり続武を上、必ず用を
 之とせ権し、のた、のし農よ権で。性ざ、き士使に医した種
 に知ぎはた思存福結つも其得つ指説所族たにと事、もる族
 当るる遂人がをとしこ、ち事り。のなが、ら、士、の従来で彼等
 る可し、士流会開のし捉をらの実層はたる士人者と相謀、ぶも
 人。苟も学の中てえ特段、が他点で階層よ、りだおの幸迷る百
 亦蓋も学者の中心たい、た他点で階層よ、りだおの幸迷る百
 斯し実業の手にてたい、た他点で階層よ、りだおの幸迷る百
 の実業の手にてたい、た他点で階層よ、りだおの幸迷る百
 如業の真の帰差配すべきと明確に論じたのが次の武

精問と家戸この旧の位士 小
 神わす康幕の均時子封置が福結
 をなるは府よの衡代と建づ身沢
 一い。力をうのすし制け分にお
 瘠勇まの開な政べて生のうしける
 我慢、衡た平い論治てまもとて
 一武こで徳か、遅れ、続ため
 と士れ治川ら明れ、続た出いから、その理想とする姿がいかなるものかについて考察した。加えて、
 論団を世家康川に捨自てをれなく、
 じで支を康と家お去ゆきえたに門閥。た時代に、士の存在や彼等が重視した思想をいかに、
 るあえ生と天にけるべきもりの受けたるはなかたつるもその統た。こ
 。つた家出下対する明開化へとる繋がる下地を。築よいと高治つ。そ
 こた。臣し統一に思入とるが讀み取れを。築よいと高治つ。そ
 よこ団た未に盡力し英傑であり、す。士風を再びる。福沢のよ、た、
 ない、曾有のし、た、代に對する。士風を再びる。福沢のよ、た、
 評つ自の英傑であり、す。士風を再びる。福沢のよ、た、
 のた。世の利益のよ、た、代に對する。士風を再びる。福沢のよ、た、
 背景にそは出名が主家を優る。福沢のよ、た、
 にそは出名が主家を優る。福沢のよ、た、
 は出名が主家を優る。福沢のよ、た、
 出が主家を優る。福沢のよ、た、
 身が主家を優る。福沢のよ、た、
 が主家を優る。福沢のよ、た、
 譜ら家を優る。福沢のよ、た、
 代を優る。福沢のよ、た、
 のと先ん、事、河、武、徳、川、

か継をれ明以 じしこ
 す承有た治外結るか
 のしす存時の局。しまを
 をよと在代層、そ、でな
 期う解であなで沢て前
 すとしあなで沢て前
 もすてつり、張説の、的、
 のるいた、張説の、的、
 でのた。自身、張説の、
 であ。そ身、張説の、
 っは。そ身、張説の、
 た。い。は。等。が。平。民。社。会。の。た。つ。て。も。の。は。過。去。の。物。で。は。な。く。未。だ。に。そ。の。ま。ま。生。

(5) 『福翁自伝』に「私の為に門閥制度は親の敵で御座る。」とある。

(6) 小泉信三『福沢諭吉』(岩波書店、一九六六)に、「福沢が旧幕臣の感情を以て、すなわちシナでいう前朝の遺臣の心事を以て、明治政府にたいしたと解することは、必ずしも当たらない。おそらくそんな単純なものではないであろう。けれども、それを全然度外視することもまた当たらないと思う。」とあり、伊藤正雄「吉川弘文館、一九六九)に「三河以来の譜代大名奥平家の禄を食み、一時は幕府直参の班にも列した福沢諭吉の昂然たる」さむらひ”魂が脈打つてゐると思はれる。」とある。

(7) 本節の『旧藩情』、『福翁自伝』、『維新以来の政界の大勢』、『国会の前途』、『瘦我慢の説』、『時事小言』、『実業論』は、『福沢全集』(時事新報社、一九二五)に拠った。

(8) 福沢は三河武士を称揚するが、本多正信をはじめとした譜代の多くが参加した三河一向一揆や、武田方に内通した大賀弥四郎、豊臣秀吉に降った石川数正などのその家風に反す事例もある。

(9) 一例をあげれば、佐賀藩士の山本常朝『葉隠』(聞書第四に「その世の威徳、日の字の御光、今が世迄輝き、賀類なき御家」とあり、藩祖鍋島直茂を武士の鑑とし自藩を並ぶものないものと称賛する。

(10) 「武士は相見互々(『時事新報論集8』)に「殊に武家にありては武士道即ち徳教にして、素より明文の抛る可きなしと雖も、前記の如き美談をして父老が爐辺の物語に口授する所のものこそ実に修身の根本」とある。

(11) 『福翁自伝』に「所が斯く評せらるる前朝の遺臣殿は、久しい以前から朝の門閥制度、鎖国主義に愛想をつかして、維新の際に幕府の忠臣義士が盛んに忠義論を論じて佐幕の気焰を吐いて脱走した議論もせず、脱走連中に知る者があれば、余計な事をなすに、私は強いて議論もせず、脱走連中に「から、福沢を評する前に朝の遺臣論も勘合ぬ。」とある。

(12) 福沢の思想形成に出身藩の中津藩が果たした役割については、西澤直子「福沢諭吉の近代社会構想と中津」(『モラロジー研究』.. 倫理道德研究フォーラム』79号、

(13) 福沢の士論は、三河武士をその理想に置くも、大久保忠教『三河物語』といつ

近世武士思想を檢討するにあたり、江戸時代末を中心として、代々の藩士で
 ある吉田松陰と淺見綱齋の學問の進歩、福澤諭吉と西郷從之の海外活動、
 選んだ者に対する考察は、その概を述べ、武士道の思想によ
 っ、大異なるもの、徳川幕府の政治情勢不安定、格上を見せ、
 あり、時代末期は、身分なく、川幕府に、新政治の崩壊、格上を見せ、
 たも、代末現れる、身分なく、川幕府に、新政治の崩壊、格上を見せ、
 府成期の定められた身分なく、川幕府に、新政治の崩壊、格上を見せ、
 を経るに、政決は、船航以後の大政不安定、格上を見せ、
 本、幕府の政治決定は、船航以後の大政不安定、格上を見せ、
 か、この幕府の政治決定は、船航以後の大政不安定、格上を見せ、
 には、將軍の一人、徳川齊昭や松平春嶽と、薩摩藩主島津重豪の
 す、よ、な、事、態、と、な、つ、た、た、た、た、た、た、た、た、た、
 頭、著、と、な、御、人、株、の、た、た、た、た、た、た、た、た、
 と、や、れ、た、御、人、株、の、た、た、た、た、た、た、た、た、
 け、ら、う、た、御、人、株、の、た、た、た、た、た、た、た、た、
 閣、と、争、う、た、御、人、株、の、た、た、た、た、た、た、た、た、
 つ、ま、り、江、戸、の、時、代、初、期、に、形、成、さ、れ、た、武、士、道、が、
 え、の、あ、り、方、が、問、題、に、形、成、さ、れ、た、武、士、道、が、
 身、の、あ、り、方、が、問、題、に、形、成、さ、れ、た、武、士、道、が、
 に、こ、の、よ、う、な、時、代、に、形、成、さ、れ、た、武、士、道、が、
 と、よ、り、の、才、覚、に、よ、つ、て、立、て、ら、れ、た、者、の、先、祖、か、ら、
 は、そ、れ、ぞ、れ、自、ず、と、士、に、對、す、る、認、識、や、君、臣、関、係、と、い、つ、た、も、の、
 吉、田、松、陰、は、一、時、論、じ、る、箇、所、が、あ、つ、た、。お、い、て、身、分、の、高、弟、の、高、杉、晋、作、が、民、兵、組、織、の、奇、
 幕、府、や、藩、を、不、要、と、論、じ、る、箇、所、が、あ、つ、た、。お、い、て、身、分、の、高、弟、の、高、杉、晋、作、が、民、兵、組、織、の、奇、

兵隊を作った点から、これまでの身分制に対して懐疑的な姿勢を示したと一部では、毛利家に代々仕えてきた藩士という自負、藩公から受けた特別な恩顧にいかにも報いる、かと、ここには強い譜代意識があまり、藩内では禄位の高い上士とはいえない、自覚したればこそ、また、水戸藩の『大日本史』編纂事業の中で、その才覚が認められ士分に取れ立てられた藤田幽谷・東湖親子や会沢正志斎といった後期水戸学者は、程度の差こそあれ、一貫して世襲に對して非難を加えていた。その一方で、藩主の後継については藩祖頼房以来の血統を重んじ、徳川斉昭の就任運動を行った。彼等は、自らの才能によつてその職位を得た者であつたからこそ、士の本質的改革を指すものではなかつた。弊害を批判したのであつた。しかしながら、身分秩序の根本的幕藩体制の維持がなかつた。なぜなら、尊王を唱える水戸学者達も、その前提に幕藩体制の維持がなかつたからである。結果として、藩内の政争の延長で起きた事件であつた。つまり、自身の能力によつて、松陰と後期水戸学者の幽谷・東湖親子と正志斎は、思想形成において藩主・藩といつた存在が大きな影響を与えられたものであつた。それゆゑに自説を論じるに、自藩内では有効な藩祖の毛利元就や世に知られた二代藩主徳川光圀の逸話を引用し、その権威を用いたのである。中津藩士で明治時代となり士族の身分を捨て平民となつた福沢論吉の言説にも見られる。福沢は旧藩やその体制を批判的に述べている。しかしながら、その武士解、解士のおいて理想とするのは三河武士であつた。中津奥平家といふ親藩出身からすれば、旗本の御家人の遠祖であるその子孫たる幕臣が敵であつたりは親藩や譜代として仕え、つまりは、自藩と一定の距離を有して江戸城を枕にし、討ち死にする、責めるのであつた。つまりは、自藩と一定の距離を有して江戸城を枕にし、討ち死にする、藩

方で士道を論じた『山鹿語類』臣道においても、「士の君に仕ふること、身を委ぬるを以て本とする。」と述べる。このように主君の意向を汲み取り、私を差し挟まず従うのが忠義とする。しかし、本論文で見えてきたように、藩や藩主の為という大義名分のもと、行動であるが、武士道や士道が説く臣下のあり方と性格を別にしてきた。ゆえに、武士思想が帰属する幕府・藩により大きな影響を受けた点や、その多様性を考えるならば、武士道や士道の形成期からの一貫性は認められない。明治時代となり、幕藩体制は解体され、その士族という身分すらなくなり一臣民となつた上では、もはやその思想は新時代の要求に応える形で変質した虚像としてのみ生きるものであつた。つまり、そこには連続性を見出すことは不可能である。江戸時代末期を中心として身分に着目し、考察してきた。武士思想を検討するにあたり、江戸時代末期をその出自や、譜代か外様かといったように同じ士分であるうかとも世臣か新参かという大きな差異が見受けられた。また、士以外の出身者からみれば他の階層よりも高く位置づけられるもの、思想を同一職分の一つとして認識されていた。ここから、明治時代となり、武士思想を活用する時、思想の前提としてあつた藩主・藩との繋がりを断ち切つた上で、天皇に対しての忠義に読み替えられたゆえに、連続性という点から見たならば断絶したといえる。

注 (1) 『三河物語』、『葉隠』は、『三河物語 葉隠』(岩波書店、一九七四)、『山鹿語類』は、『山鹿素行全集』(岩波書店、一九四一)に拠つた。

初出一覧

序章

(未発表)

第一章

第一節

(原題) 山鹿流における楠木正成論―山鹿素行と吉田松陰から)

日本中国学会第七十三回大会 二〇二一年十月

第二節

(原題) 吉田松陰の経世論)

『研究論集』十三号 北海道大学大学院文学研究科 二〇一三年 九月

第三節

(未発表)

第二章

第一節

(原題) 藤田東湖の『孟子』観…徂徠学派との比較から)

『研究論集』十五号 北海道大学大学院文学研究科 二〇一五年 一月

第二節

(原題) 会沢正志斎の「趙盾論」に関する一考察)

『中国哲学』四十一・四十二合併号 北海道中国哲学会 二〇一四年 九月

第三節

(原題) 後期水戸学における「世襲」…幽谷・正志斎・東湖を中心に)

『哲学・思想論叢』三十九号 筑波大学哲学・思想学会 二〇二一年 一月

第三章

第一節

(原題) 浅見綱斎『靖献遺言』における処士論―陶潜と劉因についての評から)

和漢比較文学会東部例会 二〇二一年 十二月

第二節

（原題） 広瀬淡窓の身分認識―士分についての考察）
『咸宜園教育研究センター研究紀要』十一号 日田市 二〇二二年三月
第三節
（未発表）
結論
（未発表）

引用文献一覧

第 序 章

第一章

第一節 『山鹿語類』、『山鹿随筆』、『謫居童問』、『謫居随筆』は、広瀬豊『山鹿素行全集』(岩波書店、一九四〇)に拠った。

第二章

第二節 『武教全書講章』、『講孟余話』、『将及私言』、『丙辰幽室文稿』、『戊午幽室文稿』、『己未文稿』、『己未文稿』、書簡は、『吉田松陰全集』(岩波書店、一九七三)に拠った。

第三章

第三節 『講孟余話』、『鴻鵠志』、『辛亥歳雑抄』、『丙辰幽室文稿』、『李氏焚書抄』、『己未文稿』、『留魂録』は、『吉田松陰全集』(岩波書店、一九七三)に拠った。『莊子』は、『莊子集釈』(中華書局、一九六一)、『焚書』は、『焚書・続焚書』(中華書局、一九七五)、『靖献遺言』、『靖献遺言講義』は、『浅見綱斎集』(国書刊行会、一九八九)に拠った。

第二章

第一章

第一節 『孟軻論』は菊池謙次郎編『新定東湖全集』(国書刊行会、一九九八)、『孟子識』は『尚書学 孝経識 孟子識』(早稻田大学図書館所蔵、山城屋佐兵衛、一八五三)、

『孟子論』は頼惟勤校注『徂徠学派』(岩波書店、一九七二)、『護園十筆』は、

西田太一郎編『荻生徂徠全集』(みすず書房、一九七六)に拠った。

第二章

第二節 『趙盾論』は、名越時正編『会沢正志斎文稿』(国書刊行会、二〇〇二)、『春秋左氏伝』、『春秋公羊伝』、『春秋穀梁伝』は、『十三経注疏』(芸文印書館、一九九七)、

『春秋論』は、『欧陽修全集』(中華書局、二〇〇一)に拠った。

第三章

第三節 『正名論』、『新論』、『告志篇』、『人臣去就説』は、尾藤正英等編『水戸学』(岩波

第 三 章

第 一 節

書店、一九七三）、「丁卯封事」、「丁巳封事」、「勸農或問」、「上総裁」、「長久保赤水宛書状」、「與小宮山君」は、菊池謙次郎編著『幽谷全集』（吉田彌平、一九八五）、『泮林好音』は、瀬谷義彦『會澤正志齋』（文教書院、一九四二）、『読葛花』は、関儀一郎編『日本儒林叢書』（鳳出版、一九七八）、『弘道館記述義』、『常陸帯』、『壬辰封事』は、菊池謙次郎編著『新定東湖全集』（国書刊行会、一九九八）に拠った。

第 二 節

『晦庵集』は『朱子全集』（上海古籍出版社、二〇〇二）、『靖献遺言』、『靖献遺言講義』は『浅見綱斎集』（国書刊行会、一九八九）、『拘幽操師説』、『常話雑記』、『拘幽操附録』は『山崎闇斎学派』（岩波書店、一九八〇）に拠った。

第 三 節

『燈下記聞』、『夜雨寮筆記』、『迂言』、『醒齋語録』は、『淡窓全集』（日田郡教育委員会一九七〇年）に拠る。

結 論

『旧藩情』、『福翁自伝』、『維新以来の政界の大勢』、『国会の前途』、『瘦我慢の説』、『時事小言』、『実業論』は、『福沢全集』（時事新報社、一九二五）に拠った。

『三河物語』、『葉隠』は、『三河物語 葉隠』（岩波書店、一九七四）、『山鹿語類』は、『山鹿素行全集』（岩波書店、一九四一）に拠った。

参考文献

参考文献は、著者名、または編者名の五十音順で示した。また、同一著者については

- 荒木見悟『陽明学の開展と仏教』(研文出版、一九八四)
 荒木見悟『陽明思想の位相』(研文出版、一九九二)
 荒木見悟『陽明学と儒教』(研文出版、一九九三)
 荒木見悟『陽明学』(研文出版、一九九三)
 川義次『宋学の西遷—近代啓蒙への道—』(人文書院、二〇〇九)
 伊藤益厚『日本人の死.. 日本行動と思想』(評論社、一九七三)
 伊藤厚『伊藤仁斎・(附)伊藤東涯』(明德出版社、一九八三)
 井上源吾『高橋彦彦』(一九九三、葦書房)
 井上敏幸『高橋彦彦』(思文閣出版、二〇一六)
 井上義巳『高橋彦彦』(吉川弘文館、一九八七)
 今井淳・小澤富夫編著『日本思想論争史』(ぺりかん社、一九七九)
 今中寛司『徂徠学の基礎的研究』(吉川弘文館、一九六六)
 今中寛司『徂徠学の近代化と維新』(ぺりかん社、一九八二)
 宇野精一『徂徠学』(講談社、一九八四)
 海原徹『吉田松陰』(講談社、一九八四)
 海原徹『吉田松陰』(講談社、一九八四)
 大野出『日本近世と老荘思想』(ミネルヴァ書房、二〇〇三)
 魚返善雄『中国の考え方』(宝文社、一九五二)
 魚返善雄『禅問答四十八章』(学生社、一九五五)
 (ぺりかん社、一九九七)

- 子安宣邦 『鬼神論』 神と祭祀のディスコース』 (白澤社、二〇〇二)
- 子安宣邦 『日本人は中国をどう語ってきたか』 (青土社、二〇一三)
- 近藤啓吾 『靖献遺言講義』 (国書刊行会、一九八七)
- 近藤啓吾 『浅見綱齋の研究』 (臨川書店、一九九〇)
- 近藤啓吾 『浅見綱齋集』 (国書刊行会、一九八九)
- 近藤啓吾 『靖献遺言』 (錦正社、二〇〇八)
- 相良亨 『日本人の伝統的倫理観』 (理想社、一九六四)
- 相良亨 『武士道』 (塙書房、一九六八)
- 佐久間正 『徳川日本の思想形成と儒教』 (ぺりかん社、二〇〇七)
- 佐藤鍊太郎 『禅の思想と剣術』 (ベースボール・マガジン社、二〇〇八)
- 信夫清三郎 『象山と松陰 開国と攘夷の論理』 (河出書房新社、一九七五)
- 島田虔次 『朱子学と陽明学』 (岩波書店、一九六七)
- 島田虔次 『隠者の尊重』 (中国の歴史哲学) (筑摩書房、一九九七)
- 島田英明 『中国の伝統思想』 (みすず書房、二〇〇一)
- 島田英明 『歴史と永遠』 (江戸後期の思想水脈) (岩波書店、二〇一八)
- 徐興慶 『東アジアの覚醒』 (近代日中知識人の自他認識) (研文出版、二〇一四)
- 瀬谷義彦 『会沢正志斎』 (文教書院、一九四二)
- 高橋文博 『近世の心身論』 (徳川前期儒教の三つの型) (ぺりかん社、一九九〇)
- 高橋文博 『近世の死生観』 (清水書院、一九九八)
- 高橋文博 『近世の倫理思想』 (徳川前期儒教と仏教) (ぺりかん社、二〇〇六)
- 高山大毅 『近世日本の「礼楽」と「修辞」』 (荻生徂徠以後の「接人」の制度構想) (東京大学出版会、二〇一六)
- 立花均 『山鹿素行の思想』 (ぺりかん社、二〇〇七)
- 田中彰 『吉田松陰 変転する人物像』 (中央公論新社、二〇〇一)
- 田中加代 『広瀬淡窓の研究』 (ぺりかん社、一九九三)
- 田中秀樹 『朱子学の時代』 (治者の「主体」形成の思想) (京都大学出版会、二〇一五)

- 田原嗣郎 『徂徠学の世界』(東京大学出版会、一九九一)
- 田原嗣郎 『徳川思想史研究』(未来社、一九九二)
- 田原嗣郎 『赤穂四十六士論…幕藩制の精神構造』(吉川弘文館、一九九五)
- 辻本雅史 『近世教育思想史の研究』…日本における「公教育」思想の源流』(思文閣出版、一九九〇)
- 辻本雅史 『思想と教育のメディア史』…近世日本の知の伝達』(ぺりかん社、二〇一一)
- 土田健次郎 『道学の形成』(創文社、二〇〇二)
- 土田健次郎 『江戸の朱子学』(筑摩書房、二〇一四)
- 土田健次郎 『近世儒学研究の方法と課題』(汲古書院、二〇〇六)
- 土田健次郎 『朱熹の思想体系』(汲古書院、二〇一九)
- 唐国武 『道与儒学』(北京師範大学出版社、二〇一〇)
- 唐国武 『兵学』(社会科学文献出版社、二〇一六)
- 名越時正 『会沢正志斎文稿』(国書刊行会、二〇〇二)
- 奈良本辰也 『吉田松陰』(岩波書店、一九五一)
- 奈良本辰也 『武士の道』(Art Days、二〇〇二)
- 西晋一郎 『忠孝論』(岩波書店、一九三一)
- 芳賀登 『明治維新の精神構造』(雄山閣、一九七二)
- 芳賀登 『近代水戸学』(雄山閣出版センター、一九九六)
- 芳賀登 『明治御一新』(雄山閣、二〇〇〇)
- 芳賀登 『運動と草莽』(雄山閣、二〇〇三)
- 林賀登 『幕末志士の世界』(雄山閣、二〇〇三)
- 板東洋介 『徂徠学派から国学へ—表現する人間』(ぺりかん社、二〇一九)
- 尾藤正英 『日本封建思想史研究 幕藩体制の原理と朱子学的思惟』(青木書店、一九六一)
- 尾藤正英 『水戸学』(岩波書店、一九七三)
- 尾藤正英 『水戸学の特質』(東京武蔵野書院、一九三〇)
- 尾藤正英 『水戸学』(岩波書店、一九三〇)

福田殖 『宋元明の朱子学と陽明学』(研文出版、二〇一六)
 福田殖 『日本と朝鮮の朱子学』(研文出版、二〇一六)
 福田殖 『道教と日本文化』(人文書院、一九八二)
 福永光司 『道教思想史研究』(岩波書店、一九八七)
 福永光司 『中国の哲学・宗教・芸術』(人文書院、一九八八)
 古川哲史 『広瀬淡窓』(思文閣、一九七二)
 堀池信夫 『漢魏思想史研究』(明治書院、一九八八)
 堀勇雄 『山鹿素行』(吉川弘文館、一九八七)
 前田勉 『近世日本の儒学と兵学』(ぺりかん社、一九九六)
 前田勉 『兵学』(近世日本思想史の構図) (平凡社、二〇〇六)
 前田勉 『江戸後期の思想空間』(ぺりかん社、二〇〇九)
 松川健二 『江戸論』(汲古書院、一九九四)
 松本三之介 『近世日本の思想』(汲古書院、一九九四)
 松本三之介 『明治精神の構造』(岩波書店、一九九三)
 松本三之介 『明治思想における伝統と近代』(東京大学出版会、一九九六)
 丸山真男 『日本政治思想史研究』(東京大学出版会、一九五二)
 丸山真男 『忠誠と反逆』(転形期日本の精神的位相) (筑摩書房、一九九二)
 三浦国雄 『「朱子語類」抄』(講談社、二〇〇八)
 三浦国雄 『朱子と氣と身体』(平凡社、一九九七)
 三浦国雄 『朱子伝』(平凡社、二〇一〇)
 溝口雄三 『李卓吾 正統を歩む異端』(集英社、一九八五)
 溝口雄三 『中国の衝撃』(東京大学出版会、二〇〇四)
 山口雄三 『後期の戸学の人々』(江戸の思想家たち(下)) (研究社出版、一九七九)
 本山幸彦 『近世儒者の思想挑戦』(思文閣出版、二〇〇六)
 本山幸彦 『近世国家の教育思想』(思文閣出版、二〇〇一)

渡辺義浩『東中国文化の統一性と多様性』(汲古書院、二〇〇二二二)
 渡辺浩『アジアの王権』(東京大学出版会、二〇〇一〇一六)
 渡辺浩『近世日本社会の権威と思想』(岩波書店、一九五二)
 渡辺浩『明治革命の思想』(岩波書店、一九五二)
 和辻哲郎『日本政治の思想』(岩波書店、一九五二)
 吉田俊純『寛政の思想』(岩波書店、一九五二)
 吉田公平『日本近世の思想』(岩波書店、一九五二)
 吉田公平『中国近世の思想』(岩波書店、一九五二)
 吉田公平『日本近世の思想』(岩波書店、一九五二)
 吉川幸次郎『仁斎の思想』(岩波書店、一九七五)
 吉川幸次郎『陶淵明の思想』(岩波書店、一九七五)
 山井湧二『清儒の思想』(岩波書店、一九八〇)
 山下龍二『陽明学の研究』(岩波書店、一九八〇)
 山下龍二『陽明学の研究』(岩波書店、一九八〇)
 山口宗之『朱子学の研究』(岩波書店、一九八〇)
 森田吉彦『幕末政治の思想』(岩波書店、一九八〇)
 本山幸彦『兵学者の思想』(岩波書店、一九八〇)
 本山幸彦『吉田松陰の思想』(岩波書店、一九八〇)
 本山幸彦『尊王攘夷の思想』(岩波書店、一九八〇)
 本山幸彦『ウエッジ』(岩波書店、二〇〇一)
 本山幸彦『不出版』(岩波書店、二〇〇一)
 本山幸彦『二〇〇一』(岩波書店、二〇〇一)